

官報

号外 昭和二十八年七月二十三日

○第十六回 衆議院會議録第二十七号

昭和二十八年七月二十三日(大曜日)

議事日程 第二十六号

午後一時開議

第一 農林漁業組合連合会整備促進法案(内閣提出)

第二 建築士法の一部を改正する法律案(田中角榮君外十四名提出)

第三 商工会議所法案(小平久雄君外三十二名提出)

第四 危険校舎改築促進臨時措置法案(内閣提出)

第五 公立学校施設費国庫負担法案(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

電波監理審議会委員任命につき同意の件

国家公安委員任命につき同意の件

人事院勧告に関する政府の態度に對する緊急質問(加賀田進君提出)

日程第一 農林漁業組合連合会整備促進法案(内閣提出)

日程第二 建築士法の一部を改正する法律案(田中角榮君外十四名提出)

日程第三 商工会議所法案(小平久雄君外三十二名提出)

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議録第二十七号

電波監理審議会委員任命につき同意の件 國家公安委員任命につき同意の件 人事院勧告に関する政府の態度に對する緊急質問

日程第四 危険校舎改築促進臨時措置法案(内閣提出)

日程第五 公立学校施設費国庫負担法案(内閣提出)

昭和二十八年七月二十三日(大曜日)

午後二時三十分開議

○議長(堤康次郎君) これより會議を開きます。

○議長(堤康次郎君) お諮りいたします。内閣から、電波監理審議会委員に飯野毅夫君及び松方義三郎君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意するに御異議ありませんか。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 次に、内閣から、國家公安委員に高野鶴雄君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意するに御異議ありませんか。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議第二十七号 人事院勧告に關する政府の態度に對する加賀田君の緊急質問

意があるかどうかであります。從來政府の答弁の中によく聞くような、考慮いたしたいとか、あるいは検討したいとしますという不確実な答弁ではなくして、この際、この人事院勧告に對して、明快なる、政府の責任ある答弁を願いたいと思ふのであります。(拍手)

次に、昨年のベース勧告においても明らかなく、政府は勧告通りの期日に完全に実施したことはまだないのではありません。人事院の勧告に關する実態調査等をする場合に、一定の期間を定めて、その期間における条件を調査して、それに基づいて勧告を行うものであつて、當然調査期日の翌日より実施すべき必然の要素を勧告は含んでいゝとわれ／＼は信じております。しかるに、今次の十八日提出された勧告の内容を檢討してみますと、期日の問題に對して、こゝ書いてあります。この勧告がなるべくすみやかに実施されるように、国会及び内閣において適切な処置をとられんことを切望する、として、実施期日を明確にしていないことは、まったく人事院の責任回避であり、さもなくば吉田内閣の重圧に屈したか、あるいははなれ合いの一端を示すものとして、人事院のあり方に對して、われ／＼は重大なる関心を持たざるを得ないと思ふのであります。(拍手)今次の勧告は、本年の三月現在における種々の調査を基礎にして出されてゐるのでありますから、當然その翌月である本年の四月より適及して実施すべきであるといつては信じておるが、政府は、これをいつから実施しようとしてゐるのか、この点を明らかにいたしていただきたいと思ふのであります。昨年のごとく、六箇月

もの長い間遷延して実施するようないことであつては、公務員の生計費の赤字累積はとうてい解消することはできないと思ひます。従つて、私は、政府に對して、この点について良識ある御答弁をお願い申し上げます。

次に、五月上旬より最近に至るまで、公務員は、法の許す範囲の中において、当面の労働生活を勉めながら救うために、夏季手当一箇月分を要求して、院の内外を通じて政府に迫つて来ましたが、これは、政府と云ふよりも否定することのできない事実であります。政府はこれら公務員の要求に耳を傾けようとはしなかつたが、しかしながら、幸いに、その後予算委員会等における野党四派による〇・二五増上げ支給の決議によつて、ようやくその態度を改めるに至りましたが、かかる政府の態度と関連いたしましたが、勧告の中に示されてゐる夏季手当〇・五増額に對して、政府はどう考えられてゐるか。民間企業においては、本年の夏季手当は既に三箇月以上を越えております。たとえば、化学工業関係では一万五千円から三万円、電気器具製造業では一万五千円から一万八千円、電力会社においても一万三千円から一万八千円を出してあります。さらに高いところでは、セメント関係の五万円、紙、パルプ関係の四万円等、教養上げればいゝとまがないのでありますけれども、かかる民間企業の状態を振り返つて公務員の期末手当を考えると、政府は何を考へてゐるのか疑問を抱かざるを得ないのであります。この際、夏季手当に對する政府の明快なる態度をわれ／＼は求めます。

以上三點に對しては、吉田総理より責任ある答弁を願ひたいのでありますけれども、本日出席されておられませんので、緒方副総理より、総理にかわつて、政府の責任ある答弁をお願いいたします。

次に、浅井人事院總裁に伺ひたい。責任ある答弁を願ひたいのであります。われ／＼は、過般人事委員会を通じて要請するとともに、わが党の決議として、直接浅井人事院總裁に對して、ベース・アップの勧告は予算審議と重大なる関係を有するから、すみやかに提出して、予算に盛り込むことのできるように努力されたいと、数度にわたつて要請したにもかかわらず、調査研究中の理由を繰返しつつ、提出期日を引延ばして、遂に衆議院の予算通過の翌日である十八日の午前九時半において提出されたことは、人事院の自主性いづくにありやとわれ／＼は言わざるを得ないのであります。かかる人事院の態度は、吉田政府の重圧に屈した浅井總裁が予算通過の援助の配慮をなしたものであるとして、われ／＼は人事院今後の存在に大なる暗影を投げかけたものと言わざるを得ないのであります。(拍手)私は、勧告の内容については委員会に譲りまして、本院においては、ただ浅井總裁が人事院本来の使命をどのように考へてゐるか、さらには今後ともかかる不明朗なる政府の御用機関の態度を継続されようとしてゐるのかどうか、その意思を——特に人事院の内部においてすら、現在の總裁のあり方について不満の声がだん／＼と増大してゐることに留意されて、答弁をお願い申し上げます。

次に、大蔵大臣に御答弁願ひたいと思ひますが、本国会開会中に人事院勧告があることは、昨年八月一日に勧告が行われた現実にかんがみて、法的にも當然なことであります。従つて、予算審議と人事院勧告とは相前後して日程に上ることとは、大蔵大臣もよく御承知のことと思はれる。われ／＼は、すでにかかる事態を考慮いたしまして、先般の両社会党共同提出による予算の編成がえを求めた勧告の中には、当面人事院の新たな勧告を一万五千五百円として、一般公務員、教員、地方公務員、特別会計、政府関係機関職員等を合めて、合計二百三十七万人に對して六百二十七億四、夏季手当二箇月分を含めて合計七百二十二億四の予算化を含めてあることは、天下周知の通りであります。政府や大蔵大臣は、かかる予算審議と相前後して提出さるべきベース勧告に對して、公務員の窮乏化した生活実態を打開するために、なぜ人事院と協力して予算処置をとらなかつたのか。なお、政府は、今日衆議院において審議中の予算に對して、ベース勧告完全実施のために予算を組みかえる努力と誠意を示すべきだと思ふが、その用意を持つてゐるかどうか、さらには予算組みかえの誠意がないとするならば、当然補正予算を提出して勧告にこたへなければならぬと思ふが、政府は、かかる補正予算提出に至る条件があるにもかかわらず、補正予算を提出する考へがないと言ひ得るのかどうか、御答弁をお願いしたいと思ひます。もし政府として補正予算を提出する用意があるとするならば、いつごろに提出する考へを持つてゐるのか、この際明確にしたいのであります。(拍手)

最後に、大蔵大臣に……。一昨日の大蔵大臣と記者団との会談の発表をわれわれが新聞で見ますと、政府は新聞に對してはいつともわれ／＼は関知しないと言つておられますが、この人事院勧告の態度に對して、大蔵大臣はこゝ言つておられます。人事院勧告は聞きおく程度だと発表しておられます。もし事実だとするならば、人事院に對する侮辱の言語であつて、人事院設置の本質をわきまえない放言と言わざるを得ないと思ひます。(拍手)人事院設置の理由と——このことは報告ではありません。人事院は政府に對して勧告を行つてゐるのであります。この報告と勧告とを、大蔵大臣は日本語のわきまをえないのではないかとわれ／＼は考へます。

最後に、国家公務員は、國民の奉仕者という理由のもとに、憲法第二十八條に保障されてゐる労働者の基本権が奪はれてゐるから、その基本権にかわるものとして人事院が設けられてゐると、われ／＼は理解しております。従つて、人事院は、絶えず国家公務員の利益を擁護し、独立的な場立に立つて正当なる権利を主張して行くべきだと思ひます。その正当なる権利の主張が勧告として提示されるような場合に、その勧告の中には、国家公務員の労働者として持ち得る最大の権利、すなわちストライキ権が内包してゐるものであつて、このことは、昨年の十二月十三日、人事委員会において浅井總裁は、さう心得て勧告してゐると答弁されてゐるのを見て事実であります。しかるに、政府が、從來スト権の含まれてゐる重要な勧告を無視して、

公務員に生活の犠牲を強要するようなことは、行政運営に大なる支障を来すものであつて、公務員は、国民の奉仕者としての責任あるこの職務遂行に最大の能力を發揮して、公務の民主的な運営に努力することが使命であり、国民もまたそのことを望んでいるのであります。しかるに、吉田内閣の行くごとく、国家公務員その他の地方公務員に対する生活の犠牲を国民が望んでいないということを付言いたしまして、私の質問を終る次第であります。(拍手)

一、勧告の前提となる卸小売物価、消費者物価指数は、横ばい、ないし、わずかの上昇を見ておるにすぎません。これらの物価その他の経済指標から見て、勧告をそのまゝに行ふことには慎重な考慮を要するものと考へております。二、勧告自身の内容につきましては、調停との関連などもありまして、検討しなければならぬ問題があるかと考へております。三、かりに国家公務員について勧告を実施するとともに、これに準じて公共企業体職員及び地方職員についても同様な措置をとる場合におきましては、これが財政負担は年額でおおむね八百三、四十億円の巨額に達する見込みでありまして、財政の現状から見て相当な困難が予想されるのであります。従ひまして、これらの点を総合勘案いたしまして、今後慎重に検討いたしたいと考へております。ただいまのところ、予算の組みかえ、ないし、これについて補正予算を提出する考へは持つておりません。

○議長(堤隆次郎君) 日程第一、農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出一太郎君。

第一 農林漁業組合連合会整備促進法案(内閣提出) 日程第一、農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出一太郎君。

第一 農林漁業組合連合会整備促進法案(内閣提出) 日程第一、農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出一太郎君。

○議長(堤隆次郎君) 日程第一、農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出一太郎君。

第一 農林漁業組合連合会整備促進法案(内閣提出) 日程第一、農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出一太郎君。

第一 農林漁業組合連合会整備促進法案(内閣提出) 日程第一、農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出一太郎君。

第一 農林漁業組合連合会整備促進法案(内閣提出) 日程第一、農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出一太郎君。

第一 農林漁業組合連合会整備促進法案(内閣提出) 日程第一、農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出一太郎君。

○議長(堤隆次郎君) 日程第一、農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出一太郎君。

第一 農林漁業組合連合会整備促進法案(内閣提出) 日程第一、農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出一太郎君。

第一 農林漁業組合連合会整備促進法案(内閣提出) 日程第一、農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出一太郎君。

第一 農林漁業組合連合会整備促進法案(内閣提出) 日程第一、農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出一太郎君。

第一 農林漁業組合連合会整備促進法案(内閣提出) 日程第一、農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出一太郎君。

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議録第二十七号 農林漁業組合連合会整備促進法案

五一〇

整備計画の提出があつたときは、農林漁業組合連合会整備促進審議会の議を経て、大蔵大臣と協議の上、その整備計画が適当であるかどうかを認定しなければならぬ。

(整備計画の変更)

第七條 農林漁業組合連合会が前条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた整備計画を変更する場合には、第三條第三項及び第四項並びに前条の規定を準用する。

(合併の場合の特例)

第八條 第六條第二項(第三項において準用する場合を含む。)の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会が合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農林漁業組合連合会又は合併後存続する農林漁業組合連合会が整備を行おうとする場合には、当該合併についての登記の日現在により貸借対照表を複製し、これに基づいて整備計画をたてなければならぬ。

2 前項の規定による整備は、指定日(合併によつて成立した農林漁業組合連合会にあつては、当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会についての指定日とし、その指定日がそれぞれ異なるときは、当該合併についての登記の日)に最も近い指定日とする。)から起算して十年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに第四條に規定する条件を満たすように整備を行わなければならない。

3 第一項の場合には、第三條第三項及び第四項並びに第五條から前条までの規定を準用する。

(農林漁業組合連合会整備促進審議会)

第九條 農林省に、農林漁業組合連合会整備促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第六條第二項に定めるものの外、農林大臣の諮問に應じ、農林漁業組合連合会の整備計画の実施状況その他農林漁業組合連合会の整備の促進に関する重要な事項を調査審議する。

8 審議会は、農林漁業組合連合会の整備の促進に関する重要な事項について関係行政機関の長に建議することができる。

第十條 審議会は、委員九人以内で組織する。

2 委員は、左に掲げる者につき、農林大臣が任命する。

一 審議会の所掌事務に關し学識経験を有する者 六人以内

二 関係行政機関の職員 三人以内

3 審議会に会長を置く。

4 会長は、委員のうちから互選する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

7 委員は、非常勤とする。

8 前各項に定めるものの外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府の助成措置)

第十一條 金融機関は、農林漁業組合連合会が整備を行うに際し当該農林漁業組合連合会に対する債権の利息を減免したときは、省令で定める手続により、当該農林漁業組合連合会の整備の実績を記載した書類を添えて、政府に補助金の交付を申請することができる。

第十二條 政府は、前条の申請があつた場合において、当該申請に係る農林漁業組合連合会が左に掲げる条件に適合するときは、省令で定めるところにより、毎年、予算の範囲内において、当該金融機関に対して補助金を交付することができる。

一 第六條第二項(第七條及び第八條第三項において準用する場合を含む。)の規定により整備計画が適当である旨の認定を受けていること。

二 当該整備計画に従ひ誠実に整備を行つてゐると認められること。

第十三條 政府が前条の規定により補助金を交付する場合における毎会計年度の補助金の額は、金融機関ごとに、当該金融機関が第十一條の規定により行つた申請に係る農林漁業組合連合会についての指定日から起算して十年以内に、且つ、前会計年度中に減免した利息の額を限度として、当該金融機関が減免した利息に係る元本債権の残高に年五分以内の率を乗じて得た額とする。

(法人税法の特例)

第十四條 第六條第二項(第七條に

おいて準用する場合を含む。)次条において同じ。)の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会の昭和二十五年一月一日以後に開始する最初の事業年度の開始の日から指定日の属する事業年度の終了の日までの各事業年度において生じた欠損金(合併によつて成立した農林漁業組合連合会又は合併後存続する農林漁業組合連合会にあつては、当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会から引き継いだ当該欠損金を含む。)は、当該農林漁業組合連合会の整備計画において欠損金の全部の補てんが完了することとなつてゐる事業年度までの各事業年度において、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。但し、指定日の属する事業年度(以下「基準事業年度」という。)において青色申告書(法人税法第二十五條第一項の申告書をいう。以下同じ。)を提出し、且つ、その後においても連続して青色申告書を提出している場合に限る。

2 前項の規定により各事業年度において法人税法第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金の金額は、当該欠損金の生じた事業年度以後の事業年度において同項の所得の計算上同項の総益金から控除されなかつたものに限る。

3 前二項の規定により法人税法第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金が同条第五項又

は農林漁業組合再建整備法(昭和二十六年法律第四十号)第二十条第一項の規定により損金に算入すべきものである場合には、当該欠損金については、これらの規定は、適用しない。

第十五條 第六條第二項の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会の最初に青色申告書を提出し、且つ、その事業年度が基準事業年度である場合には、当該農林漁業組合連合会が法人税法第二十五條第三項の規定により提出する申請書は、同項の期限後においても、指定日から一月以内は提出することができる。

2 前項の規定の適用を受ける農林漁業組合連合会で指定日から一月以内に指定日の属する事業年度が終了するものについて法人税法第二十五條第六項の規定を適用する場合においては、同項中「当該事業年度の終了の日」とあるのは「基準事業年度の終了の日から六十日を経過した日」と読み替へるものとする。

第十六條 第六條第二項(第七條及び第八條第三項において準用する場合を含む。)の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会が基準事業年度に續く事業年度の開始の日以後合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農林漁業組合連合会又は合併後存続する農林漁業組合連合会が第八條第三項において準用する第六條第二項の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けて

いるときは、合併によつて解散した農林漁業組合連合会が基準事業年度から解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度（当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないて解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度の直前の事業年度を除く。）において青色申告書を提出しているものの第十四条第一項の欠損金で当該合併によつて成立した農林漁業組合連合会又は合併後存続する農林漁業組合連合会にその欠損金として引き継がれたものは、合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日属する事業年度及びその事業年度終了の日後に開始し、当該農林漁業組合連合会の整備計画において欠損金の全部の補てんが完了することとなつている事業年度の終了の日までに終了する各事業年度においては、法人税法第九条第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。

3 第一項の場合には、第十四条第一項但書及び同条第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項但書中「基準事業年度」とあるのは、「合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度」と読み替へるものとす。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

第三十四条第一項の表中 「農林物資規格調査会」
農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。

「農林物資規格調査会」
農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。

農林漁業組合連合会整備促進法（昭和三十八年法律第 号）により、その権限に属せしめられた事項を行うこと。

農林漁業組合連合会整備促進法（昭和三十八年法律第 号）により、その権限に属せしめられた事項を行うこと。

2 農林漁業組合再建整備法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「欠損金」の下に「（農林漁業組合連合会整備促進法（昭和二十八年法律第 号）第三条第二項の規定により算入された額を除く。）を加へる。」

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

二十六年度から農林漁業組合再建整備法により、事業不振の農林漁業組合の再建整備を助成いたし、爾來相応の成績を収めて参つたのでありますが、特に農林漁業組合連合会について検討いたします。再建整備を目標とする増資につきましては、かなりの進捗を見ています。この増資は、相当の欠損金並びに固定化資金を擁しております。今後の増資には相当の困難が予想されます。このため、増資が所期の目標に到達いたした場合は、かゝる短期間にこの欠損金を補填し、かつ固定化した債務を償還するに足る事業利益を上げることは、はなはだ困難な実情にあるのであります。国会におきまして、この現状を重視いたし、本

農林委員会といたしましては、去る第十五国会におきまして、「政府はかかる事態を率直に認識し、組合経営の健全化を図るため総合的施策を強化すると共に、これら組合の借入金金利負担を軽減し、固定化債権の流動化を図るため、長期低利の財政資金を導入し、その利子を補給する等の方策を講じ、現下農業金融の異常なる梗塞状態を速かに打開すべきである。旨の決議を行つた次第であります。かくのごとき状況にありましますため、農業協同組合等は、現下における経済的自立の国家的要請にこたへるべくその機能を十分に発揮するといふ段階には、いまだお立ち至つていないのであります。以上の経過にかんがみまして、政府は従来の再建整備方式を確実に実行せしめましますとともに、農林中央金庫、その他農林漁業系金融機関が、経済事業を行なう農林漁業組合連合会に対し、その固定した債権の利子を軽減する等、積極的な援助を行うことを期待し、その援助を行う系統金融機関に対して助成措置を講じ、もつて農林漁業組合連合会の整備を促進し、その健全なる発達を期する目的をもつて、ここに本法案を提出した次第であります。

次に、本法案の内容の主要な点を申し上げます。一、この法律によつて整備を行わんとする農林漁業組合連合会は、省令で定める金融機関と協議して整備計画を樹立すること。二、整備計画においては、今後十箇年間に固定した債務の全部の整理と、欠損金の全部の補填を目標とすること。三、政府は、農林漁業組合連合会整備促進法に基き、その適否を決定し、その整備計画によつて援助を行う金融機

関に対し毎年補助金を交付すること。四、その他法人税上の特例を設け、整備計画が適当である旨の認定を受けた農林漁業組合連合会の税負担の軽減措置をとること等でございます。

本法案は、去る六月二十九日、本農林委員会に付託となり、七月一日、農林省事務次官より提案理由の説明を聴取いたしました。次いで十四日質疑を行い、さらに十八日には水産委員会との連合審査を行い、昨二十二日にも質疑を引續いて行いました。これらの質疑におきまして、改進黨金子委員、社会党足鹿、芳賀岡委員、小会派久保田委員の各委員から御発言がありました。特に各委員から、連合会のみでなく、単協も整備促進の対象とすべきであるとの御意見の陳述がございました。また水産委員会との連合審査会におきましては、自由党玉置、川村の両委員から、北海道における水産加工業協同組合連合会を対象に加えないのはいかなる理由かとの質問に対し、政府側から、本法案の趣旨は、直接生産者の団体を対象とするので、加工業組合を対象に加へることは困難であるが、それらの整備促進については他の面から善処する旨の答弁がございました。

昨二十二日をもつて質疑を終了いたしましたので、同日、ただちに討論を省略、採決を行いましたところ、全会一致をもつて政府原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤原次郎君） 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議録第二十七号 建築士法の一部を改正する法律案 商工會議所法案

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第二 建築士法の一部を改正する法律案(田中角榮君外十四名提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第二、建築士法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。建設委員長久野忠治君。

建築士法の一部を改正する法律案
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。
第十四条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 学校教育法による短期大学において、正規の建築又は土木に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、建築に關して三年以上の実務の経験を有する者

第十四条第二号中「学校教育法による短期大学」を「前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学」に改める。

附則第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、附則第五項を附則第六項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 左の各号に掲げる者について
は、前項中「昭和二十六年四月三十日まで」、「その引揚の日又はその拘禁を解かれた日(これらの日が昭和二十八年八月十四日以前であるときは、同年八月十五日)から一年以内に」とと読み替へて同項の規定を適用する。
一 昭和二十年八月十五日以前から引き續きソビエト社会主義共和国連邦、韓太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域に在留していた者であつて、昭和二十六年四月一日以後に引き揚げたもの
二 昭和二十年八月十五日以後前号に掲げる地域以外の地域に抑留されていた者であつて、昭和二十六年四月一日以後に引き揚げたもの
三 日本国との平和条約第十一條に掲げる裁判により拘禁されていた者であつて、昭和二十六年四月一日以後に本邦においてその拘禁を解かれたもの

附則
この法律は、昭和二十八年八月十五日から施行する。
建築士法の一部を改正する法律案(田中角榮君外十四名提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
○久野忠治君 ただいま議題となりました建築士法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本改正案の要旨を申し上げます。第一点は、一級建築士の受験資格に關するものであります。従来、短期大学の卒業生に対しては、建築に關する実務経験四年以上が必要とされておりましたが、短期大学には修業年限が二年のものや三年のものがありますので、三年制の短期大学卒業生に対しては、特に実務経験年数を一年短縮して三年とすることにした点でありました。第二点は、引揚者等に対する免許の特例に關するものであります。すなわち、建築士法施行当初の経過措置として、相当の実務経験のある者に対しては、試験によることなく、選考によつて建築士の免許が与えられたのであります。当時海外にゐつて、その後国内に引揚げた者、及び戦争犯罪者で釈放された者等で、前回の選考の當時これを受ける資格のあつた者に対して、試験によることなく、選考によつて免許を受ける機会を与えようとするものであります。

本法案は、去る七月十八日本委員会に付託されたものであります。その内容が簡単なものであり、当然行われるべき措置であるとの了解の上で、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

商工會議所法案

目次

- 第一章 総則(第一條―第五條)
- 第二章 商工會議所
- 第一節 通則(第六條―第八條)
- 第二節 事業(第九條―第十四條)
- 第三節 会員及び特定商工業者(第十五條―第二十三條)
- 第四節 設立(第二十四條―第三十四條)
- 第五節 管理(第三十五條―第五十六條)
- 第六節 監督(第五十七條―第五十九條)
- 第七節 解散及び清算(第六十條―第六十三條)
- 第三章 日本商工會議所(第六十四條―第八十條)
- 第四章 雜則(第八十一條―第八十六條)
- 第五章 罰則(第八十七條―第九十一條)

附則

第一章 總則

第一條 この法律は、國民經濟の健全な發展を図り、兼ねて國際經濟の進展に寄与するために、商工會議所及び日本商工會議所の組織及び運営について定めることを目的とする。

(人格及び住所)

第二條 商工會議所又は日本商工會議所(以下この章、第四章及び第五章において「商工會議所等」という)は、法人とする。
2 商工會議所等の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第三條 商工會議所等は、その名称中に「商工會議所」又は「日本商工會議所」の文字を用いなければならない。

2 商工會議所等でないものは、その名称中に「商工會議所等」であることを示す文字又は「商工會議所等」と誤認させるような文字を用いてはならない。但し、特別の必要がある場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(原則)

第四條 商工會議所等は、営利を目的として設けられない。

2 商工會議所等は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。

3 商工會議所等は、これを特定の政黨のために利用してはならない。

(登記)

第五條 商工會議所等は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、解散、清算人の就任、清算の終了等の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

第二章 商工會議所

第一節 通則

第六條 商工會議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第七條 この章において、「商工業者」とは、自己の名をもつて商行為をすることを業とする者、店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者、鑑業を営む者、取引所、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十二条第二項の会社、有限会社及び相互会社をいう。

2 この章において、「特定商工業者」とは、別表の上欄に掲げる商工業者の地区内において、第二十六条の場合においては創立總會終了の日、その他の場合においてはその商工業者の毎事業年度開始の日(以下この項において「基準日」という。)に引き続き六箇月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者のうち、左の各号の一に該当する者をいう。

一 基準日の一年六箇月前の日の属する年又は基準日の一年六箇月前の日の属する事業年度から基準日の六箇月前の日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度に係るその商工業者の地区を区域に含む都道府県における事業税又はその商工業者の地区内の市町村における釐金税として、基準日まで納付し、若しくは納付しなればならないことが確定した税額が、それぞれ同表の中欄に掲げる金額又は当該金額以上であつてその商工業者所がその事業年度ごとに通商産業大臣の許可を受けて定め、且つ、公告した金額に相当する者

二 基準日における資本金額又は払込済出資総額がそれぞれ同表の下欄に掲げる金額又は当該金額以上であつてその商工業者所がその事業年度ごとに通商産業大臣の許可を受けて定め、且つ、公告した金額に相当する者

類以上であつてその商工業者所がその事業年度ごとに通商産業大臣の許可を受けて定め、且つ、公告した金額に相当する者(地区)

第八條 商工業者の地区は、市(都の区のある地域においては、そのすべての区をあつたもの。以下同じ。)の区域とする。但し、商工業者の状況により必要があるときは、県の区域、町の区域又は市と市町村若しくは町と町村をあつたものの区域とすることができ

2 前項但書の区域のうち、町の区域又は町と町村をあつた区域は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十一条第一号から第三号までの規定に要件を備へたものでなければならぬ。但し、商工業者の状況により、特に必要があるときは、この限りでない。

3 商工業者の地区は、相互に重複するものがあつてはならない。

第二節 事業

(事業の種類)

第九條 商工業者所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

一 商工業者所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。

二 行政庁等の諮問に應じて、答申すること。

三 商工業に関する調査研究を行うこと。

四 商工業に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。

五 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に

係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。

六 輸出品の原産地証明を行うこと。

七 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。

八 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。

九 商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行うこと。

十 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあつた旋を行うこと。

十一 商事取引に関する仲介又はあつた旋を行うこと。

十二 商事取引の紛争に関するあつた旋、調停又は仲裁を行うこと。

十三 商工業に關して、相談に應じ、又は指導を行うこと。

十四 商工業に關して、商工業者の信用調査を行うこと。

十五 商工業に關して、観光事業の改善発達を図ること。

十六 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。

十七 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。

十八 前各号に掲げるものの外、商工業者所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(法定台帳の作成)

第十條 商工業者所は、成立の日から一年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という。)を作成しなければならぬ。

2 通商産業大臣は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは、商工業者所の申請

に基いて、前項に規定する期間の延長をすることができ

3 通商産業大臣は、前項の期間を延長したときは、遅滞なく、当該商工業者所に通知をしなければならぬ。

4 商工業者所は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならぬ。

5 商工業者所は、毎事業年度開始の日から六箇月以内に、第一項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならぬ。

6 商工業者所は、第一項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更が生じたことを知つたときは、遅滞なく、これを訂正しなければならぬ。

7 特定商工業者は、第一項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工業者所に届け出なければならぬ。

8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に關して商工業者所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならぬ。

(法定台帳の運用及び管理)

第十一條 商工業者所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならぬ。

2 商工業者所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならぬ。

3 商工業者所は、法定台帳の作成又は訂正に關して知り得た商工業

者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならぬ。

(負担金)

第十二條 商工業者所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができ

2 商工業者所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならぬ。

(問合せ等)

第十三條 商工業者所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

1 商工業者所が前項の問合せを行い、又は資料の提出を求めるときは、その商工業者所の地区内の商工業者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならぬ。

(使用料及び手数料)

第十四條 商工業者所は、定款の定めるところにより、使用料又は手数料を徴収することができる。

第三節 会員及び特定商工業者

(資格)

第十五條 商工業者所の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き六箇月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者とする。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

2 左の各号の一に該当する者は、会員たる資格を有しない。

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議録第二十七号 商工業者所法案

一 禁治産者又は準禁治産者
二 破産者で復権を得ない者
三 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(加入)

第十六条 商工會議所は、會員たる資格を有するものが商工會議所に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。

2 商工會議所に加入しようとするものは、加入につきその商工會議所の承諾を得、且つ、加入金及び会費を納めたときに、その商工會議所の會員となる。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(表決権、選挙権及び被選挙権)

第十七条 會員は、定款の定めるところにより、表決権、選挙権及び被選挙権を有する。

2 會員は、定款の定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、表決権又は選挙権を行うことができる。

3 前項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。

4 第二項の代理人は、その代理権を証する書面を商工會議所に提出しなければならない。

(会費)

第十八条 會員は、定款の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(過怠金)

第十九条 商工會議所は、定款の定めるところにより、会費の納入その他商工會議所に対する義務を怠

つた會員に対して、過怠金を課することができ。

(會員権の停止)

第二十條 商工會議所は、定款の定めるところにより、会費の納入その他會員たる義務を怠つた會員に対して、その権利の行使を停止することができる。

2 前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止された會員にその旨を通知しなければ、これをもつてその會員に対抗することができない。

(脱退)

第二十一条 會員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において商工會議所を脱退することができ。

2 會員は、左の事由によつて脱退する。

一 會員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

(除名)

第二十二条 商工會議所は、左の各号の一に該当する會員を議員總會の決議によつて除名することができ。この場合は、商工會議所は、その會員に対して、その議員總會の会日の七日前までに、その旨を通知し、且つ、議員總會において、弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて会費の納入その他會員たる義務を怠つた會員

二 商工會議所の体面を傷つけ、又は商工會議所の目的遂行に反する行為を行つた會員

三 その他定款で定める事由に該当する會員

2 第二十条第二項の規定は、會員の除名について準用する。

(特定商工業者)

第二十三条 特定商工業者に係る第四十一条第二項第一号の議員の選挙権は、各、一個とする。

2 商工會議所は、定款の定めるところにより、負担金の納入その他特定商工業者たる義務を怠つた特定商工業者に対して、前項の権利の行使を停止することができ。

3 第十七条第二項及び第四項並びに第二十條第二項の規定は、特定商工業者について準用する。

第四節 設立

(創立總會)

第二十四条 商工會議所を設立するには、會員たる資格を有する三十人以上のものが発起人となることを要する。

2 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作り、少くとも会日の十五日前までに、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を會議の日時、場所及び議題とともに公告し、會員になろうとするものを募集し、創立總會を開かなければならない。

3 前項に規定する公告は、定款で定める地区内における會員たる資格を有するすべてのものに對し、周知させることができるように、これを行わなければならない。

4 定款、事業計画及び収支予算の承認、その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の決議によらなければならない。

5 創立總會においては、前項の定款、事業計画又は収支予算を修正することができる。但し、地区及び會員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。

6 創立總會の議事は、會員たる資格を有するもので、その会日までに発起人に対し會員となる旨を申し出たものの半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上で決する。

7 前項に規定する申出をしたものの表決権は、各、一個とする。

8 第十七条第二項から第四項まで、商法第二百四十四條(議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條(決議の取消又は無効)の規定は、創立總會について準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商工會議所法第二十四條第六項」と読み替へるものとする。

(定款記載事項)

第二十五条 定款には、左の事項を記載し、発起人のうち三人以上がこれに署名しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事業
四 地区
五 事務所の所在地
六 會員たる資格に関する事項
七 會員の加入及び脱退に関する事項
八 會員の権利及び義務に関する事項
九 会費に関する事項
十 法定台帳に関する事項
十一 負担金に関する事項
十二 役員に関する事項
十三 議員に関する事項
十四 議員總會に関する事項
十五 常議員会に関する事項
十六 部会に関する事項

十七 事務局に関する事項
十八 経理に関する事項
十九 事業年度
二十 公告の方法
(設立の同意)

第二十六条 発起人は、創立總會終了後、遅滞なく、商工會議所の設立について、特定商工業者の過半数の同意を得なければならない。

(設立の認可)

第二十七条 発起人は、前条の同意を得た後、遅滞なく、申請書に商工業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、設立の認可を申請しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工會議所が左の各号に適合していないと認めるときは、認可をしてはならない。

一 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二 その設立がその地区内の商工業の振興に寄与するものであること。

三 その事業を実施するために必要な経済的基礎、施設及び役員を有すること。

(認可又は不可認可の通知)

第二十八条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不可認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、不可認可の通知をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

(事務の引渡し)

第二十九条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その

事務を役員に引き渡さなければならぬ。

(成立の時期)

第三十条 商工会議所は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の准用)

第三十一条 商法第四百二十八条(設立無効の訴)の規定は、商工会議所の設立について準用する。

第五節 管理

(役員)

第三十二条 商工会議所に、会頭一人、副会頭四人以内及び専務理事一人を置く。

2 商工会議所に、常議員を置き、その定数は、第四十二条の規定による議員の定数の三分の一以内とする。

3 商工会議所に、監事二人又は三人を置く。

4 商工会議所は、前三項の役員の外、定款の定めるところにより、理事四人以内を置くことができる。

(役員の仕事)

第三十三条 会頭は、商工会議所を代表し、所務を総理する。

2 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。

3 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。

4 常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。

5 監事は、商工会議所の業務及び

経理を監査し、その監査の結果を議員総会に報告する。

6 理事は、専務理事を補佐して所務を処理する。

(監事の兼職の禁止)

第三十四条 監事は、会頭、副会頭、専務理事、常議員、理事又は職員を兼ねてはならない。

(役員の仕事)

第三十五条 会頭は、定款の定めるところにより、議員総会において、会員(会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する一人の者。以下本条において同じ。)のうちから選任し、又は解任する。

2 副会頭は、定款の定めるところにより、議員総会の同意を得て、会頭が会員のうちから選任し、又は解任する。

3 専務理事は、定款の定めるところにより、議員総会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。

4 常議員は、定款の定めるところにより、議員総会において、議員(議員が法人その他の団体である場合は、第四十一条第四項の議員の職務を行う者)のうちから選任し、又は解任する。

5 監事は、定款の定めるところにより、議員総会において、会員のうちから選任し、又は解任する。

6 理事は、定款の定めるところにより、常議員会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。

7 設立当時の役員は、前六項の規定にかかわらず、創立総会において、選任する。

8 左の各号の一に該当する者は、前七項の役員になることができな

一 第十五条第二項第一号又は第二号に該当する者

二 未成年者

三 禁以上の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者

(役員の仕事)

第三十六条 役員の仕事は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の役員の仕事は、一年六箇月を超えてはならない。

2 役員は、再任されることができない。

3 役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

4 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間に在任する。

(規約)

第三十七条 商工会議所の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第三十八条 会頭は、定款、規約及び議員総会の議事録をその商工会議所の主たる事務所において置かなければならない。

2 会員又は会員以外の特定商工業者は、何時でも、会頭に対し前項の書類の閲覧を要求することができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第三十九条 会頭は、通常議員総会の会日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、且

つ、これらを主たる事務所において置かなければならない。

2 会頭は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常議員総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 会員又は会員以外の特定商工業者は、何時でも、会頭に対し第一項の書類の閲覧を要求することができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第四十条 会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、会頭に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を要求することができる。この場合は、会頭は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(議員総会及び議員)

第四十一条 商工会議所に、議員総会を置く。

2 議員総会は、左に掲げるものをもつて組織する。

一 会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によつて会員のうちから選挙した議員

二 部会が部会員のうちから選任した議員

三 前三項の議員の外、定款の定めるところにより会員のうちから選任した議員

4 設立当時の議員は、第二項各号に規定する選任方法にかかわらず、創立総会において、選任する。

5 法人その他の団体であつて、第二項又は前項の議員となつたもの

は、定款の定めるところにより、議員の職務を行う者一人を定め、商工会議所に届け出なければならない。

6 第三十五条第八項各号の一に該当する者は、第二項若しくは第四項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができる。

7 役員は、議員総会に出席して意見を述べることができる。

8 何人も、同時に、二以上の議員又は第五項の議員の職務を行う者となることはできない。また、議員と第五項の議員の職務を行う者とを兼ねることはできない。

(議員の定数)

第四十二条 議員の定数は、三十人以上五百五十人以内において定款で定める。

(議員の仕事)

第四十三条 議員の仕事は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の議員の仕事は、一年六箇月を超えてはならない。

2 第三十六条第二項から第四項までの規定は、議員の仕事について準用する。

(議員の解任)

第四十四条 議員総会は、その決議によつて、左の各号の一に該当する議員を解任することができる。

一 職務の遂行にたえないと認められる議員

二 会費又は負担金の納入その他商工会議所に対する義務を怠つた議員

- 2 第二十條第二項及び第二十二條第一項後段の規定は、議員の解任について準用する。
- (議員総会の招集)
- 第四十五條 会頭は、定款の定めるところにより、毎事業年度内において、少くとも一回通常議員総会を招集しなければならない。
- 2 会頭は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時議員総会を招集することができる。
- 3 議員が総議員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して議員総会の招集を請求したときは、会頭は、その請求のあつた日から三十日以内に、臨時議員総会を招集しなければならない。
- 4 議員総会を招集するには、少くとも会日の七日前までに、各議員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。
- (議員総会の決議事項)
- 第四十六條 左に掲げる事項は、この法律に別段の定めのある場合の外、議員総会の議決を経なければならない。但し、第四号から第六号まで及び第九号の事項については、定款の定めるところにより、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができる。
- 一 定款の変更
- 二 解散
- 三 会費及び負担金並びに選挙に關する規約の制定、変更及び廃止
- 四 規約(前号の規約を除く)の制定、変更及び廃止
- 五 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- 六 会員の権利の行使の停止
- 七 会員の除名
- 八 議員の解任
- 九 その他定款で定める事項
- 2 会頭は、議員総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に、通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、その認可を申請しなければならない。
- 3 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 第二十七條第二項及び第二十八條の規定は、前項の認可について準用する。
- (議員総会の議長)
- 第四十七條 議員総会の議長は、定款の定めるところによる。
- (議員総会の議事)
- 第四十八條 議員総会は、この法律に別段の定めのある場合の外、総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 議員総会の議事は、この法律に別段の定めのある場合の外、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各、一個とする。
- 4 議員総会においては、第四十五條第四項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席者の三分の二以上の同意があつた場合には、この限りでない。
- (議員総会の特別議決方法)
- 第四十九條 左に掲げる事項は、議員総会において総議員の半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数による決議を必要とする。
- 一 定款の変更
- 二 解散
- 三 会員の除名
- 四 議員の解任
- (準用規定)
- 第五十條 第十七條第二項から第四項まで、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百四十三條延期又は執行の決議、第二百四十四條議事録、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條(決議の取消又は無効の規定は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「商工會議所法第四十五條」と、同法第二百四十七條第一項中「第二百四十三條」とあるのは「商工會議所法第四十九條」と読み替へるものとする。)
- (常議員会)
- 第五十一條 商工會議所に、常議員会を置く。
- 2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員(理事及び監事を除く)をもつて組織する。
- 3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総議員の五分の一以上の同意を得て請求したときは、定款の定めるところにより、常議員会を招集しなければならない。
- 4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員(理事及び監事を除く)の表決権は、各、一個とする。
- 5 理事及び監事は、常議員会に出席して意見を述べることができ(常議員会の決議事項)
- 第五十二條 左に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。
- 一 議員総会に提案すべき事項
- 二 第四十六條第一項第四号から第六号まで及び第九号に掲げる事項であつて議員総会に附議するいとまがない緊急なもの
- 三 その他定款で定める事項
- 2 前項第二号の事項についての決議は、次の議員総会に報告し、その承認を求めなければならない。
- (準用規定)
- 第五十三條 第四十七條、第四十八條第一項及び第二項、商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百四十四條(議事録)、第二百四十七條(第一項後段を除く)、第二百四十八條から第二百五十條まで、第二百五十二條並びに第二百五十三條(決議の取消又は無効)の規定は、常議員会について準用する。
- (部会)
- 第五十四條 商工會議所に、会員が営んでいゝ主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために部会を置く。
- 2 会員は、会員の営んでいゝ事業に係る部会に属するものとする。
- 3 部会の種類、組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。
- (委員会)
- 第五十五條 商工會議所は、定款の定めるところにより、その目的の達成に必要な重要事項を調査研究するために委員会を置くことができる。
- (事務局)
- 第五十六條 商工會議所に事務局を置く。
- 2 事務局に、庶務を処理するため必要な職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。
- 第六節 監督
- (届出及び報告)
- 第五十七條 商工會議所は、設立又は主たる事務所の移転の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。
- 2 商工會議所は、毎事業年度終了後、遅滞なく、収支決算、事業の状況その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に報告しなければならない。
- (検査等)
- 第五十八條 通商産業大臣は、この法律の適正且つ円滑な実施を確保するため必要な限度において、商工會議所から報告を徴し、又はその職員をして商工會議所の業務の状況、若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、關係者の要求に応じ、これを示さなければならない。
- (警告等)
- 第五十九條 通商産業大臣は、商工會議所の運営がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工會議所

に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないときには、左の各号の一に掲げる処分をすることが出来る。

- 一 業務の一部の停止
- 二 設立認可の取消
- 三 通商産業大臣は、前項各号の処分をする場合には、関係都道府県知事及び日本商工会議所の意見を聞くものとする。

第七節 解散及び清算

第六十条 商工会議所は、左に掲げる事由によつて解散する。

- 一 議員総会の決議
- 二 破産
- 三 設立認可の取消

二 会頭は、議員総会において、解散の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、解散の認可を申請しなければならない。

三 解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

四 第二十八条の規定は、前項の認可について準用する。

(清算人)

第六十一条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には議員総会において選任し、同条同項第三号の規定による解散の場合には通商産業大臣が選任する。

第六十二条 清算人は、財産処分の方法を定め、議員総会の決議を得て、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

二 議員総会が前項の決議をしないときは又はすることができないときは、清算人は、通商産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定め、可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

三 残余財産は、商工会議所又はその法人その他の団体に帰属させなければならない。

四 第二十八条の規定は、第一項及び第二項の認可について準用する。

(民法の準用)

第六十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条（破産）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く。）及び第八十三条（清算）の規定は、商工会議所の解散及び清算について準用する。

第三章 日本商工会議所

第六十四条 日本商工会議所は、全国の商工会議所を統合調整し、その意見を代表し、国内及び国外の経済団体と提携すること等によつて、商工会議所の健全な発達を図り、もつてわが国商工業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第六十五条 日本商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業を行うものとする。

- 一 全国の商工会議所の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。
- 二 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- 三 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行うこと。
- 四 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。

五 国内商事取引及び国際商事取引に關して商工会議所の行う事業に關し、連絡又はあつ旋を行うこと。

六 国内及び国外において、博覧會、見本市等を開催し、又はこれ等の開催のあつ旋を行うこと。

七 国際商事取引の紛争に關するあつ旋、調停又は仲裁を行うこと。

八 商工会議所の行う商工業に關する技術又は技能の普及又は檢定に關する指導を行うこと。

九 商工会議所の行う商工相談事業に關する指導を行うこと。

十 国内における経済団体との提携又は連絡を行うこと。

十一 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行うこと。

十二 商工業に關して、観光事業の総合的な改善発達を図ること。

十三 國際親善に關する事業を行うこと。

十四 前各号に掲げるものの外、日本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(會員)

第六十六条 すべての商工会議所は、日本商工会議所の定款の定めるところにより、日本商工会議所の會員となることができる。

二 日本商工会議所は、定款の定めるところにより、商工会議所に準ずる団体を會員とすることができる。

三 第六十七条から第二十二條までの規定は、會員について準用する。

(設立)

第六十七条 日本商工会議所を設立するには、各都道府県内における

一以上の商工会議所が協同して発起人となることを要する。

二 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作り、少くとも会日の一箇月前までに、これらを會議の日時、場所及び議題とともに會員たる資格を有する者に示し、會員にならうとするものを募り、創立總會を開かなければならない。

三 第十七條第二項から第四項まで、第二十四條第四項から第七項まで、第二十七條から第三十條まで、商法第二百四十四條（議事録）、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條、第二百五十三條（決議の取消又は無効及び第四百二十八條設立無効の訴）の規定は、日本商工会議所の設立について準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中、第三百四十三條とあるのは「商工会議所法第二十四條第六項」と読み替へるものとする。

(定款記載事項)

第六十八条 定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 事業
- 三 事務所所在地
- 四 會員の加入及び脱退に關する事項
- 五 會員の權利及び義務に關する事項
- 六 會費に關する事項
- 七 役員に關する事項
- 八 會員總會に關する事項
- 九 議員に關する事項
- 十 議員總會に關する事項
- 十一 常議員會に關する事項
- 十二 事務局に關する事項
- 十三 経理に關する事項

十四 事業年度

十五 公告の方法

(役員)

第六十九条 日本商工会議所に、会頭一人、副会頭五人以内、専務理事一人、常務理事一人及び理事四人以内を置く。

二 日本商工会議所に、常議員五十人以内を置く。

三 日本商工会議所に、監事二人又は三人を置く。

四 会頭、副会頭及び監事は、會員總會において、會員の代表者のうちから選任し、又は解任する。

五 常議員は、議員總會において、議員の代表者のうちから選任し、又は解任する。

六 専務理事、常務理事及び理事は、會頭が議員總會の同意を得て選任し、又は解任する。

(役員職務)

第七十条 会頭は、日本商工会議所を代表し、所務を總理する。

二 副会頭は、會頭を補佐し、あらかじめ會頭の定める職位により、會頭に事故があるときはその職務を代行し、會頭が欠員のときはその職務を行う。

三 専務理事は、會頭及び副会頭を補佐して所務を掌理し、會頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、會頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。

四 常務理事は、會頭、副会頭及び専務理事を補佐して所務を掌理し、會頭、副会頭及び専務理事に事故があるときはその職務を代行し、會頭、副会頭及び専務理事が欠員のときはその職務を行う。

五 理事は、専務理事及び常務理事を補佐して所務を處理する。

五 理事は、専務理事及び常務理事を補佐して所務を處理する。

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議録第二十七号 商工會議所法案

- 6 常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。
- 7 監事は、日本商工會議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を會員總會に報告する。
- (監事の兼職の禁止)
- 第七十一条 監事は、会頭、副会頭、専務理事、常務理事、理事、常議員又は議員の職を兼ねてはならない。
- (准用規定)
- 第七十二条 第三十五条第七項及び第八項並びに第三十六条の規定は、役員について準用する。
- (會員總會)
- 第七十三条 日本商工會議所に、會員總會を置く。
- 2 會員總會は、會員をもつて組織する。
- 3 左に掲げる事項は、この法律に別段の定めのある場合の外、會員總會の議決を経なければならぬ。
- 但し、第四号、第五号及び第八号の事項については、定款の定めるところにより、會員總會の議決を経、議員總會に委任することができる。
- 一 定款の変更
- 二 解散
- 三 会費及び選挙に関する規約の設定、変更及び廃止
- 四 規約(前号の規約を除く。)の設定、変更及び廃止
- 五 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- 六 會員の除名
- 七 議員の解任
- 八 その他定款で定める事項
- 4 左に掲げる事項は、會員總會において總會員の半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上で決する。

- 一 定款の変更
- 二 解散
- 三 會員の除名
- 四 議員の解任
- 5 第七十二条第二項から第四項まで、第四十一条第七項、第四十五条、第四十六条第二項から第四項まで、第四十七条、第四十八条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(延期又は執行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消又は無効)の規定は、會員總會において準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工會議所法第四十五条」と、同法第二百四十七條中「第二百三十二条」とあるのは「商工會議所法第四十五条」と読み替へるものとする。
- (議員總會)
- 第四十七条 日本商工會議所に、議員總會を置く。
- 2 議員總會は、議員及び議員以外の役員(理事及び監事を除く。)をもつて組織する。
- 3 左に掲げる事項は、議員總會の議決を経なければならない。
- 一 會員總會に提案すべき事項
- 二 會員の権利の行使の停止
- 三 第七十三条第三項第四号、第五号及び第八号に掲げる事項であつて會員總會に附議するものとまがなない緊急なもの
- 四 その他定款で定める事項
- 4 議員總會における議員及び議員以外の役員(理事及び監事を除く。)

- く。の表決権又は選挙権は、各、一個とする。
- 5 第七十二条第二項から第四項まで、第四十五条、第四十七条、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第五十一条第五項、第五十二条第二項、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(延期又は執行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七條から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消又は無効)の規定は、議員總會において準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工會議所法第四十五条」と読み替へるものとする。
- (議員)
- 第七十五条 議員の定数は、百人以内において定款で定める。
- 2 議員は、定款の定めるところにより、會員が會員のうちから選任する。
- 3 第四十一条第四項及び第八項、第四十三条並びに第四十四条の規定は、議員について準用する。
- (常議員會)
- 第七十六条 日本商工會議所に、常議員會を置く。
- 2 常議員會は、常議員及び常議員以外の役員(理事及び監事を除く。)
- 3 左に掲げる事項は、常議員會の議決を経なければならない。
- 一 議員總會に提案すべき事項
- 二 第七十三条第三項第四号及び第八号に掲げる事項であつて會員總會及び議員總會に附議するものとまがなない緊急なもの

- 三 その他定款で定める事項
- 4 第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、第五十一条第三項から第五項まで、第五十二条第二項、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十七條から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(決議の取消又は無効)の規定は、議員會について準用する。
- (委員會)
- 第七十七条 日本商工會議所は、定款の定めるところにより、その目的の達成に必要な重要事項を審議するために、委員會を置くことができる。
- (解散及び清算)
- 第七十八条 日本商工會議所は、左に掲げる事由によつて解散する。
- 一 會員總會の決議
- 二 破産
- 三 設立認可の取消
- 2 第六十条第二項から第四項まで、第六十一条、第六十二条、民法第七十条(破産)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係るものを除く。)及び第八十三条(清算)の規定は、日本商工會議所の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十一条及び第六十二条中「議員總會」とあるのは「會員總會」と読み替へるものとする。
- (事務局)
- 第七十九条 日本商工會議所に、事務局を置く。
- 2 事務局に、庶務を処理するために必要な職員を置く。

- 3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。
- (准用規定)
- 第八十条 第十三条、第十四条、第三十七条から第四十条まで、第五十七條、第五十八條及び第五十九條第一項の規定は、日本商工會議所について準用する。この場合において、第十三条第一項中「その地区内の商工業者」及び同条第二項中「その商工會議所の地区内の商工業者」とあるのは、商工會議所」と、第三十九条第一項及び第二項中「通常議員總會」とあるのは「通常會員總會」と読み替へるものとする。
- 第四章 雜則
- (不服の申立)
- 第八十一条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による行政庁の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して不服の申立をすることができる。
- 2 不服の申立は、処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出しなければならない。但し、処分の日から六十日を経過したときは、不服の申立をすることができない。
- 3 正当な事由により前項の期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明したときは、前項の期間経過後でも、不服の申立をすることが出来る。
- 第八十二条 通商産業大臣は、不服の申立が不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。
- 2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

- 3 通商産業大臣は、決定書を申立人に送付しなければならない。
- 第八十三条 通商産業大臣は、不服の申立があつたときは、前条第一項の規定により却下する場合を除き、聴聞を行わなければならない。
- 2 聴聞に際しては、利害関係者に對して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 第八十四条 通商産業大臣は、聴聞の結果を参し、やゝして、事案の決定を行う。
- 2 第八十二条第二項及び第三項の規定は、前項の決定について準用する。
- (通商産業大臣の権限の委任)
- 第八十五条 通商産業大臣は、政令の定めるところにより、この法律に基く権限の一部を通商産業局長又は都道府県知事に行わせることができる。
- (事業者団体法の適用除外)
- 第八十六条 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)は、この法律の規定に基いてする商工会議所等の行為については、適用しない。
- 第五章 罰則
- 第八十七条 第二十七條第一項又は附則第九項の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した者は、三万円以下の罰金に処する。
- 第八十八条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。
- 一 第三條第二項の規定に違反した者
- 二 第五十八條第一項(第八十条において準用する場合を含む。)
- の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 第八十九条 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商工会議所等の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一万円以下の罰金に処する。
- 一 第十一條第三項の規定に違反したとき
- 二 第十二條第一項の規定による通商産業大臣の許可を受けずに負担金を賦課したとき
- 三 第五十八條第一項(第八十条において準用する場合を含む。)
- の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- 第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するの外、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。
- 第九十一条 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その商工会議所等の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。
- 一 第十六條第一項、第三十八條(第七十二條において準用する場合を含む。)
- 又は第三十九條(第七十二條において準用する場合を含む。)
- の規定に違反したとき
- 二 第四十六條第二項(第七十三條第五項において準用する場合を含む。)
- 又は第六十條第二項(第七十八條第二項において準用する場合を含む。)
- の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出したとき
- 三 第五十七條(第八十条において準用する場合を含む。)
- の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき
- 四 第六十三條及び第七十八條において準用する民法第七十九条第二項又は同法第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求をしなかつたとき
- 五 第六十三條及び第七十八條において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき
- 六 この法律に定める登記又はこの法律において準用する商法の規定に定める登記をしなかつたとき
- 七 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき
- 附則
- (施行期日)
- 1 この法律は、昭和二十八年十月一日から施行する。
- (商工会議所法の廃止)
- 2 商工会議所法(昭和二十五年法律第二十五号。以下旧法)というは、廃止する。
- (組織変更)
- 3 この法律施行の際、現に存する商工会議所(現に存する日本商工会議所を除く。以下「旧商工会議所」という。)
- は、昭和三十三年三月三十一日までに、その組織を変更して、この法律による商工会議所となることができる。
- 4 旧商工会議所は、その組織を変更して商工会議所となるには、旧商工会議所の定款(以下「旧定款」という。)
- の定めるところにより、會員總會を招集しなければならない。
- 5 前項の會員總會においては、定款の変更、事業計画及び収支予算の決定その他組織變更に必要な事項を議決し、役員及び議員を選任しなければならない。
- 6 附則第四項の會員總會の議事は、會員の半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。
- 7 附則第四項の會員總會における會員の表決権及び選挙権は、旧定款の例による。
- 8 附則第四項の會員總會においては、その決議により、第三十二條及び第四十二條並びに附則第五項の規定により變更された定款の規定にかかわらず、附則第五項の役員のうち常議員については旧定款に規定する理事の定数以内において、附則第五項の議員については旧定款に規定する議員の定数以内において、その定数を定めることができる。
- 9 旧商工会議所は、附則第四項の會員總會終了後、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、組織變更の認可を申請しなければならない。
- 10 この法律施行の際、現に存する日本商工会議所(以下「旧日本商工会議所」という。)
- は、昭和三十三年三月三十一日までに、その組織を変更して、この法律による日本商工会議所となることができる。
- 11 附則第四項から附則第七項まで及び附則第九項の規定は、旧日本商工会議所の組織變更について準用する。
- 12 附則第三項又は附則第十項に規定する組織變更は、当該商工会議所又は日本商工会議所の主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。
- 13 前項の規定による登記に關し必要な事項は、政令で定める。
- 14 第十七條第二項から第四項まで、第二十七條第二項、第二十八條、第二十九條、第三十六條第一項但書、第四十三條第一項但書、商法第二百四十四條(議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條、第二百五十三條(決議の取消又は無効の訴)の規定は、旧商工会議所又は旧日本商工会議所の組織變更について準用する。
- この場合において、商法第二百四十七條あるのは、商工会議所法附則第六項」と読み替へるものとする。
- 15 商工会議所は、旧日本商工会議所の會員となることができる。
- 16 旧商工会議所は、旧日本商工会議所の組織變更の効力が生じたときは、そのときから昭和三十三年三月三十一日まで、日本商工会議所の會員となることができる。
- 17 旧商工会議所及び旧日本商工会議所については、旧法は、昭和三十三年三月三十一日まで、なおその効力を有する。
- (罰則に關する経過規定)
- 18 旧法廃止前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (登録税法の一部改正)
- 19 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議録第二十七号 危険校舍改築促進臨時措置法案外一件

第十九条第七号中「日本育英会を」日本育英会、商工会議所、日本商工会議所、日本育英会法を「日本育英会法、商工会議所法」に改める。

《所得税法の一部改正》

20 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「日本赤十字社、」の下に「商工会議所及び日本商工会議所、」を加える。

《法人税法の一部改正》

21 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「日本赤十字社、」の下に「商工会議所及び日本商工会議所、」を加える。

《地方税法の一部改正》

22 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十二号の次に次の一号を加える。

一三 商工会議所及び日本商工会議所が直接その本来の事業の用に供する固定資産

第七百四十三条第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

23 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 商工会議所及び日本商工会議所につき許可又は認可を与え、及びこれを監督すること。

別表

商工会議所	税額	資本金額又は払込済出資総額
主たる事務所の所在する市町村の人口が十万人未満の商工会議所	二万四千円以上	十五万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が十万人以上二十万人未満の商工会議所	三万六千円以上	三十万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が二十万以上三十万未満の商工会議所	四万八千円以上	五十万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が三十万以上五十万未満の商工会議所	六万円以上	七十万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が五十万以上五十万未満の商工会議所	八万四千円以上	百万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が五十万以上の商工会議所	十八万円以上	三百万円以上

商工会議所法案(小平久雄君外三十二名提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔大西順夫君登壇〕

○大西順夫君 たいだいま議題となりました商工会議所法案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

元来、わが国の商工会議所は、明治中期の商業會議所条例以来、商業會議所法、商工会議所法及び商工経済会法と、それ、時勢の進歩に伴い根拠法規に若干の変遷はありましたが、この間約六十年の長きにわたり、経済の改善

経済団体としての特性を完全に発揮せしめ、また国際的視野において健全化し、その国際的声望を高めるため、商工会議所を特殊法人化し、その実質的な強化をはかる必要がありました。このため、本法案を提出することになった次第であります。

次に、法案の要点を御説明申し上げます。第一に、商工会議所の設立の認可の要件を法定し、その事業を実施するために必要な経済的基礎、施設及び役員を有することを認可の基準とするにいたしましたのであります。第二に、商工会議所の組織の簡素化、強力化をはかるため、会員総会のかわりに、公正なる手続によつて設置された議員総会をもつて最高の意思決定機関とするにいたしました。第三に、現在商工会議所の事業は相当制限されておりますが、それではその機能を十分に果たし得ないので、商工会議所の地区内の商業に關する法定台帳の作成等をなし得ることとし、その事業の範囲を拡大したのであります。第四に、商工会議所の公共性にかんがみ、その財政的基礎を強化するために、登録税、所得税、法人税、地方税の全部または一部について非課税の法人とする措置を講じたのであります。以上が本法案の骨子でございます。

本法案は、自由党小平久雄君外三十二名より提出せられ、七月十七日当通商産業委員会に付託と相なつた次第であります。よつて、当委員会におきまして、二十一日、自由党小平久雄君より提案者を代表し、提案の趣旨並びにその理由の説明を聴取した次第であります。

五二〇

ります。同日質疑に入り、若干の質疑応答が行われ、翌二十二日討論を省略し採決に付しましたところ、全会一致をもつて可決した次第であります。なお、改進黨山手満男君より本案に対する決議が提案せられ、決議について採決いたしましたところ、附帯決議も全会一致をもつて可決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤隆次郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御賛成ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第四 危険校舍改築促進臨時措置法案(内閣提出)
第五 公立学校施設費国庫負担法案(内閣提出)

○議長(堤隆次郎君) 日程第四、危険校舍改築促進臨時措置法案、日程第五、公立学校施設費国庫負担法案、右両案を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。文部委員長辻寛一君。

危険校舍改築促進臨時措置法案
危険校舍改築促進臨時措置法
(目的)
第一条 この法律は、地方財政及び公立の義務教育諸学校の危険校舍の現状にかんがみ、当該危険校舍の改築を促進するため、当該改築に要する経費について、臨時に、特に国が補助を行うこととし、もつて義務教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(国の補助)

第二条 国は、公立の義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校並びに盲学校及びろう学校、小学校の小学部及び中学部をいう。)の校舎で、その構造上危険な状態にあるもの(以下「危険校舎」という。)の改築を行おうとする地方公共団体に対し、その経費の一部を補助することができる。

2 校舎の危険度その他前項の規定により国が補助を行うことができる危険校舎の範囲の決定については、必要な事項は、政令で定める。

(補助率)

第三条 前条の規定により国が行う補助は、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、危険校舎の改築に要する経費の三分の一以内とする。

(補助の申請)

第四条 地方公共団体は、当該地方公共団体が改築しようとする危険校舎の改築に要する経費について国の補助を受けようとする場合においては、文部省令で定めるところにより、文部大臣に補助金の交付申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付の取消、停止等)

第五条 文部大臣は、地方公共団体に対して補助金を交付する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、当該地方公共団体に対して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 正当な理由がなく、危険校舎

舎の改築の全部又は一部を行わないこととなつたとき。

二 補助金を補助の目的以外に使用したとき。

三 前各号の外、文部大臣の指示に違反したと認められるとき。

2 前項の規定により文部大臣が補助金の交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のため有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(指示監督)

第六条 文部大臣は、補助金の交付の目的を最もよく達成するため、必要があると認めるときは、その目的を達成するのに必要な限度において、補助金の交付を受ける地方公共団体に対して、危険校舎の改築について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は部下の職員をして当該補助に係る危険校舎を現地検査させることができる。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

危険校舎改築促進臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

[最終号の附録に掲載]

公立学校施設費国庫負担法案(目的)

第一条 この法律は、公立学校の施設の整備を促進するため、公立

学校の施設の災害復旧及び戦災復旧並びに義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費について、国の負担する割合等を定め、もつて学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において「公立学校」とは、公立の学校で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定するものをいう。

2 この法律において「災害」とは、暴風、水、高潮、地震、大火その他の異常な現象により生ずる災害をいう。

(国庫負担率)

第三条 左の各号に掲げる事業に要する経費について国が負担する割合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公立学校の施設 二分の一

一 設の災害復旧

二 公立学校の施設の戦災復旧

三 義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設

2 前項各号の施設の範囲は、政令で定める。

(事業に要する経費の種目)

第四条 公立学校の施設の災害復旧又は戦災復旧に要する経費の種目は、当該災害復旧又は戦災復旧の本工事費及び附帯工事費の合計額(以下本条中「工事費」という。)並びに事務費とする。

2 義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費の種目は、左に掲げる事業の工事費及び事務費とする。但し、買取その他これに準ずる方法による校舎又は寄宿舎の取得の場合にあつては、当該校舎又は寄宿舎の買取費及び事務費とする。

一 義務教育年限の延長によつて必要となつた公立の中学校、盲学校及びろう学校の校舎(盲学校及びろう学校にあつては、寄宿舎を含む。以下本条において同じ。)

二 義務教育年限の延長によつて増加する児童及び生徒を収容するため、公立の中学校、盲学校及びろう学校の校舎に転用された他の公立の小学校の校舎で、同一の設置者(都の特別区は、これを合して一の設置者とみなす。)の設置に係るもの建築費(買取その他これに準ずる方法による校舎又は寄宿舎の取得の場合にあつては、買取費)に對する割合は、政令で定める。

(事業に要する経費の算定基準)

第五条 公立学校の施設の災害復旧又は戦災復旧に要する経費は、政令で定める基準により、当該公立学校の施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を回復するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代わるべき必要な施設をすることを含む。)ものとして算定するものとする。

2 義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費は、中学校、盲学校及びろう学校の校舎又は寄宿舎について、政令で定める児童及び生徒一人当たりの坪数及び一坪当たりの建築単価を基準として算定するものとする。

(事業費の決定)

第六条 公立学校の施設の災害復旧若しくは戦災復旧又は義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設(以下「災害復旧事業等」という。)に要する経費(以下「事業費」という。)の額は、前条に規定する基準に従い、地方公共団体の提出する資料、現地調査の結果等を勘案して文部大臣が決定するものとする。

(災害復旧事業等の成功認定)

第七条 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業等を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して、文部大臣の成功認定を受けなければならない。

(負担金の還付)

第八条 国の負担金の交付を受ける地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業等を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、文部大臣は、負担金のうちその施行しない災害復旧事業等に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。この場合においては、文部大臣は、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のための有利な

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議録第二十七号 危険校舍改築促進臨時措置法案外一件

証拠を提出する機会を与えなければならぬ。

2 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

3 文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市(特別区を含む。以下第十條及び第十一條において同じ)町村(市町村の組合を含む。以下第十條及び第十一條において同じ)に対して第一項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

(剰余金の処分)

第九條 地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた災害復旧事業等の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金に第三條第一項の規定による国の負担率を乗じた額を国に返還しなければならない。

(都道府県教育委員会の事務)

第十條 国が市町村に対して交付する災害復旧事業等の事業費の負担金の額の算定、還付及び災害復旧事業等の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより、都道府県教育委員会が行う。

2 国は、政令で定めるところにより、都道府県教育委員会が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(監督)

第十一條 文部大臣は、災害復旧事業等の施行に關し、この法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に対して、当該災害復旧事業等を適正に実施させるため

必要な限度において、実地検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に關し必要な指示をすることができる。

2 文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市町村に対して、前項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

(適用除外)

第十二條 この法律の規定は、左に掲げる公立学校の施設の災害復旧については適用しない。

一 災害による被害が大破(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二條第五号に規定する建築物の主要構造物が破損した場合をいう)の程度に達しないもの

二 明らかに設計の不備又は工事施行の粗雑に起因して生じたものと認められる災害に係るもの

(政令への委任)

第十三條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

公立学校施設費国庫負担法案に対する修正案

公立学校施設費国庫負担法案に對する修正

公立学校施設費国庫負担法案の一部を次のように修正する。

第三條第一項第一号中「二分の一」を「三分の一」に、同項第二号中「小学校及び中学校については二分の

一、高等学校及び大学については三分の一を二分の一に改める。

2 前項第一号に規定する施設は、建物、建物以外の工作物、土地及び設備とし、同項第二号及び第三号に規定する施設は、建物とする。

公立学校の施設の災害復旧に要する経費の種目は、当該災害復旧の本工事費、附帯工事費及び設備費(以下「工事費」という。)並びに事務費とする。

第四條第三項中「前二項を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「工事費」の下に「設備費を除く。」を加え、同項第一号中「本条及び次条において」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公立学校の施設の戦災復旧に要する経費の種目は、当該戦災復旧の工事費(設備費を除く。)及び事務費とする。

第五條第二項中「政令で定める児童及び生徒一人当りの坪数及び一坪当りの建築単価」を「その教育を行うのに必要な最低限度の児童及び生徒一人当りの坪数」に改める。

第八條第三項中「第十條及び第十一條において」を削る。

第十條第一項中「還付及び」を「交付及び還付並びに」に改める。

第十二條第一号を次のように改める。

一 建物、建物以外の工作物、土地又は設備の災害による被害の額が一学校ごとにそれぞれ政令で定める額に達しないもの

年四月一日から適用する」に改め、同附則に次の二項を加える。

2 昭和二十八年三月三十一日以前に災害をこうむつた公立学校の施設の災害復旧については、なお従前の例による。

3 義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費は、第五條第二項の規定にかかわらず、当分の間、左に掲げる基準により算定するものとする。

一 第四條第三項第一号に規定する建築の坪数は、左の表に掲げる学校の種類別の児童及び生徒一人当りの基準坪数に、政令で

中 学 校	学 校 の 種 類	校舎についての児童及び生徒一人当りの基準坪数	
		校舎についての児童及び生徒一人当りの基準坪数	寄宿舎についての児童及び生徒一人当りの基準坪数
中 学 校	普通科	〇・七坪	三・二〇坪
	養護学校	二・五五坪	

二 第四條第三項第二号に規定する建築の坪数は、当該転用坪数とする。

公立学校施設費国庫負担法案(内閣提出)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

(辻寛一君登壇)

○辻寛一君 ただいま議題となりました危険校舍改築促進臨時措置法案及び公立学校施設費国庫負担法案につきまして、両法案を一括して、その大要と審議の結果を御報告申し上げます。

まず初めに、危険校舍改築促進臨時措置法案について申し上げます。この法案は、御承知の通り、地方財政及び公立の義務教育諸学校の危険校舎の現状にかんがみて、その改築費について

定めるところにより算定した当該学校の児童及び生徒の数(寄宿舎にあつては、収容する児童及び生徒の数)を乗じた坪数から、従来の保有坪数を控除した坪数とする。但し、児童及び生徒一人当りの基準坪数については、当該学校の所在地の積雪寒冷度、当該学校の学級数若しくは一学級の児童及び生徒の数又は当該学校の校舎若しくは寄宿舎の構造に應じ、政令で定めるところにより補正を行うものとする。

臨時に国が補助を行うことを定めております。その補助の対象となる危険校舎は、義務教育諸学校の校舎で構造上危険な状態にあるもので、その範圍の決定について必要な事項は政令で定めることになっております。次に、国の補助率は、予算の範圍内で三分の一以内というようにしてあります。さらに、補助の申請、補助金の交付の取消し、停止及び指示監督等、所要の規定が設けてあります。

次に、公立学校施設費国庫負担法案の原案の主要点を申し上げます。この法律案は、公立学校の施設の現状にかんがみて、公立学校の施設の災害復旧、戦災復旧並びに義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費について、国が負担する割合等

を定めております。すなわち、国の負担する割合は、災害復旧については一様に二分の一、戦災復旧については小、中学校が二分の一、高等学校と大学は三分の一、義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設は二分の一となつております。次に、経費の算定基準については、災害復旧と戦災復旧に要する経費は、政令で定める基準に従い、原形復旧に要する費用を基準としております。また、義務教育年限の延長に伴う施設の建設に要する経費は、政令で定める児童及び生徒一人当りの坪数及び一坪当りの建築単価を基準として算定することになつております。また、適用除外の規定を設けて、災害復旧の場合は、建築基準法に規定する建築物の主要構造部が破損した場合、すなわち大破以上を国庫補助の対象として、中破以下は対象としないことになつております。次に、経費の項目は、各事業の本工事費及び附帯工事費並びに事務費としており、そのほかに、各事業費の決定、成功認定、負担金の還付及び監督等について所要の規定が設けてあります。

以上の両法案の骨子であります。この二つの法律案は、ともに去る七月三日文部委員会に付託となり、爾來慎重に審議が進められました。両法案は特に国及び地方の財政に密接な関連を持つて重要な問題でありますので、委員全員が非常に熱心に検討したのであります。七月二十二日に至りまして質疑を終了、自由党坂田道太君外二十四名から、公立学校施設費国庫負担法案に対する修正案が提出せられました。

その修正案の概要については、まず第一は、災害復旧の国の負担率を三分の一としたこと、これは、他の災害復旧事業の国庫負担率がおおむね三分の二以上になつておりますのに、学校の災害復旧がそれ以下では均衡を失つており、特に憲法にうたわれている教育の機会均等の趣旨から言ひましても、どういふ許せないところでありました。また戦災復旧については、政府案では、高等学校及び大学は国の負担率が三分の一になつておりますが、昭和二十六年までは高等学校、大学も、小、中学校と同様に二分の一でありました。きつから考えましても、三分の一にする理由がありませんので、公立学校の戦災復旧はすべて二分の一としたこと、第二に、公立学校の施設の範囲であります、これは、原案の第三條第二項においては政令でこれを定めることになつておりますが、その範囲のいかんはきつめて重大なことでありましたので、法律において明確化することとしたこと、すなわち、災害復旧にあつては、単に建築物のみならず、設備、工作物、土地をもその対象に加えたのであります。これは、このたびの西日本その他の水害状況を見ても、その必要性は明瞭であります。戦災復旧、義務教育年限の延長の場合の施設は、従来通り建築物のみに限定する旨もあわせて明らかにいたしました。第三に、第五條第二項の義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費は、政府案によれば、その積算の基礎となる児童生徒一人当りの坪数が不明確であり、現在の予算措置に使われつつある児童及び生徒一人当り〇・七坪で打切るといふ誤

解が生ずるおそれがあるので、本修正案において、その基準となる坪数は、中学校、高等学校及び専門学校を執行に必要最低限度の坪数と規定しております。第四に、第十二條第一号の災害復旧の場合の適用除外であります、本修正案において、国庫負担の対象に、建築物のほか工作物、土地、設備をも加えたので、これらについては、それ〴〵政令で定める金額に達しないものは国庫負担の対象としないことにいたしました。第五に、この法律は二十八年年度の最初にさかのぼり適用するを適当と認めるので、本年四月一日から適用する旨を明らかにし、昭和二十八年三月三十一日以前に災害をこうむつた公立学校の施設の災害復旧については従前の例によることとを、念のため明らかにいたしましたのであります。なお、附則第三項として、義務教育年限の延長に伴う建設の経費についての過渡的規定を新設したのであります。以上が修正案の概要であります。次いで、修正案を含めた公立学校施設費国庫負担法案について討論が行われ、各党よりそれぞれ、一、公立学校の施設の整備にあつては、教育の重要性にかんがみ、完全整備のためにすみやかに年次計画を立てること、二、本案施行にあつては、特に予算の増額の獲得には一段の努力を払われたいこと、三、〇・七坪以上に基準を引上げることなどの旨を附帯して強く要望せられました。かくて採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、議員賛成をもつて可決せられました。次いで、自由党天野公義君から、

一、災害復旧及び戦災復旧に要する経費の算定基準を政令で定めるにあつては、従来の基準によることなく、とりあえず少くとも最低基準(小学校一人当り〇・九坪、中学校一人当り二・二六坪)までの復旧を実現すると共に更に将来は原形復旧するよう考慮すること、二、戦災復旧については少くとも五ヶ年を限度として措置すること、の公立学校施設費国庫負担法案に関する附帯決議案が提出せられ、採決の結果、議員賛成をもつて可決せられました。次に、危険校舍改築促進臨時措置法案に対して討論が行われ、各党より、全国の危険校舍約百八十四万坪は、至急年次計画を立て、改築を促進するよう、また義務教育諸学校のみに限定することなく、公立学校全体に実施するよう、附帯して強く要望せられ、採決の結果、議員賛成をもつて可決せられました。なお、積雪寒冷地帯の義務教育諸学校の屋内運動場整備促進について、中学校と同様に、小学校及び盲聾学校についても、すみやかに予算その他の適切な措置を講ずる必要があること、本委員会において全員大いに主張された点でありますので、一言申し添えて、御報告いたします。

○議長(堤康次郎君) 両案を一括して採決いたします。日程第四の委員長の報告は可決でありまして、日程第五の委員長の報告は修正でありまして、両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り決しました。
昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律案(内閣提出)
○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(堤康次郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。
昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。人事委員会理事赤城徳君。
昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律案
昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律
一 一般職の職員に支給する法律
1 昭和二十五年法律第九十五号(第十九條の四)(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む)、検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)第一条、裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)第九條、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第二条若しくは第十條、保安庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八條の二又は在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議第二十七号 有価証券取引税法案外四件

二条 (南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第二百十八号)第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者で、昭和二十八年十二月十五日以前の日で政令で定める日(以下「指定日」といふ)に在職するものに對しては、これらの規定による期末手当の額の計算の基礎となるべき給与であつて、その者が指定日現在において受けるべきものの月額の合計額に、指定日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に於いて、左の各号の割合を乗じて得た額を、指定日に支給する。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の二十五
- 二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の十五
- 三 在職期間が三月未満の場合 百分の七・五

2 前項に規定する者が同項に掲げる法律の規定により昭和二十八年十二月十五日に受けるべき期末手当の額は、これらの規定にかかわらず、当該期末手当の額から前項の規定により支給を受けるべき額を控除した金額とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年年度における期末手当の支給の特例に関する法律案(内閣提出) に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔赤城宗徳君登壇〕

○赤城宗徳君 ただいま議題となりました昭和二十八年年度における期末手当

の支給の特例に関する法律案について、人事委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の趣旨を簡単に御説明いたします。国家公務員に對しましては、期末手当として本年六月十五日に給与月額の半月分を支給したのでありますが、最近における諸般の情勢を考慮いたしますと、さらに何らかの措置が必要と認められますので、本年度に限り、年末に支給すべき期末手当に相当する額の一部を繰上げて支給することとしたというのであります。

次に、本法律案の内容を簡単に御説明いたしますと、その支給額は、給与月額の二割五分を最高とし、在職期間に応じて支給額に差をつけることとし、支給日は政令で定めることとしたのであります。

本法律案は、昨七月二十二日に衆議院に提出され、ただちに当人事委員会に付託され、本日その審議をいたしました。その際、支給日について、各党委員から、早急に支給されるよう要望があり、政府当局よりも、昭和二十八年年度予算成立直後に、できるだけすみやかに善処することを確認した次第であります。なお、本法律案の所要予算額は、一般会計、特別会計合せて約二十八億六千三百万円、政府関係機関約二十二億一千八百万円となるのであります。さらに、地方公務員につきましては、昭和二十八年年度予算平衡交付金の中に組み込まれておりますので、国家公務員にならつて、支給されるものと、政府当局より答弁がありました。

本法律案は、かねて各党派の熱心な要望をいれられたもので、全委員において異議なく、討論を省略して採決され、全会一致をもつて政府原案の通り可決した次第でございます。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

有価証券取引税法案(内閣提出) 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)

塩業組合法案(内閣提出)

鉄道債券及び電信電話債券等に係る債券の保証に関する法律案(内閣提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、有価証券取引税法案、相続税法の一部を改正する法律案、資産再評価法の一部を改正する法律案、塩業組合法案、鉄道証券及び電信電話債券等に係る債券の保証に関する法律案、右五案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。有価証券取引税法案、相続税法の一部を改正する法律案、資産再評価法の一部を改正する法律案、塩業組合法案、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債券の保証に関する法律案、右五案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事淺香忠雄君。

有価証券取引税法案 有価証券取引税法 (有価証券取引税の課税)

第一条 この法律の施行地において有価証券の譲渡(贈与による譲渡を除く。以下同じ。)が行われたときは、この法律により、有価証券取引税を課する。

(定義)

第二条 この法律において「有価証券」とは、左に掲げるものをいふ。

一 国債証券

二 地方債証券

三 社債券(商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)その他の特別の法律により法人の発行する債券を含む。以下同じ。)

四 日本銀行その他の特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

五 株券

六 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託の受益証券

七 貸付信託法(昭和二十七年法

律第九十五号)第二条第二項に規定する受益証券

2 前項各号に掲げる有価証券には、外国又は外国法人の発行する有価証券で当該各号に掲げる有価証券の性質を有するものを含むものとする。

3 株券の発行前における株式、株式の引受に因る権利及び新株の引受権は、この法律の適用については、株券とみなす。

4 この法律において「証券業者」とは、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券業者をいふ。

(みなし譲渡)

第三条 有価証券の売付があつた場合において、その売付に因る債務の履行が当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付、相殺その他の事由に因り、その売付に係る有価証券の全部の譲渡以外の方法によつて行われたときは、この法律の適用については、その売付をした者(その売付が委託に基づくものである場合においては、自己の計算においてその委託をした者とすし、その売付のうちに委託に基づく部分がある場合においては、当該部分については、自己の計算においてその委託をした者とす。)が、自己の計算において売付又は売付の委託をした当該売付に係る有価証券のうちその売付に因る債務の履行のための譲渡がされなかつたものを、その履行の時において、譲渡したものとみなす。但し、その売付が取引所税法(大正三年法律第二

十三号) 第五条第一項の規定により

取引税を課せられるものである場合において、この限りでない。

2 前項の場合において、同項の売

付に因る債務の履行が、その売付に係る有価証券以外の有価証券の譲渡により行われたときは、その譲渡された有価証券に対応する当該売付に係る有価証券については、同項の規定は、適用しない。

3 信託の場合において、受託者が信

託財産に属する有価証券を固有財産に属する有価証券とし、又は固有財産に属する有価証券を信託財産に属する有価証券としたときは、この法律の適用については、受託者が当該有価証券の譲渡をしたものとみなす。受託者が一の信託財産に属する有価証券を他の信託財産に属する有価証券としたときも、同様とする。

(国債証券等の譲渡とみなす場合)
第四条 国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)又は社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定により登録された国債(証券の発行されているものを除く)、地方債又は社債の名義変更が行われたときは、この法律の適用については、名義変更が行われた時に、国債証券、地方債証券又は社債証券の譲渡があつたものとみなす。

2 法人の社員、全員、組合員その他の出資者の持分の譲渡は、この法律の適用については、株券の譲渡とみなす。

(納税義務者)

第五条 この法律の施行地において有価証券の譲渡をした者は、有価証券取引税を納める義務がある。(非課税団体)

第六条 有価証券取引税は、国及び地方公共団体には、課さない。(非課税有価証券)

第七条 第二条第一項第一号から第

三号までに掲げる有価証券のうち、一年以内の償還期限をもつて発行する国債証券、国民貯蓄債券その他政令で定めるものについては、有価証券取引税を課さない。(有価証券の非課税の譲渡)

第八条 左に掲げる有価証券の譲渡

には、有価証券取引税を課さない。
一 有価証券の信託の場合における委託者から受託者への当該有価証券の譲渡

二 有価証券の信託の終了の場合における受託者から委託者又はその相続人への当該有価証券の譲渡

三 第二条第一項第七号に掲げる受益証券に係る信託の受託者への当該受益証券の譲渡

四 第二条第一項第七号に掲げる受益証券に係る信託の受託者がなす当該受益証券の譲渡

五 有価証券を目的物とする消費貸借及びその終了の場合における当該有価証券の譲渡

六 売出の方法によつて有価証券を発行する場合における当該有価証券の譲渡

七 国債、地方債又は社債の発行に際し、その総額を契約により引き受けた者又は募集の委託を受け自らその一部を引き受けた者が、当該引受けに係る有価証券の発行の日から一年内にする当該有価証券の譲渡

八 その他政令で定める有価証券の譲渡

(課税標準)
第九条 有価証券取引税の課税標準は、売買による譲渡については売買価額とし、その他の譲渡については譲渡の時における価額とする。

2 前項の売買価額及び譲渡の時に

おける価額を譲渡価額と総称する。(税率)
第十条 有価証券取引税は、左の税率により、課する。

第一種 証券業者を譲渡者とする売買による譲渡

甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡

乙 その他の有価証券の譲渡

第二種 第一種以外の譲渡

甲 第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡

乙 その他の有価証券の譲渡

第三種 譲渡価額の万分の六

第四種 譲渡価額の万分の三

第五種 譲渡価額の万分の二

第六種 譲渡価額の万分の一

第七種 譲渡価額の万分の七

第八種 譲渡価額の万分の五

第九種 譲渡価額の万分の三

第十種 譲渡価額の万分の一

第十一種 譲渡価額の万分の七

第十二種 譲渡価額の万分の五

第十三種 譲渡価額の万分の三

翌月末日までに、政令で定めると

ころにより、その譲渡の日の属する月中に納税義務の生じた有価証券取引税額その他の事項を記載した納付高申告書を政府に提出し、あわせて当該納付高申告書に記載された金額の有価証券取引税を、現金をもつて、政府に納付しなければならない。

2 証券業者以外の者が、証券業者への売委託により有価証券の譲渡をした場合又は証券業者へ有価証券の譲渡をした場合において、当該証券業者は、当該譲渡が行われた際、当該譲渡に係る有価証券取引税を現金をもつて徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、政令で定めるところにより、その徴収の日の属する月中に徴収した有価証券取引税額その他の事項を記載した徴収高計算書を政府に提出し、あわせて当該徴収高計算書に記載された金額の有価証券取引税を、政府に納付しなければならない。

3 前二項に規定する証券業者に営業所が二以上あるときは、これらの項の規定による納付高申告書及び徴収高計算書の提出並びに有価証券取引税の納付は、各営業所ごとにしなければならない。

4 証券業者が前三項の規定により有価証券取引税を納付する場合においては、その月中の有価証券の譲渡を同一の税率が適用されるものと区別し、その区分ごとに算出したその月中の有価証券の譲渡価額の合計額を課税標準とし、これにそれぞれの税率を適用して算出した税額の合計額をもつてその月分の納付すべき有価証券取引税額とすることができる。

(印紙による納付)
第十二条 有価証券取引税の納税義務者は、前条の規定の適用がある場合を除く外、印紙をもつて、有価証券取引税を納付しなければならない。

2 前項の場合において、第十条の

規定により計算された有価証券取引税額が十四未満であるときは、これを納付することを要しない。当該税額に十四未満の端数があるときにおける当該端数金額についても、同様とする。

3 第二項の規定の適用を受ける有価証券取引税の納税義務者は、有価証券の譲渡が行われた際、大蔵省令で定める様式の有価証券取引書を作成し、これに有価証券取引税額に相当する印紙をはり、且つ、当該取引書の紙面と印紙の色彩とを、判明に印紙を消さなければならぬ。

4 前項の納税義務者は、同項の有価証券取引書をその作成の日から一年間保存しなければならない。

(強制徴収)
第十三条 証券業者が、第十一条第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税を納付しなかつたときは、国税徴収の例により、これを証券業者から徴収する。

2 前条第一項の規定により有価証券取引税を納付しなければならぬ者が、同項の規定による納付を

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議録第二十七号 有価証券取引税法案件四件

五二六

しなかつたときは、同項の規定にかかわらず、現金をもつて、これを当該者から徴収する。

3 前二項の場合において、国税徴収法明治三十年法律第二十一号第九條の規定により督促するときは、第十四条又は第十五条に規定する利子税額を、あわせて督促することができる。

(利子税額)

第十四条 第十一条第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額を納付しなかつた場合においては、当該証券業者は、その未納に係る税額に対し、これらの項に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間に應じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を有価証券取引税額にあわせて納付しなければならない。

2 前項の場合において、証券業者がその未納に係る有価証券取引税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる有価証券取引税額は、同項の未納に係る有価証券取引税額からその一部納付に係る有価証券取引税額を控除した額による。

3 利子税額計算の基礎となる有価証券取引税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該有価証券取引税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを納付することを要しない。

5 第一項の規定により利子税額を

あわせて納付すべき場合において、証券業者が納付した有価証券取引税額が第十一条第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額に達するまでは、その納付した税額は、当該有価証券取引税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。

(重加算税額)

第十五条 第十三条第二項の規定により有価証券取引税額を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六條の規定による指定納期日までに当該税額を完納しなかつたときは、その未納に係る有価証券取引税額に対し、当該納期日の翌日から納付の日までの期間に應じ、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を有価証券取引税額にあわせて徴収する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。
(輕加算税額)

第十六条 第十一条第一項の規定により提出すべき納付高申告書をその提出期限までに提出した場合において、当該申告書に記載された有価証券取引税額が、納付すべき有価証券取引税額に満たなかつたときは、過少の有価証券取引税額を記載した当該申告書を提出したことについて相当な理由がないと認めるときは、政府は、当該納税義務者が納付すべき有価証券取引税額のうち、当該申告書に記載されなかつた部分の税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する輕加算税額を徴収する。

2 第十一条第一項の規定により提出すべき納付高申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合において、その完納しなかつたことについて相当な理由がないと認めるときは、政府は、その未納に係る有価証券取引税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する輕加算税額を徴収する。

5 政府は、前四項の規定により徴収する税額を決定したときは、これを第十一条第一項若しくは第二項又は第十二条第一項の規定により有価証券取引税を納付する義務がある者に通知する。

出すべき納付高申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合において、当該申告書を提出しなかつたことについて相当な理由がないと認めるときは、政府は、その納付すべき有価証券取引税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する輕加算税額を徴収する。

3 第十一条第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額を完納しなかつた場合において、その完納しなかつたことについて相当な理由がないと認めるときは、政府は、その未納に係る有価証券取引税額に対し、同項に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間に應じ、その期間が一箇月以内のときは百分の十の割合、一箇月をこえ二箇月以内のときは百分の十五の割合、二箇月をこえ三箇月以内のときは百分の二十の割合、三箇月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する輕加算税額を徴収する。

4 第十二条第一項の規定により納付すべき有価証券取引税額を完納しなかつた場合において、その完納しなかつたことについて相当な理由がないと認めるときは、政府は、その未納に係る有価証券取引税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する輕加算税額を徴収する。

5 政府は、前四項の規定により徴収する税額を決定したときは、これを第十一条第一項若しくは第二項又は第十二条第一項の規定により有価証券取引税を納付する義務がある者に通知する。

6 第十四条第三項及び第四項の規定は、第一項から第四項までの規定による輕加算税額について準用する。

(重加算税額)
第十七条 前条第一項から第四項までの規定の一に該当する場合において、第十一条第一項若しくは第二項又は第十二条第一項の規定により有価証券取引税を納付する義務がある者が、事実の全部又は一部を隠し、又は偽装し、その隠し、又は偽装したところに基いて、過少の有価証券取引税額を記載した納付高申告書を提出し、若しくは納付高申告書を提出期限までに提出せず、又は納付すべき有価証券取引税額を完納しなかつたときは、政府は、前条第一項から第四項までの規定による輕加算税額の外、その輕加算税額計算の基礎となる有価証券取引税額(当該有価証券取引税額の一部分が、有価証券取引税計算の基礎となるべき事実で隠し、又は偽装されていらないものに基くことが明らかであるときは、当該隠し、又は偽装されていらない事実に基づく税額として計算した金額を控除した税額)に対し百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

2 政府は、前項の規定により徴収する重加算税額を決定したときは、これを第十一条第一項若しくは第二項又は第十二条第一項の規定により有価証券取引税を納付する義務がある者に通知する。

3 第十四条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する重加算税額について準用する。

(報告義務)
第十八条 証券業者は、その月中旬に第十一条第一項の規定による納付義務及び同条第二項の規定による徴収義務が生じた有価証券取引税額がない場合には、政令で定めるところにより、その旨を翌月末日までに、営業所ごとに、その所在地の所轄税務署長に報告しなければならない。

(証券業者の開業等の申告義務)
第十九条 証券業者を開始し、若しくは廃止しようとする者、証券業者の登録を取り消された者又は営業所を新設し、変更し、若しくは廃止しようとする証券業者は、政令で定めるところにより、営業所ごとに、その所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

(証券業者の記帳義務)
第二十条 証券業者は、帳簿を備え、これに、その売り付けた有価証券の売買価額、納付すべき有価証券取引税額その他の政令で定める事項を記載しなければならない。

(印紙税の非課税)
第二十一条 第十二条第三項に規定する有価証券取引書については、印紙税を課さない。

(当該職員員の質問検査権)
第二十二条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、有価証券取引税に関する調査について必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又は譲渡に係る有価証券、左に掲げる者の有価証券の譲渡に関する帳簿書類若しくは株主名簿、社債原簿その他の有価証券の権利

額について準用する。

者を記載した書類(以下「有価証券の譲渡に関する帳簿書類等」と総称する)を検査することができ

一 納税義務者又は納税義務がある者認められる者

二 有価証券を譲り受けた者又は有価証券を譲り受けたと認められる者

三 第十一条第二項の規定により有価証券取引税を徴収して納付する義務がある者又はその義務があると認められる者

四 証券業者の組織する団体(当該団体の組織する団体を含む)又は証券取引法第二十一条に規定する証券取引所

2 前項の当該職員は、同項の規定による質問又は検査をする場合において、その身分を示す証書を携帯し、利害関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十三条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 詐偽その他不正の行為により、第十一条第一項の規定により納付すべき有価証券取引税を免かれた者

二 第十一条第二項の規定により徴収して納付すべき有価証券取引税を納付しなかつた者

三 第十二条第三項の規定に違反した者

2 前項の犯罪により納付を免かれた有価証券取引税額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該有価証券取引税額の十倍以下とすることができる。

第二十四条 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十一条第一項の規定による納付高申告書をその提出期限内に提出しなかつた者

二 第十八条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者

三 第二十条の規定による帳簿を備えず、その帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 第二十一条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、又は偽りの陳述をした者

五 第二十一条第一項の規定による有価証券の譲渡に関する帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五条 有価証券取引税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は濫用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十三条又は第二十四条の違反行為をした

ときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 第二十三条第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島(政令で定める地域を除く。)に施行する。

3 この法律施行の日から昭和二十九年七月三十一日までの間に行われる第二条第一項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる有価証券の譲渡については、この法律は、適用しない。

4 証券投資信託法第十六条第一項に規定する信託財産に属する株券の譲渡で、この法律施行の日から昭和三十年七月三十一日までの間に行われるものに對して適用される税率は、第十条の規定にかかわらず、譲渡価額の万分の六とする。

5 この法律施行の際現に証券業者である者は、政令で定めるところにより、この法律施行後一月以内に、営業所ごとに、その所在地の所轄税務署長に証券業者である旨を申告しなければならない。但し、その者が当該期間内に証券

業者でなくなつた場合においては、この限りでない。

6 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項但書中「国税徴収法第九條第三項」を「有価証券取引税法第十六條第一項乃至第四項又は第十七條第一項の規定により徴収する軽加算税額又は重加算税額、国税徴収法第九條第三項」に改める。

7 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項後段中「国税徴収法第九條第三項」を「有価証券取引税法第十六條第一項乃至第四項若しくは第十七條第一項、国税徴収法第九條第三項」に、「若しくは通行税」を、「通行税若しくは有価証券取引税」に改める。

8 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「再評価税」の下に、「有価証券取引税」を加える。

9 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「酒税」を「有価証券取引税、酒税」に改める。

10 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一百九条中「通行税」の下に「有価証券取引税」を加える。

有価証券取引税法(内閣提出)に関する報告書

「最終号の附録に掲載」

相続税法の一部を改正する法律案 相続税法の一部を改正する法律 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 課税価格、税率及び控除(第十一條、第二十一條)」

第二章 課税価格、税率及び控除 第二節 相続税(第十一條、第二十一條)

第二十一條の六に改める。

第一條の見出しを「相続税の納税義務者」に改め、同条第一号中「相続、遺贈又は贈与」を相続(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下同じ。)に改め、同条第二号中「遺贈又は贈与」を削り、同条の次に次の一條を加える。

(贈与税の納税義務者)

第一條の二 左に掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議録第二十七号 有価証券取引税法第四條

統（以下本条において「第一次相続」という。）に因り財産を取得したことがあるときは、当該被相続人から相続に因り財産を取得した者については、その者について前二条の規定により算出した相続税額から、当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産につき課せられた相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。以下第一号において同じ。）に左の各号に掲げる割合を順次乗じて算出した金額に相当する税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

一 第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者（包括受遺者を除く。以下同じ。）の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（相続税又は贈与税の課税価格に算入される部分に限る。）の合計額の当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産の価額（相続税の課税価格計算の基礎に算入された部分に限る。）から当該財産に係る相続税額を控除した金額に対する割合（当該割合が百分の百をこえる場合には、百分の百の割合）

二 第二次相続に係る被相続人から相続に因り取得した財産の価額（相続税の課税価格に算入される部分に限る。）の第二次相続に係る被相続人から相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（相続税又は贈与税の課税価格に算入される部分に限る。）の合計額に対する割合

三 第一次相続開始の時から第二次相続開始の時までの期間に相当する年数を十年から控除した年数（当該年数が一年未満であるときは又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）の十年に対する割合

2 前項の場合において、第一次相続に因り財産を取得した者の当該財産に係る相続税額は、第二次相続に係る被相続人から相続に因り取得した財産に係る相続税額について提出すべき申告書の提出期限までに第一次相続に係る相続税として納付した又は納付すべきことが確定した税額による。

3 第十五条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

第二十一条の見出し中「税額」を「相続税額」に改め、同条第一項中「遺贈又は贈与」を（第二十一条の第二項に規定する贈与を含む。以下本条において同じ。）に改め、「第十八条」を「前三条」に、「当該財産を取得した日の属する年分の課税価格に算入された財産の価額」を「当該相続に因り取得した財産の価額のうち課税価格計算の基礎に算入された部分」に改め、同条第二項中「第三項」を「第二項」に改め、第二章中同条の次に次の一節を加える。

第二節 贈与税

（贈与税の課税価格）

第二十一条の二 贈与又は遺贈に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得については、第一条の二第一号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中においてこれらの事由に因り取得した財産の価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

2 贈与又は遺贈に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得については、第一条の二第一号及び第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中においてこれらの事由に因り取得した財産の価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

3 贈与又は遺贈に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得については、第一条の二第一号及び第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その者がこの法律の施行地に住所を有していた期間内にこれらの事由に因り取得した財産の価額及びこの法律の施行地に住所を有していなかつた期間内にこれらの事由に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

4 相続人が相続開始の年において当該相続に係る被相続人から受けた贈与に因り取得した財産の価額で第十九条第一項の規定により相続税の課税価格に算入されるものは、前三項の規定にかかわらず、贈与税の課税価格に算入しない。

（贈与税の非課税財産）

第二十一条の三 左に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

一 法人からの贈与に因り取得した財産

二 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与に因り取得した財産のうち通常必要と認められるもの

三 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者が政令で定めるものが贈与又は遺贈に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の適用を受ける選挙における公職の候補者が選挙運動に因り贈与に因り取得した金銭、物品その他の財産上の利益で同法第百八十九条の規定による報告がなされたもの

2 第十二条第二項の規定は、前項第三号に掲げる財産について準用する。

（贈与税の基礎控除）

第二十一条の四 贈与税については、課税価格から十万円を控除する。

（贈与税の税率）

第二十一条の五 贈与税は、前条の規定による控除後の課税価格を左の各級に区分し、逐次に各税率を適用して算出した金額の合計額により、課する。

二十万円以下の金額 百分の二十

二十万円をこえる金額 百分の二十五

五十万円をこえる金額 百分の三十

百万円をこえる金額 百分の三十五

二百万円をこえる金額 百分の四十

四百万円をこえる金額 百分の四十五

七百万円をこえる金額 百分の五十

千二百万円をこえる金額 百分の五十五

三 宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者が政令で定めるものが贈与又は遺贈に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の適用を受ける選挙における公職の候補者が選挙運動に因り贈与に因り取得した金銭、物品その他の財産上の利益で同法第百八十九条の規定による報告がなされたもの

2 第十二条第二項の規定は、前項第三号に掲げる財産について準用する。

（贈与税の基礎控除）

第二十一条の四 贈与税については、課税価格から十万円を控除する。

（贈与税の税率）

第二十一条の五 贈与税は、前条の規定による控除後の課税価格を左の各級に区分し、逐次に各税率を適用して算出した金額の合計額により、課する。

二十万円以下の金額 百分の二十

二十万円をこえる金額 百分の二十五

五十万円をこえる金額 百分の三十

百万円をこえる金額 百分の三十五

二百万円をこえる金額 百分の四十

四百万円をこえる金額 百分の四十五

七百万円をこえる金額 百分の五十

千二百万円をこえる金額 百分の五十五

二千万円をこえる金額 百分の六十

三千万円をこえる金額 百分の七十

（在外財産に対する贈与税額の控除）

第二十一条の六 贈与又は遺贈に因りこの法律の施行地外にある財産を取得した場合において、当該財産についてその地の法令により贈与税に相当する税が課せられたときは、当該財産を取得した者については、その者について前条の規定により算出した贈与税額からその課せられた税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき贈与税額とする。但し、その控除すべき税額が、その者について前条の規定により算出した贈与税額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうち占める割合を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額に相当する税額については、当該控除をしない。

2 第十五条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十四条第二項中「確定申告書（第二十八条第四項の規定による確定申告書を除く。）の提出期限（概算申告書を提出すべき場合には、当該申告書の提出期限）」を「第二十七条第一項又は第二十八条第一項若しくは第二項に規定する申告書の提出期限」に改める。

第二十七条から第二十九条までを次のように改める。

（相続税の申告書）

第二十七条 相続に因り財産を取得した者は、相続税の課税価格（第

申告書を提出する場合においては、当該申告書に被相続人の死亡の時ににおける財産及び債務、当該

当該財産を取得した年の翌年一月一日以後に当該遺贈があつたことを知つた場合において、その者が当該財産の価額を当該財産を取得した年の贈与税の課税価格計算の基礎に算入する者とに因り贈与税の納税義務がある者となつたときは、当該遺贈があつたことを知つた日の翌日から六月以内（その者が当該期間内にこの法律の施行地

十七条又は第二十八条に、「第二十八
八条第四項又は前条第一項」を、第二
十七条第二項（第二十八条第三項に
おいて準用する場合を含む。）に改
め、「又は包括受遺者」及び「又は遺
贈者」を削り、同条第二項を次のよ
うに改める。

2 第二十七条第四項の規定は、前
項の場合について準用する。

む」に改め、「又は包括受遺者」を削り、当該各項の規定による確定申告書若しくは最終確定申告書又はこれらの申告書を同項の規定による申告書又は当該申告書に、「相続税は」、「相続税又は贈与税は」に改め、「又は遺贈税」を削り、「相続税額」の下に「又は贈与税額」を加え、「又は遺贈」を削り、同条第五項及び第六項中「相続税の下に」「又は贈与

額」を加え、同条第五項第一号中「又」は遺贈者を削り、同項第二号中「第二十八條第二項から第四項まで」を「第二十七條第二項、第二十八條第二項又は同条第三項第二号に」、「同条第一項に規定する確定申告書」、「第二十七條第一項又は第二十八條第一項若しくは第二項に規定する申告書」に、「同条第六項において準用する第二十七條第二項」を「第二十七

統人又は遺贈者」を「同号に規定する者」に改める。

第三十五条の二第一項中「確定申告書、最終確定申告書若しくはこれらの申告書」を「期限内申告書又は当該申告書」に改め、「又は第五十七条第一項の規定による明細書(当該明細書の提出期限後に提出された明細書を含む)」を削り、「これらの申告書又は明細書に係る年分の」をこれらの申告書に係る「に改め、「相統税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、「又は決定」を削り、「確定申告書、最終確定申告書又は第五十七条第一項の規定による明細書」を「期限内申告書」に改め、「又は明細書」を削り、「相統税を免れた者の当該相統税」を「相統税又は贈与税を免れた者の当該相統税又は贈与税」に改める。

第三十六条第一項及び第三十七条中「相統税額」の下に「若しくは贈与税額」を加える。

第三十八条を次のように改める。

(延納)

第三十八条 税務署長は、第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき相統税額又は前条の規定により徴収すべき相統税の追徴税額が一万円をこえる場合において、納税義務者の申請により、担保を提供させ、五年(相統税に因り取得した財産で当該相統税額又は追徴税額の計算の基礎となつたものの価額の合計額のうち不動産、立木その他政令で定める財産の価額の合計額が占める割合が十分の五以上であるときは、十年)以内の年賦延納を許可することができる。この場合において、延納税額が五万円(十年以内の延

納を許可することができる場合に納税額は、十万円)未満であるときは、当該延納を許可することができる期間は、延納税額(当該税額に一万円未満の端数があるときは、これを一万円として計算した金額)を一万円で除して得た数に相当する年数をこえることができる。

2 前項の規定により延納を許可する場合において、延納年割額は、延納税額を延納期間に相当する年数で除して計算した金額(当該金額が一万円を下る場合においては、最終の年割額を除き、一万円)とする。

3 税務署長は、第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき贈与税額又は前条の規定により徴収すべき贈与税の追徴税額が一万円をこえ、且つ、納税義務者について金銭で一時に納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供させ、五年以内の年賦延納を許可することができる。

4 第一項又は前項の規定により延納を許可することができる相統税額若しくは贈与税額又は追徴税額は、左の各号の一に該当する者が納付する相統税額若しくは贈与税額又はその者から徴収する追徴税額に限る。

一 期限内申告書を提出した者

二 期限後申告書を提出した者で税務署長において期限内申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認めるもの

三 第三十五条第五項の規定により申告書の提出期限前に決定を受けた者

5 第一項又は第三項の規定による担保の種類は、国債、地方債若しくは不動産その他の政令で定める財産又は税務署長において確実と認める保証人の保証とする。

第三十九条第一項中「金銭で一時に納付することを困難とする金額及びその困難とする事由」を削り、同条第二項中「前条」の下に「第三項及び第四項」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項又は前項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第七項に改め、同条第八項中「提供する担保の種類及びその提供の」を「おける担保の提供の」に改め、同条第二項を同条第四項とし、以下二項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請者及び当該申請に係る事項が前条第一項、第二項及び第四項の規定に該当するときは、当該申請者の提供しようとする担保の種類が同条第五項の規定に該当しない場合を除く外、当該申請を許可しなればならない。但し、税務署長が当該申請者の提供しようとする担保の種類が適当でないとき、その変更を求めるときは、その場合において当該申請者がその変更の求めに応じなかつたときは、当該申請を却下することができる。

3 前条第三項の規定による延納の許可を申請しようとする者は、その延納を求めようとする贈与税の納期限までに、又は納付の期日に、政令の定めるところにより、金銭で一時に納付することを困難とする金額及びその困難とする理由、延納を求めようとする税額及び期間、分納税額及びその納期限その他必要な事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添え、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第四十条第一項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項中「第六項」を「第八項」に改め、同条第四十一項中「徴収すべき」の下に「相統税額」を加え、同条第二項中「第二項」を「第四項」に改め、同条第四十四項中「相統税額」の下に「贈与税額」を加え、同条第三項中「第三十九条第五項(同条第四項)」を「第三十九条第五項(同条第六項)」に、「第七項」を「第九項」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改める。

第四十五条第二項中「第二項」を「第三項」に改める。

第五十条第一項中「若しくは相統税額」を「相統税額若しくは贈与税額」に、「又は相統税額」を「相統税額若しくは贈与税額」に改め、「徴収することができた相統税額及び相統税額若しくは贈与税額」の下に「それれ又は贈与税額」を加える。

第五十一条第一項中「相統税額」の下に「又は贈与税額」を加え、同項第一号中「第二十八條第四項」を「第二十七條第二項(第二十八條第三項において準用する場合を含む。)」に改め、「又は包括受遺者」を削り、「確定申告書」を「申告書」に改め、「又は遺贈者」を削り、「同条第一項から第三項まで」を「第二十七條第一項又は第二十八條第一項若しくは第二項」に、「第二十八條第一項から第三項まで」を「第二十七條第一項又は第二十八條第一項若しくは第二項」に改め、同条第二号中「相統税の開始又は及び相統税又は」を削り、「相統税として」を「贈与税として」、「四月」を「六月」に改め、同条第三項第一号中「第二十八條第四項」を「第二十七條第二項(第二十八條第三項において準用する場合を含む。)」に改め、「又は包括受遺者及び」又は遺贈者を削り、「同条第一項又は第二項まで」を「第二十七條第一項又は第二十八條第一項若しくは第二項」に改め、「相統税の下に」又は「贈与税」を加え、「第二十八條第一項から第三項まで」を「第二十七條第一項又は第二十八條第一項若しくは第二項」に改め、同項第二号中「相統税額」を「贈与税額」に改め、「相統税の開始又は及び」を削り、「四月」を「六月」に改め、同条第四項、第五項及び第九項中「相統税額」の下に「若しくは贈与税額」を加え、同条第六項中「前五項」を「第一項から第六項まで」に、「百円を三百円」に改め、同項を同条第八項とし、以下二項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の二項を加える。

第六 第一項又は第三項の利子税額の計算の基礎となる相統税額、贈与税額又は追徴税額(これらの税額の一部の納付又は徴収があつた場合においては、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額的全額)

第七 第一項又は第三項の利子税額の計算の基礎となる相統税額、贈与税額又は追徴税額(これらの税額の一部の納付又は徴収があつた場合においては、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額的全額)

第八 第一項又は第三項の利子税額の計算の基礎となる相統税額、贈与税額又は追徴税額(これらの税額の一部の納付又は徴収があつた場合においては、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額的全額)

第九 第一項又は第三項の利子税額の計算の基礎となる相統税額、贈与税額又は追徴税額(これらの税額の一部の納付又は徴収があつた場合においては、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額的全額)

第十 第一項又は第三項の利子税額の計算の基礎となる相統税額、贈与税額又は追徴税額(これらの税額の一部の納付又は徴収があつた場合においては、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額的全額)

第十一 第一項又は第三項の利子税額の計算の基礎となる相統税額、贈与税額又は追徴税額(これらの税額の一部の納付又は徴収があつた場合においては、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額的全額)

第十二 第一項又は第三項の利子税額の計算の基礎となる相統税額、贈与税額又は追徴税額(これらの税額の一部の納付又は徴収があつた場合においては、当該納付又は徴収前におけるこれらの税額的全額)

- 少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額について適用し、同日以前に納付し、又は徴収された利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額については、なお従前の例による。
- 5 この法律施行の際未納に係る相続税又は贈与税の税額（延納の許可を受けた税額のうちにこの法律施行の日以後納期限の到来するものを含む。）が十万円未満である場合（前項の規定により新法第五十一条第六項又は第五十二条第二項の規定の適用がある場合を除く。）においては、当該税額に係る利子税額は、新法第五十一条第一項から第五項まで及び第五十二条第一項の規定にかかわらず、当該利子税額の計算の基礎となる税額及び期間に於て、政令で定める簡易利子税額表に掲げる金額による。
- 6 新法第五十一条第七項及び第八項（新法第五十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第五十二条第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 新法第五十四条第一項から第三項までの規定は、この法律施行の日以後決定の通知をする重加算税額について適用し、同日以前に決定の通知のされた重加算税額については、なお従前の例による。
- 8 新法第二十七条又は第二十八条の規定による申告書を昭和二十八年八月三十一日以前に提出すべき者については、これらの申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日（その者がこの法律施行後同日以前に新法の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日）とする。
- 9 昭和二十八年一月一日以後相続（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下本項において同じ。）に因り財産を得た者がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入したこの法律による改正前の相続税法（以下「旧法」という。）第二十七条の規定による概算申告書を提出している場合又は同年一月一日以後相続に因り財産を取得した者で同日以後死亡したものとの相続人若しくは包括受遺者がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入した旧法第二十九条の規定による最終確定申告書を提出している場合又は同年一月一日以後相続に因り財産を取得した者（前項の規定に該当する者を除く。）で同日以後死亡した者の相続人若しくは包括受遺者がこの法律施行の日までに当該財産を課税価格計算の基礎に算入した旧法第二十九条の規定による最終確定申告書を提出している場合においては、これらの申告書は、新法第二十八条第一項の規定又は同法第三項において準用する同法第二十七条第二項の規定による申告書とみなす。
- 11 昭和二十八年一月一日以後相続に因り財産を取得した者が同日以前に贈与に因り取得した財産で新法第十九条第一項の規定により相続税の課税価格に加算されるものがある場合における同項の規定の適用については、その者が旧法の規定により納付した、又は納付すべき当該贈与に係る財産を取得した日の属する年分の相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。）に当該財産の価額が当該年分の相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税額を、当該財産の取得につき新法の規定により課せられた贈与税額とみなす。
- 12 左の各号に掲げる場合における新法第二十条の規定の適用については、当該各号に規定するところによる。
- 一 昭和二十四年十二月三十一日以前に第一次相続（新法第二十条第一項に規定する第一次相続をいう。以下同じ。）を開始している場合においては、当該第一次相続につき第二次相続（新法第二十条第一項に規定する第二次相続をいう。以下同じ。）に係る被相続人が納付した、又は納付すべき相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額を除く。）は、当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産につき新法の規定により課せられた相続税額とみなす。
- 二 昭和二十五年一月一日以後昭和二十七年十二月三十一日まで第一次相続が開始している場合においては、第二次相続に係る被相続人が当該第一次相続に因り財産を取得した日の属する年分の相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。）に第一次相続に因り取得した財産の価額が当該年分の相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税額を、当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産につき新法の規定により課せられた相続税額とみなす。
- 13 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 14 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
- 第四条中「相続税」の下に「又は贈与税」を加え、「第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで又は第二十九条第一項」を「第二十七条」に改め、同条に次の一項を加える。
- 第六条中「遺贈又は贈与」を「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈」に、「第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで又は第二十九条第一項」を「第二十七条」に改め、同条に次の一項を加える。
- 前項の規定は、贈与税の納税義務者で災害に因り贈与又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。）に因り取得した財産について相続税法第二十八条の規定による申告書の提出期限前に甚大な被害を受けたものの納付すべき贈与税について準用する。
- 15 改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第四及第六六条の規定は、昭和二十七年十二月三十一日以前に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。
- 16 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基き行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）の一部を次のように改正する。
- 第五条第一項中「相続税」の下に「又は贈与税」を加える。
- 17 租税法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。
- 第二条中「相続税」の下に「贈与税」を加える。
- 第八条第一項第五号中「相続税」の下に「贈与税」を加える。
- 相続税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

資産再評価法の一部を改正する法律

資産再評価法の一部を改正する法律

資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の二」を「第十六条」に、「第三十五条の二」を「第三十五条」に改める。

第二条第八項中「砂鉱権、」を「租鉱権及び探石権その他に、」試験研究費(試験研究のために支出された費用で貸借対照表の資産の部に計上されたものをいう。以下同じ)を「専用側線利用権(鉄道事業者又は軌道事業者に対して鉄道又は軌道の敷設に要する費用を負担してその鉄道又は軌道を専用する権利をいう。以下同じ)、鉄道軌道連絡通行施設利用権(鉄道事業者又は軌道事業者が、他の鉄道事業者若しくは軌道事業者又は当該地の地方公共団体に對して当該地の鉄道事業者若しくは軌道事業者の鉄道若しくは軌道との連絡に必要な橋、地下道その他の施設又は鉄道若しくは軌道の敷設に必要な施設を設けるために要する費用を負担してこれらの施設を利用する権利をいう。以下同じ)及び電気ガス供給施設利用権(電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担してその施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。以下同じ)」に改め、同条第九項中「又、株式又は出資については株金若しくは出資の払込又は現物出資の目的たる財産の給付」を削り、「(当該資産の取得後再評価日前にその一部が滅失した場合においては、その滅失した部分に對應する金額を

控除した金額)をいう。」を「相続、遺贈又は贈与に因り取得した資産については、第二十九条第十三号及び第十四号に規定するものを除き、その取得の時に所有するものを除き、当該資産の取得後再評価日前にその一部が滅失した場合においては、当該金額からその滅失した部分に對應する金額を控除した金額とする。」に改め、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 この法律において「旧再評価」とは、法人又は個人がその有する資産について、資産再評価法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)による改正前のこの法律(以下「改正前の法」という)の規定により行つた評価額の増額を、「旧再評価額」とし、旧再評価に因り法人又は個人の有する資産の評価額が増額された場合における増額後の評価額を、「旧再評価額」とし、その日現在において旧再評価を行つた日を、「旧再評価日」とし、改正前の法第四十条から第四十三条までに規定する再評価差額をいふ。「旧再評価額」とは、旧再評価差額につき改正前の法第四章の規定により課した、又は課すべきであつた税金をいう。

第三条各号列記以外の部分及び同条第一号から第四号まで中「昭和二十五年」を「昭和二十八年」に改め、同条第五号から第七号までを削り、同条第八号中「産業設備貸借団法」を「旧産業設備貸借団法」に、「昭和二十五年」を「昭和二十八年」に改め、同条第九号とし、同条第九号を削り「同条第十号を同条第六号とする。第四条第四項を削る。

第五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、

第五号の前に次の一号を加える。

四 日本電信電話公社

第五条第五号中「国民金融公庫」の下に「及び住宅金融公庫」を加え、同条第六号及び第七号を次のように改める。

六 日本輸出入銀行及び日本開発銀行

七 日本青年会、私立学校振興会、社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、国民健康保険組合及び同連合会並びに健康保険組合及び同連合会

第六条第一項第三号中「その他の有価証券(株式及び出資を除く)」を「株式その他の有価証券(出資を含む。以下「改正前の法」という)に改め、同項第五号及び同条第二項を削り、同条第三項中「前二項を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条各号列記以外の部分中「第十三条の二第一項又は第十四条の二第一項から第三項まで」を削り、同条第四号中「賠償指定施設」の下に「(昭和二十五年一月一日において旧工場、事業場等の管理に関する件(昭和二十一年文部省令第一号)第一号又は旧造船関係の工場、事業場等の管理に関する件(昭和二十一年運輸省令第三十二号)第一条の規定により指定されていた施設(当該施設に附随する施設でその指定されていた施設の賠償による撤去に伴い滅失、損又は損壊することが予想されていたものを含む)をいう。以下同じ)を加える。

第二十一条の二に規定する再評価の限度額に達しているとき」を削る。

第九条第二項中「株式及び、第二十三号」を削り、同条第二項から第五項までを削る。

第十条第二項中「第一項」を削る。

第十一条第二号中「(砂鉱区を含む)」を削り、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第十三条を次のように改める。

行つていない場合においては、合併法人（合併に因り設立した法人又は合併後存続する法人をいふ。以下同じ。）は、合併の時期及び昭和二十八年中に被合併法人が再評価を行つたかどうかの区分に依り、左に掲げる日現在において、当該合併に因り取得した同項に規定する資産について、再評価を行うことができる。

一 昭和二十八年中に合併が行われ、且つ、被合併法人が既に第六条第一項の規定による再評価を行つてゐるときは、昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一日の日

二 昭和二十八年中に合併が行われ、且つ、被合併法人が第六条第一項の規定による再評価を行っていないときは、当該合併の日又は同日後昭和二十八年十二月三十一日までに開始する事業年度開始の日のいずれか一日及び昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一日の日

三 昭和二十九年中に合併が行われたときは、当該合併の日又は同日後同年十二月三十一日までに開始する事業年度開始の日をいづれか一日

2 前項の規定は、合併法人が合併に因り取得した資産のうち第三条各号に掲げる資産で当該合併の日までにその基準日の到来したもののについては、各別に他の資産と區別して適用する。

○ 法人が昭和三十年一月一日以後合併した場合において、合併法人が当該合併に因り取得した資産のうち被合併法人が再評価を行わなかつた第三条各号に掲げる資産

4 第六条第二項の規定は、第一項及び前項の場合について準用する。

5 前条第二項の規定は、第一項の事業年度について準用する。
第十四条の二を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条第一項中「昭和二十五年八月三十一日前」を「昭和二十九年十月三十一日以前」に、「第八条第一

項」を「その死亡した年において第八条第一項」に改め、「(家屋を除く)を酌り、「基準日現在」を「その死亡した年の一月一日(第三条各号に掲げる資産でその基準日がその死亡した年の一月一日後死亡の日までの到来したものであるものについては、その基準日)現在」に改め、同条第二項中「昭和二十五年八月三十一日」を「昭

和二十九年十月三十一日」に改め、
「(家屋を除く。)」を削り、「一月三十
一日」を「三月十五日」に改め、同
条第三項中「(家屋を除く。)」を削
り、「一月三十一日」を「三月十五日

（昭和二十八年中に当該資産を事業の用に供したときは、昭和三十年三月十五日）に改め、「供した日」の下に「その日が昭和二十八年十二月三十一日以前であつて、且つ、当該個人の死亡の日が昭和二十九年三月

十五日後であるときは、昭和二十九年一月一日」を加え、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第十四条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、第十四条第二項中

「合併法人」とあるのは「相続人」と、「合併に因り」とあるのは「相続に因り」と、「合併の日」とあるのは「被相続人の死亡の日」と読み替へるものとする。

第十六条の二を削る。
第十七条第一項中「昭和二十五年

において当該資産について定められたことを再評価日において当該資産について定められている」に、「に添じて定められた別表第二」を並びに再評価の時期に添じて定められた別表第一又は別表第二に改め、同項次の但書を加える。

但し、昭和二十五年一月一日前に取得した有形減価償却資産でその耐用年数が旧耐用年数（同日に於いて法人税法又は所得税法の規定により当該資産に於いて定められていた耐用年数をいう。）に比して短いものの再評価額は、本文の規定による再評価の限度額をこえ、第一号に掲げる金額から第三号に掲げる金額を控除した金額以下（下）の金額とすることができ。

一 当該資産の取得価額にその取得の時期及び旧耐用年数に應じて定められた改正前の法別表第一の倍数を乗じて算出した金額を・五倍した金額

二 当該資産を昭和二十五年一月一日において前号に掲げる金額により取得したものとみなした場合において同日以後再評価日までの期間につき法人税法又は所得税法の規定による所得の計

算上損金又は必要な経費に算入されるべき償却額の限度額の累計額

第十七条第二項中「三洲灣川」を「三洲灣川」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第四条又は租税特

別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第五条の五から第五条の八まで若しくは第二十一条の規定の適用を受ける資産についてその取

得の日以後再評価日の前日までの期間につき法人又は個人が行つた償却の額(法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は

必要な経費に算入された又は算入されるべき償却額に限る。の累計額がこれらの規定の適用がないものとして計算した場合における法人税法又は所得税法の規定による

所得の計算上損金又は必要な経費に算入される償却額の限度額（以下「普通償却範囲額」という。）の累計額をこえる場合においては、当該資産の再評価額は、前三項の規

定にかかわらず、これらの規定により算出した金額からそのこえる金額を控除した金額をこえることができない。

第十八条中「取得の時期」の下に

「並びに再評価の時期」を加え、「別表第三」を「別表第四又は別表第五」に改める。

第十九条第一項中「昭和二十四年十二月三十一日までの償却範囲額

る所得の計算上損金又は必要な経費に算入される当該資産についての償却額の限度額をいう。」を「再評価日の前日までの普通償却範囲額」に、

条第二項中「第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第二十条第一項中「土地、」を「土

地及び」に改め、「及び株式」を削り、
「別表第二」を「別表第三」に改め、同
条第二項中「十七倍」を「二十五倍」

に、「別表第四」を「別表第六」に改める。

第二十一条第一項中「別表第五」を「別表第七」に改め、同条第二項中「十五倍」を「四十倍」に、「別表第五」を「別表第七」に改める。

第二十一条の二を削る。
第二十二條から第二十四條までを次のように改める。
第二十二條から第二十四條まで 削

除 第二十五条第二項中「、家屋及び株式を」及び家屋に、「十七倍」を「二十五倍」に、「別表第四」を「別表第六」に改める。

第二十七条中「これらの規定によ
り算出される」を「基準日現在におい
て再評価を行つたものとしてこれら
の規定を適用した場合における」に
改める。

第二十九條各号列記以外の部分
中「第九條第一項」を「第九條」に
改め、同条第四号中「法律」の下に（昭
和二十二年法律第百三十三号）を加
え、同条第五号中「法律」の下に（昭

和二十三年法律第二百四十三号)を加え、同条第六号中の規定を(昭和二十四年法律第百八十二号)の規定に改め、同条第七号中「産業設備営団法」を「旧産業設備営団法」に改

の下に「並びに昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続又は被相続人からの遺贈に因り取得したもの及び昭和二十五年四月一日以後贈与又は被相続

人以外の者からの遺贈に因り取得したものを加える。

第三十一条第一項を削り、同条第

二項中「再評価日」を「基準日」に改め、「帳簿価額の減額」の下に「(固定資産の減価償却を除く。以下同

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議第二十七号 有価証券取引税法外四件

じ。」を加え、減価償却資産又は株式を「資産に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第三十五条第一項中「基準日」を「再評価日」に改める。

第三十五条の二を削る。

第三十六条中「第十三条の二第一項、第十三条の三、第十四条第一項又は第十四条の二」を「第十四条第一項若しくは第三項に改め、第十五条又は及び第十六条の二第二項において適用する場合を含む。」を削り、「第九条第一項」を「第九条」に改める。

第三十七条第一項中「から第四十三条まで」を「又は第四十二條」に改め、同条第二項中「又は贈与」を「贈与又は遺贈」に、「第九条第一項」を「第九条」に、「十万円」を「十五万円」に改め、同条第三項を削る。

第三十九条を次のように改める。

(公益法人等に対する課税の特例)
第三十九条 左の各号に掲げる法人が、その有する収益事業(法人税法第五條第三項の収益事業をいふ。以下同じ)に属する資産以外の資産について再評価を行った場合においては、当該再評価に係る再評価差額については、再評価税を課さない。

一 日本赤十字社、民法第三十四条の規定により設立した法人、社会福祉法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)第六十四條第四項の規定により設立した法人

二 弁護士会及び日本弁護士連合会並びに弁護士会
三 法人たる労働組合及び国家公

務員法(昭和二十二年法律第二十号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)に基き法人たる国家公務員又は地方公務員の団体

四 漁船保険組合、漁船保険中央会、農業共済組合及び同連合会、農業共済基金、国家公務員共済組合及び同連合会並びに町村職員恩給組合連合会

五 住宅組合、海外移住組合及び同連合会並びに負債整理組合

六 損害保険料率算出団体及び家畜登録協会

七 銃害復旧事業団

2 前項各号に掲げる法人がその有する収益事業に属する資産について再評価を行った場合においては、当該再評価に係る再評価差額のうち、当該資産(当該法人が昭和二十五年一月一日前から引き続き有していたものに限り)について昭和二十五年一月一日現在において旧再評価を行ったものとして改正前の法第三章の規定を適用して算出した旧再評価の限度額から当該資産の同日の直前における帳簿価額(旧再評価を行った資産については、旧再評価額)を控除した金額に達するまでの金額については、再評価税を課さない。

第四十条の見出し中「株式以外の」を削り、同条第一項中「株式を除く。」を削り、同条第二項中「第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った資産について第二十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再び再評価を行った場合においては、当該金額のうち既にこの項の規定の適用を受け、第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価の再評価日の直前における当

該資産の帳簿価額に加算された金額を控除した金額」を「既に再評価又は旧再評価を行った資産について再評価を行った場合において、当該金額のうち既にこの項又は改正前の法第四十条第二項の規定の適用を受け、再評価日又は旧再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に加算された金額があるときは、当該加算された金額の合計額を控除した金額」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法人が既に再評価又は旧再評価を行った資産について再評価を行った場合において、既に前項第二号若しくは第三号又は改正前の法第四十条第三項第二号若しくは第三号の規定の適用を受け、当該資産について第一項又は改正前の法第四十条第一項の規定により計算した金額から控除された金額があるときは、当該資産について企業再建整備法に規定する特別損失の計算上同法第三章第一号に掲げる金額として計上した金額から当該控除された金額の合計額を控除した金額を、同号に掲げる金額として計上した金額とみなして、前項の規定を適用する。

第四十一条を次のように改める。

第四十二条の見出し中「株式以外の」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「再評価差額は」の下に「第二項の規定に該当する場合を除く。」を加え、同項第一号中「財産税評価額」の下に「から財産税調査時期後再評価日までの期間に於て所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額」を加え、同項第二号中「取得価額」の下に「からその

取得の日以後再評価日までの期間に於て所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 個人が既に再評価又は旧再評価を行った資産について再評価を行った場合における当該資産について再評価差額は、既に再評価又は旧再評価のうちに最後に再評価したものに係る再評価額又は旧再評価額からその最後に行つた再評価の再評価日又は旧再評価の旧再評価日以後再評価日までの期間に於て所得税法による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額を当該資産の再評価額から控除した金額とする。

第四十二条第三項を削り、同条第四項本文「第八章第一項又は第十三条の三の規定による再評価」を「個人が再評価及び旧再評価」に、「第九條第一項」を「第九條」に改め、「(株式を除く。)」を削り、「各号に掲げる金額」の下に「(第九條の規定により再評価が行われたものとみなされた資産については、同項中「所得の計算上必要な経費に算入される償却額」とあるのを「減価償却額」と読み替えた場合における同項各号に掲げる金額。以下この項において同じ)を控除した金額」を加え、「第十條の六」を「第十條の五」に、「基準日から」を「当該金額から基準日以後」に、「減価償却額」との合計額を「減価償却額」を「償却額又は減価償却額を控除した金額」に改め、同項但書中「第十條の六」を「第十條の五」に、「減価償却額」を「償却額又は減価償却額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を次のように改める。

4 個人が既に再評価又は旧再評価を行つた家屋について第八條第二項の規定により再評価が行われたものとみなされた場合における当該家屋についての再評価差額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第二十六條に規定する再評価額から基準日以後当該家屋について譲渡、贈与又は遺贈があつた日までの期間に於て大蔵省令で定めるところにより計算した償却額を控除した金額(当該金額が当該家屋(当該家屋について基準日後改良又は増築が行われたときは、その改良又は増築の部分を除く)の譲渡価額又は贈与若しくは遺贈があつた時における価額をこえるときは、その価額に相当する金額)

二 既に再評価又は旧再評価のうちに最後に再評価したものに係る再評価額又は旧再評価額から当該再評価の再評価日又は当該旧再評価の旧再評価日から当該家屋について譲渡、贈与又は遺贈があつた日までの期間に於て大蔵省令で定めるところにより計算した償却額を控除した金額

第四十二条第六項中「第四項但書又は前項但書」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第四十三条を次のように改める。

第四十五条第一項中「第六條第一項の規定により及び」「再評価日が昭和二十五年八月三十一日以前である場合において、再評価日を含む事業年度終了の日が同年九月一日以後であるときは、同年八月三十一日まで」を削り、同条第二項及び第三項

五三六

を削り、同条第四項中「第一項又は第二項を前項に、」を「限度額及び」を「限度額(第十七条第一項但書に規定する資産について再評価を行った場合において、当該資産の再評価額が同項本文の規定により計算した限度額以下であるときは、当該資産については、当該限度額)並びに」並びに再評価を行わなかつた有形減価償却資産及び土地について第十七条第十九条又は第二十一条に規定する再評価の限度額に相当する金額及びその金額の算出に關し必要な事項を、これらの資産の所在する市町村(都特別区、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五条第二項の市にあつてはその市の区。以下同じ)ごとに別紙に記載した明細書及びその写を記載した明細書に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中又は第二項を削り、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第二十四条を第十三条に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項及び同条第八項を削る。」

第四十六條第一項中「昭和二十五年八月三十一日」をその再評価日の属する年の九月一日から十月三十一日に、「同年五月一日」を「昭和二十八年七月一日」に、「資産についての基準日が同年七月一日以後である場合においては、その基準日」を「第三條各号に掲げる資産については、その再評価日」に、「二月末日」を「三月十五日」に改め、同条第二項中「再評価を行った資産をその事業の用に供した日」を「再評価日」に、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に改め、同条第三項中「昭和二十五年八月三十一日」を「昭和二十八年十月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第四項」を「第二項」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十八條第一項中「若しくは第四十五條の二及び」若しくは第四十六條の二を削る。

第五十條中「第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條第一項、第十四條の二、第十六條又は第十六條の二第一項」を「第十四條第一項若しくは第三項又は第十六條」に、「から第四十六條の二まで」を「又は第四十六條に改める。」

第五十一條第一項各号列記以外の部分中「再評価税額のうちそれぞれ左の各号に掲げる金額の」を削り、「三年」を「五年」に、「(第四十五條第三項(同条第五項において準ずる場合を含む。以下同じ)の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度分については、昭和二十五年七月三十一日まで)」を「各事業年度の月数に應じ政令で定めるところにより均分して」に改め、同項第一号から第五号までを削り、同条第二項を次のように改める。

2 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により減価償却資産について二回以上再評価を行った場合

和二十五年八月三十一日」を「昭和二十八年十月三十一日」に改め、同条第四項中「第四十五條第四項」を「第四十五條第二項」に改め、同項但書を削り、同条第七項を削る。

第四十六條の二を削る。

第四十七條第一項中「第九條第一項」を「第九條」に、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に、「昭和二十五年八月三十一日」を「昭和二十八年十月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第四項」を「第二項」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十八條第一項中「若しくは第四十五條の二及び」若しくは第四十六條の二を削る。

第五十條中「第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條第一項、第十四條の二、第十六條又は第十六條の二第一項」を「第十四條第一項若しくは第三項又は第十六條」に、「から第四十六條の二まで」を「又は第四十六條に改める。」

第五十一條第一項各号列記以外の部分中「再評価税額のうちそれぞれ左の各号に掲げる金額の」を削り、「三年」を「五年」に、「(第四十五條第三項(同条第五項において準ずる場合を含む。以下同じ)の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度分については、昭和二十五年七月三十一日まで)」を「各事業年度の月数に應じ政令で定めるところにより均分して」に改め、同項第一号から第五号までを削り、同条第二項を次のように改める。

2 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により減価償却資産について二回以上再評価を行った場合

における再評価税の納付については、その再評価日の異なるごとに、各別に前項の規定を適用すること。第五十一條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十四條を第十三條」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「法人の事業年度が六月に満たない場合及び」を削り、同項を同条第五項とする。

第五十二條第一項本文中「再評価」を「再評価(旧再評価を含む。以下この条において同じ)」に改め、「再評価税」を「再評価税(旧再評価税を含む。以下この条において同じ)」に改め、同項但書を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の法人が再評価日(旧再評価日を含む。以下この条において同じ)以後五年を経過した日の前日を含む事業年度終了の日までに当該資産を譲渡し、又は贈与しなかつた場合においては、当該法人は、同項の規定にかかわらず、当該資産についての再評価税を、当該事業年度開始の日以後三年内の日を含む各事業年度終了の日から二月以内に、各事業年度の月数に應じ政令で定めるところにより均分して、国に納付しなければならない。但し、当該各事業年度のうちにいずれかの事業年度において当該資産を譲渡し、又は贈与した場合においては、当該法人は、当該資産についての再評価税(旧再評価税の税額(以下「旧再評価税」といふ)を含む)のうちその譲渡し、又は贈与した日までに本文の規定による納期がまだ到来していない税額を、その譲渡し、又は贈与した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、国に納付し

なければならぬ。

3 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により減価償却資産以外の資産について二回以上再評価を行った場合における再評価税の納付については、その再評価日の異なるごとに、各別に前項の規定を適用すること。

第五十二條第四項を削り、同条第五項中「第二十四條」を「第十三條」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十三條第一項中「若しくは第三項」を「から第三項まで」に改め、「でその相續の開始があつた日」が昭和二十五年三月三十一日以前である者を削り、「昭和二十六年(第四十六條第二項(同条第五項において準ずる場合を含む)の規定による申告書の提出期限が昭和二十七年以後である場合においては、その提出期限の属する年)を」その再評価日の属する年の翌年」に、「二月一日から同月末日まで」を「二月十六日から三月十五日まで(当該資産についての第四十六條の規定により提出すべき申告書の提出期限が再評価日の属する年の翌年三月十五日以後である場合においては、当該提出期限の属する年に、当該申告書の提出期限まで。以下第五十八條第一項、第二項及び第六項において同じ)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第八條第一項の規定により減価償却資産について二回以上再評価を行った場合における再評価税の納付については、その再評価日の異なるごとに、各別に前項の規定を適用すること。

第五十三條第三項各号列記以外の部分中「前二項」を「第一項」に、「これらの規定を」同項の規定に、

「前二項」を「同項」に改め、同項第一号中「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に、同項第二号中「昭和二十五年八月三十一日」を「昭和二十八年十月三十一日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第四十六條の二第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ」を削り、「前四項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十四條第一項中「第九條第一項」を「第九條」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第三項」に改める。

第五十五條第二項中「若しくは第二項」を削り、「第四項」を「第三項」に改め、同条第三項を削る。

第五十六條第一項中「(第四十五條第三項の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度終了の日から二月を経過した日の前日」が昭和二十五年七月三十一日以前であるときは、当該事業年度分については、同日まで。以下この条において同じ)」を削り、「百分の三十五」を「百分の四十二(第三十九條第一項各号及び法人税法第九條第六項に掲げる法人については、百分の三十五)」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項の法人が第五十一條第一項の規定により各事業年度終了の日から二月以内に再評価税を納付すべき場合において、当該期限内に改正前の法第五十一條第一項又は同法第五十六條の規定により納付すべき旧再評価税額があるときは、当該再評価税の税額と当該旧再評価税額との合計額を第五十一條第一項の規定により当該事業年度終了の日から二月以内に納付す

べき再評価税額の合計額とみなして前二項及び第六項の規定を適用する。

第一項及び第二項の規定は、当該事業年度が昭和三十六年十二月三十一日を含む事業年度である場合においては、適用しない。

第五十六條第六項中「再評価税の」に、「再評価税(旧再評価税を含む。)(の)」を、「再評価税額」を「再評価税額(旧再評価税額を含む。以下第七項において同じ。)」に改め、同条第八項中「第二十四条」を「第十三条」に改め、「第二項及び第四項」を削る。

第五、七条第二項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第四項中「基年日」の下に「（当該法人が旧再評価を行つた法人であるときは、昭和二十五年一月一日）」を、「最初の再評価日」の下に「とし、当該法人が旧

再評価を行つた法人であるときは、旧再評価日（旧再評価日が二以上あるときは、最初の旧再評価日）とす。」を加え、同条第五項中「第二十条」を「第十三条」に改める。

第五十八條第一項中「又は第二項に
削り、二月一日から同月末日を
二月十六日から三月十五日」に改
め、同条第三項中「又は第二項」を削
り、二月一日から同月末日を「二
月十六日から三月十五日」に、これ
の規定を「同項の規定」に改め、
条第三項及び第四項を次のように
める。

第一項の個人が第五十三条第一項の規定により毎年二月十六日から三月十五日までに再評価税を納付すべき場合において、その年二月一日から同月末日までに改正前の法第五十三条第一項若しくは第二項又は同法第五十八条の規定に

より納付すべき旧再評価税額があるときは、当該再評価税の税額と当該旧再評価税額との合計額を第五十三条第一項の規定によりその年十二月十六日から三月十五日までに納付すべき再評価税額の合計額とみなして前二項及び第六項の規定を適用する。

第一項及び第二項の規定は、その年が昭和三十六年である場合においては、適用しない。

第五十八条第六項中「再評価税の」と「再評価税（旧再評価税を含む）」に、「二月一日から同月末日」を

第五十三條第一項又は第二項を
第五十三條第一項に、「再評価税
額」を、「再評価税額(旧再評価税額を
もむ。以下第七項において同じ。)に
改める。

第五十九條第二項中「基準日」の
に「当該個人が旧再評価を行つた
」であるときは、昭和二十五年一月
日」を、「最初の再評価日」の下に
とし、当該個人が旧再評価を行つ

者であるときは、旧再評価日(旧再
評価日)が二以上あるときは、最初の
再評価日」とする。」を加える。
第六十条を次のように改める。
(繰上納付)

六十条 再評価税を納付すべき法人又は個人は、第五十一条から第五十三条まで又は第五十五条第二項に規定する納期の到来前において、大蔵省令で定めるところにより、

り、再評価税額の全部又は一部の繰上納付をすることができ、第六十一条中「又は第五十二条の定により納付すべき再評価税」を「又は第五十二条又は改正前の第五十一条若しくは第五十二条の定により納付すべき再評価税又は第五十一条若しくは第五十二条の定により納付すべき再評価税又は

旧再評価税」に改め、「第五十六条の下に又は改正前の法第五十六条を加え、「第五十一条又は第五十二条の規定にかかわらず」を「これらの規定にかかわらず」に、「再評価税を」と「再評価税又は旧再評価税を」とに改める。

第六十二條第一項中「第四項」を「第三項」に改め、「第五十二條第一項」の下に「同條第二項但書」を、「再評価」の下に「(旧再評価を含む)」を加え、「第十五條の規定により再評価を行ったものとみなされた株式を含む。」を削る。

第六十四条中、「第六十条」を削り、「再評価税を」とを「再評価税（旧再評価税を含む）」を」に改める。

第六十五条各号列記以外の部分中「第八十五条第四項」を削り、同条第一号中「から第四十六条の二まで」

を、「第四十六条」に改める。

第七十条中「から第四十六条の二まで」を「又は第四十六条」に、「昭和二十七年十二月三十一日（その申告書の提出期限が昭和二十六年十二

月三十一日後であるものについては、その提出期限から一年を経過した日」を「その申告書の提出期限から一年を経過した日」に改める。

第七十一条第三項中「第二十四条」

を「第十三条」に改める。

第七十三條第二項中「第十三條の第二項、第十三條の三、第十四條第一項、第十四條の二、第十六條又は第十八條の二第一項」と「第一

第七十七條第一項各号列記以外の部分中「再評価税の」を「再評価税(旧再評価税を含む。以下第二号及び第三号を除きこの条において同じ。)

の」に改め、「再評価税額」の下に「(旧再評価税額を含む。以下第二号及び第三号を除きこの条において同じ。)」を加え、同項第一号中「第四項」を「第三項」に、「から第三項まで」を「若しくは第三項」に改め、同条第四項中「百円」を「三百円」に改める。

第七十八條第一項中「第八十五條第四項」を削る。

第七十九條第一項中「第四項」を「第三項」に、「第五十二條第一項」を「第五十三條」に、「再評価税の」を「再評価税（旧再評価税を含む。）の」に、

「再評価税額が過大である場合」を「再評価税額(旧再評価税額を含む。以下この項において同じ。)が過大である場合」に改める。

第八十二条第一項中「第八十五条第四項、及び」に代え、当該過少申

告加算税額」を削り、「増加した再評価税額」の下に「これらの税額の一部が、再評価税額の計算の基礎となるべき事実で隠れ、又は仮装されていないものに基くことが明らかである

るときは、当該隠ぺい又は仮装されてい
ない事実に基づく税額として政令で定め
るところにより計算した金額を控除した
税額。以下この項において「徴収税額等」と
いう。』と、

する。』の下に「この場合においては、当該追徴税額等に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収しない。」を加

え、同条第二項中「追徴税額」の下に「（これらの税額の一部が、再評価税額の計算の基礎となるべき事実で隠れ、又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠れ、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところに

より計算した金額を控除した税額）を加え、同条第三項中「増加した再評価税額」の下に（これらの税額の一部が、再評価税額の計算の基礎となるべき事実で隠へ、又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠へ、又は仮装さ

令で定めるところにより計算した金額を控除した税額」を加える。

第八十四条第一項中「で株式以外のものを削り、再評価税額」の下に「旧再評価税額及び」を加え、「税額」を「税額を含む。」以下第二項を「税額を含む。」以下第二項を「税額を含む。」と改定する。

項において同じ。に、「再評価税を
を「再評価税（旧再評価税を含む）」
を」に改め、同条第三項中「第二十
四条」を「第十三条」に改める。
第八十五条を次のように改める。

第八十六条第一項中「再評価日」の下に「(当該資産について再評価を二回行ったときは、二回目の再評価日)」を、「再評価税額」の下に「(改正

「再評価税（旧再評価税を含む）」を
り納付すべき当該資産についての旧
再評価税額を含む。以下第二項にお
いて同じ。」を加え、「再評価税を」を
「再評価税（旧再評価税を含む）」を

第八十七条第二項中「法人が再評価」の下に「(旧再評価を含む)」を加え、「再評価税の」を「再評価税(旧再評価税を含む。以下この条において

同じの」に改め、「再評価税額(の下に旧再評価税額及び」を加え、「含む。」を含む。以下第二項において同じ。に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、第六十条を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二

項を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を削る。

第八十八條第一項中「第九條第一項」を「第九條」に、「から第五項まで」を「若しくは第四項」に改め、「再評価額」の下に「(改正前の法第五十三條第三項の規定により納付すべき当該資産についての旧再評価額を含有。以下第二項において同じ。)」を加え、「再評価額」を「再評価税(旧再評価税を含有。以下第二項において同じ。)」に改め、同条第二項中「から第五項まで」を「若しくは第四項」に改める。

第八十九條中「第八十五條第四項」を削り、「免除される再評価税額」の下に「(旧再評価税額を含有。以下第二項において同じ。)」を加える。

第九十五條第三項中「二年」を「四年」に改める。

第九十七條第一項中「又は第四十五條の二」を削り、同条第二項中「有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十六條第一項及び保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第六十七條を他の法律に改める。

第九十八條第一項中「有限会社法第四十六條第一項及び保険業法第六十七條」を「これらの規定を他の法律に改める。

第百條第二項中「株式、及び(株式)については、第四十一條第一項に規定する再評価日の直前における帳簿価額」を削り、同条第三項中「第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った資産について第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再び再評価を、既に再評価又は旧再評価を行った資産に

ついて再評価に改め、「既に前項」の下に「又は改正前の法第百條第二項を、「当該金額」の下に「の合計額」を加える。

第百二條中「再評価」を「再評価又は旧再評価」に、「当該再評価」を「当該再評価又は旧再評価」に改め、「再評価額」の下に「又は旧再評価額を、「前条」の下に「又は改正前の法第百一條」を加える。

第百三條中「再評価」の下に「(旧再評価税を含有。以下第百九條を除きこの章及び第十二章において同じ。)」を加える。

第百四條の見出し中「株式以外の」を削り、同条第一項中「法人が再評価の下に(旧再評価を含有。以下第百九條及び第百十四條第二項を除きこの章及び第十二章において同じ。)」を加え、「資産を含有。以下この条において同じ。で株式以外のもの」を「資産を含有。株式及び出資を除く。以下この条において同じ。)」に、「再評価日から昭和三十年十二月三十一日」を「再評価日(旧再評価日)を含む。以下第百九條を除きこの章及び第十二章において同じ。)」から昭和三十六年十二月三十一日(減価償却資産以外の資産については、昭和三十一年六月三十日。以下第二項において同じ。)」に、「二回」を「一回以上」に改め、同条第二項中「株式以外のもの」を削り、「昭和三十年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改め、同条第四項中「第二十四條」を「第十三條」に改める。

第百五條及び第百六條を次のように改める。

第百五條及び第百六條 削除

第百七條第一項第一号中「から第百五條まで」を「又は第百四條」に改

め、同条第三号本文中「再評価税額」の下に「(旧再評価税額を含有。以下この章において同じ。)」を加える。

第百九條第一項中「四分の三」を「十分の九」に改め、「当該法人がその納付すべき再評価税を完納したときは、昭和二十八年一月一日以後においては、その再評価額に金の全額」を削り、同条第二項中「前項」を「前五項に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 旧再評価を行った法人で再評価を行わないものが旧再評価税を完納したときは、当該法人は、前項の規定にかかわらず、再評価額に金の全額を資本に組み入れることができる。

3 旧再評価及び再評価を行った法人で旧再評価税及び再評価税を完納したものは、第一項の規定にかかわらず、再評価額に金のうち旧再評価額に相当する金額から旧再評価税額に相当する金額を控除した金額の十分の一に相当する金額を第一項に規定する限度額に加算した金額の範囲内において、再評価額に金を資本に組み入れることができる。

4 前項に規定する法人は、昭和三十一年一月一日以後においては、第一項及び前項の規定にかかわらず、再評価額に金の全額を資本に組み入れることができる。

5 旧再評価を行わなかった法人で再評価を行ったものが再評価税を完納したときは、当該法人は、昭和三十一年一月一日以後においては、第一項の規定にかかわらず、

再評価額に金の全額を資本に組み入れることができる。

第百十條第一項中「第六十九條」の下に「又は改正前の法第六十九條」を加え、「再評価額若しくは旧再評価額」を「再評価額若しくは旧再評価額」に改め、「係る再評価額」の下に「又は旧再評価額」を、「係る再評価額」の下に「若しくは旧再評価額」を加え、同条第二項中「第六十九條」の下に「又は改正前の法第六十九條」を加え、「第八十五條第四項」を「改正前の法第八十四條第二項」に改め、「又は第百五條」を削る。

第百十條の二の見出し中「及び評価額」を削り、同条第一項中「又は第百五條第三項」を削り、同条第二項を削る。

第百十一條第一項中「再評価額」の下に「(旧再評価額を含有。以下第百十五條において同じ。)」を加え、同条第二項中「又は第百五條」を削り、同条第三項を削る。

第百十二條第一項中「第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定による再評価」を「旧再評価」に、「第四十五條の二」を「改正前の法第四十五條又は第四十五條の二」に、「四分の三」を「十分の九」に改める。

第百十四條の見出し中「非課税法人及び外国法人を、公益法人等」に改め、同条中「再評価を行った法人で第三十九條の規定により再評価税を課せられないものを」を「第三十九條第一項各号に掲げる法人で収益事業に属しない資産についてのみ再評価を行ったもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三十九條第一項各号に掲げる

法人がその有する収益事業に属する資産について再評価を行った場合においては、この章の規定のうち第九十七條、第九十八條、第百一條から第百四條まで、第百七條、第百八條及び第百十條の規定を当該資産に係る再評価についてのみ適用する。この場合において、第百一條及び第百七條中「損失」とあるのは「収益事業に係る損失」と、第百四條中「再評価(旧再評価を含有。以下第百九條及び第百十四條第二項を除きこの章及び第十二章において同じ。)」とあるのは「再評価」とする。

第百十八條の見出し中「又は組入れ」を削り、同条第一項中「又は第百五條」を削り、同条第二項を削る。

第百二十一條第一項中「又は第六十七條を、若しくは第六十七條又は改正前の法第六十五條若しくは第六十七條」に改め、同条第二項中「二回」を「一回以上」に改める。

第百二十二條第一項第二号中「各号」を「第一項各号」に改め、同項第四号を削る。

第百二十五條中「から第四十六條の二まで」を「又は第四十六條」に改める。

第百二十六條第二号中「から第百五條まで」を「又は第百四條」に改める。

第百二十七條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	64年	65年	66年	67年	68年	69年	70年	71年	72年	73年	74年	75年	76年	77年	78年	79年	80年	81年	82年	83年	84年	85年	86年	87年	88年	89年	90年	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年	99年	100年	取得の時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3.6	4.6	5.6	6.6	7.9	10	14	18	20	29	31	40	43	54	67	71	79	84	94	111	123	138	148	158	168	178	188	198	208	218	228	238	248	258	268	278	288	298	308	318	328	338	348	358	368	378	388	398	408	418	428	438	448	458	468	478	488	498	508	518	528	538	548	558	568	578	588	598	608	618	628	638	648	658	668	678	688	698	708	718	728	738	748	758	768	778	788	798	808	818	828	838	848	858	868	878	888	898	908	918	928	938	948	958	968	978	988	998	1008	1018	1028	1038	1048	1058	1068	1078	1088	1098	1108	1118	1128	1138	1148	1158	1168	1178	1188	1198	1208	1218	1228	1238	1248	1258	1268	1278	1288	1298	1308	1318	1328	1338	1348	1358	1368	1378	1388	1398	1408	1418	1428	1438	1448	1458	1468	1478	1488	1498	1508	1518	1528	1538	1548	1558	1568	1578	1588	1598	1608	1618	1628	1638	1648	1658	1668	1678	1688	1698	1708	1718	1728	1738	1748	1758	1768	1778	1788	1798	1808	1818	1828	1838	1848	1858	1868	1878	1888	1898	1908	1918	1928	1938	1948	1958	1968	1978	1988	1998	2008	2018	2028	2038	2048	2058	2068	2078	2088	2098	2108	2118	2128	2138	2148	2158	2168	2178	2188	2198	2208	2218	2228	2238	2248	2258	2268	2278	2288	2298	2308	2318	2328	2338	2348	2358	2368	2378	2388	2398	2408	2418	2428	2438	2448	2458	2468	2478	2488	2498	2508	2518	2528	2538	2548	2558	2568	2578	2588	2598	2608	2618	2628	2638	2648	2658	2668	2678	2688	2698	2708	2718	2728	2738	2748	2758	2768	2778	2788	2798	2808	2818	2828	2838	2848	2858	2868	2878	2888	2898	2908	2918	2928	2938	2948	2958	2968	2978	2988	2998	3008	3018	3028	3038	3048	3058	3068	3078	3088	3098	3108	3118	3128	3138	3148	3158	3168	3178	3188	3198	3208	3218	3228	3238	3248	3258	3268	3278	3288	3298	3308	3318	3328	3338	3348	3358	3368	3378	3388	3398	3408	3418	3428	3438	3448	3458	3468	3478	3488	3498	3508	3518	3528	3538	3548	3558	3568	3578	3588	3598	3608	3618	3628	3638	3648	3658	3668	3678	3688	3698	3708	3718	3728	3738	3748	3758	3768	3778	3788	3798	3808	3818	3828	3838	3848	3858	3868	3878	3888	3898	3908	3918	3928	3938	3948	3958	3968	3978	3988	3998	4008	4018	4028	4038	4048	4058	4068	4078	4088	4098	4108	4118	4128	4138	4148	4158	4168	4178	4188	4198	4208	4218	4228	4238	4248	4258	4268	4278	4288	4298	4308	4318	4328	4338	4348	4358	4368	4378	4388	4398	4408	4418	4428	4438	4448	4458	4468	4478	4488	4498	4508	4518	4528	4538	4548	4558	4568	4578	4588	4598	4608	4618	4628	4638	4648	4658	4668	4678	4688	4698	4708	4718	4728	4738	4748	4758	4768	4778	4788	4798	4808	4818	4828	4838	4848	4858	4868	4878	4888	4898	4908	4918	4928	4938	4948	4958	4968	4978	4988	4998	5008	5018	5028	5038	5048	5058	5068	5078	5088	5098	5108	5118	5128	5138	5148	5158	5168	5178	5188	5198	5208	5218	5228	5238	5248	5258	5268	5278	5288	5298	5308	5318	5328	5338	5348	5358	5368	5378	5388	5398	5408	5418	5428	5438	5448	5458	5468	5478	5488	5498	5508	5518	5528	5538	5548	5558	5568	5578	5588	5598	5608	5618	5628	5638	5648	5658	5668	5678	5688	5698	5708	5718	5728	5738	5748	5758	5768	5778	5788	5798	5808	5818	5828	5838	5848	5858	5868	5878	5888	5898	5908	5918	5928	5938	5948	5958	5968	5978	5988	5998	6008	6018	6028	6038	6048	6058	6068	6078	6088	6098	6108	6118	6128	6138	6148	6158	6168	6178	6188	6198	6208	6218	6228	6238	6248	6258	6268	6278	6288	6298	6308	6318	6328	6338	6348	6358	6368	6378	6388	6398	6408	6418	6428	6438	6448	6458	6468	6478	6488	6498	6508	6518	6528	6538	6548	6558	6568	6578	6588	6598	6608	6618	6628	6638	6648	6658	6668	6678	6688	6698	6708	6718	6728	6738	6748	6758	6768	6778	6788	6798	6808	6818	6828	6838	6848	6858	6868	6878	6888	6898	6908	6918	6928	6938	6948	6958	6968	6978	6988	6998	7008	7018	7028	7038	7048	7058	7068	7078	7088	7098	7108	7118	7128	7138	7148	7158	7168	7178	7188	7198	7208	7218	7228	7238	7248	7258	7268	7278	7288	7298	7308	7318	7328	7338	7348	7358	7368	7378	7388	7398	7408	7418	7428	7438	7448	7458	7468	7478	7488	7498	7508	7518	7528	7538	7548	7558	7568	7578	7588	7598	7608	7618	7628	7638	7648	7658	7668	7678	7688	7698	7708	7718	7728	7738	7748	7758	7768	7778	7788	7798	7808	7818	7828	7838	7848	7858	7868	7878	7888	7898	7908	7918	7928	7938	7948	7958	7968	7978	7988	7998	8008	8018	8028	8038	8048	8058	8068	8078	8088	8098	8108	8118	8128	8138	8148	8158	8168	8178	8188	8198	8208	8218	8228	8238	8248	8258	8268	8278	8288	8298	8308	8318	8328	8338	8348	8358	8368	8378	8388	8398	8408	8418	8428	8438	8448	8458	8468	8478	8488	8498	8508	8518	8528	8538	8548	8558	8568	8578	8588	8598	8608	8618	8628	8638	8648	8658	8668	8678	8688	8698	8708	8718	8728	8738	8748	8758	8768	8778	8788	8798	8808	8818	8828	8838	8848	8858	8868	8878	8888	8898	8908	8918	8928	8938	8948	8958	8968	8978	8988	8998	9008	9018	9028	9038	9048	9058	9068	9078	9088	9098	9108	9118	9128	9138	9148	9158	9168	9178	9188	9198	9208	9218	9228	9238	9248	9258	9268	9278	9288	9298	9308	9318	9328	9338	9348	9358	9368	9378	9388	9398	9408	9418	9428	9438	9448	9458	9468	9478	9488	9498	9508	9518	9528	9538	9548	9558	9568	9578	9588	9598	9608	9618	9628	9638	9648	9658	9668	9678	9688	9698	9708	9718	9728	9738	9748	9758	9768	9778	9788	9798	9808	9818	9828	9838	9848	9858	9868	9878	9888	9898	9908	9918	9928	9938	9948	9958	9968	9978	9988	9998	10008	10018	10028	10038	10048	10058	10068	10078	10088	10098	10108	10118	10128	10138	10148	10158	10168	10178	10188	10198	10208	10218	10228	10238	10248	10258	10268	10278	10288	10298	10308	10318	10328	10338	10348	10358	10368	10378	10388	10398	10408	10418	10428	10438	10448	10458	10468	10478	10488	10498	10508	10518	10528	10538	10548	10558	10568	10578	10588	10598	10608	10618	10628	10638	10648	10658	10668	10678	10688	10698	10708	10718	10728	10738	10748	10758	10768	10778	10788	10798	10808	10818	10828	10838	10848	10858	10868	10878	10888	10898	10908	10918	10928	10938	10948	10958	10968	10978	10988	10998	11008	11018	11028	11038	11048	11058	11068	11078	11088	11098	11108	11118	11128	11138	11148	11158	11168	11178	11188	11198	11208	11218	11228	11238	11248	11258	11268	11278	11288	11298	11308	11318	11328	11338	11348	11358	11368	11378	11388	11398	11408	11418	11428	11438	11448	11458	11468	11478	11488	11498	11508	11518	11528	11538	11548	11558	11568	11578	11588	11598	11608	11618	11628	11638	11648	11658	11668	11678	11688	11698	11708	11718	11728	11738	11748	11758	11768	11778	11788	11798	11808	11818	11828	11838	11848	11858	11868	11878	11888	11898	11908	11918	11928	11938	11948	11958	11968	11978	11988	11998	12008	12018	12028	12038	12048	12058	12068	12078	12088	12098	12108	12118	12128	12138	12148	12158	12168	12178	12188	12198	12208	12218	12228	12238	12248	12258	12268	12278	12288	12298	12308	12318	12328	12338	12348	12358	12368	12378	12388	12398	12408	12418	12428	12438	12448	12458	12468	12478	12488	12498	12508	12518	12528	12538	12548	12558	12568	12578	12588	12598	12608	12618	12628	12638	12648</

別表第一 有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価係数表
(再評価日が昭和28年以後である場合)

取得の時期	耐用年数	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年					
明治33年以前																0.12	0.24	0.43	0.58	0.93	1.3	1.6	2.4	3.0				
明治34年																0.19	0.32	0.51	0.77	1.1	1.5	1.9	2.7	3.5				
明治35年																0.19	0.33	0.57	0.89	1.2	1.7	2.1	3.0	3.9				
明治36年															0.12	0.24	0.42	0.60	0.96	1.3	1.8	2.2	3.2	4.0				
明治37年															0.11	0.22	0.45	0.68	1.0	1.4	1.9	2.4	3.3	4.2				
明治38年															0.16	0.32	0.48	0.74	1.1	1.5	2.0	2.5	3.5	4.3				
明治39年															0.15	0.30	0.57	0.93	1.2	1.7	2.2	2.7	3.7	4.7				
明治40年															0.19	0.38	0.57	0.91	1.3	1.7	2.3	2.8	3.9	4.8				
明治41年													0.15	0.25	0.45	0.75	1.0	1.5	2.1	2.7	3.3	4.5	5.5					
明治42年												0.15	0.21	0.57	0.89	1.3	1.8	2.5	3.1	3.8	5.2	6.4						
明治43年												0.20	0.36	0.67	1.0	1.4	2.0	2.7	3.5	4.2	5.8	7.0						
明治44年												0.24	0.44	0.74	1.1	1.5	2.2	3.0	3.8	4.6	6.1	7.4						
大正2年											0.14	0.28	0.51	0.84	1.2	1.7	2.4	3.2	4.1	4.8	6.5	7.8						
大正3年										0.18	0.37	0.61	0.98	1.4	2.0	2.7	3.5	4.6	5.7	7.2	8.6							
大正4年										0.24	0.44	0.73	1.2	1.7	2.4	3.3	4.3	5.4	6.7	8.4	10							
大正5年										0.14	0.29	0.53	0.87	1.4	1.9	2.7	3.7	4.8	6.0	7.4	9.2	10						
大正6年										0.16	0.28	0.56	0.93	1.3	1.9	2.6	3.5	4.5	5.6	6.8	8.4	9.9						
大正7年										0.16	0.28	0.51	0.83	1.2	1.7	2.3	3.1	4.0	4.9	6.1	7.4	8.7						
大正8年										0.14	0.26	0.48	0.73	1.1	1.5	2.0	2.7	3.5	4.2	5.2	6.3	7.4						
大正9年										0.13	0.27	0.47	0.71	1.0	1.4	1.9	2.5	3.2	3.9	4.7	5.7	6.6						
大正10年									0.10	0.16	0.30	0.50	0.78	1.1	1.5	2.0	2.6	3.3	4.0	4.8	5.8	6.7						
大正11年									0.16	0.28	0.47	0.73	1.1	1.7	2.3	3.0	3.9	4.8	5.8	6.9	8.3	9.6						
大正12年									0.19	0.33	0.60	0.98	1.4	2.0	2.7	3.5	4.5	5.6	6.8	7.9	9.4	10						
大正13年									0.21	0.42	0.70	1.1	1.6	2.3	3.1	3.9	5.0	6.2	7.3	8.7	10	11						
大正14年									0.11	0.27	0.50	0.84	1.3	1.8	2.6	3.4	4.4	5.5	6.7	8.0	9.4	11	12					
大正15年									0.16	0.28	0.65	1.0	1.6	2.2	3.1	4.1	5.1	6.4	7.8	9.1	10	12	14					
昭和2年									0.23	0.50	0.89	1.4	2.2	3.0	4.1	5.3	6.7	8.3	10	11	13	15	17					
昭和3年								0.10	0.38	0.68	1.1	1.8	2.7	3.7	5.1	6.5	8.0	9.9	11	13	15	18	20					
昭和4年								0.16	0.44	0.85	1.4	2.2	3.3	4.4	5.9	7.5	9.1	11	13	15	17	20	22					
昭和5年								0.25	0.59	1.1	1.8	2.7	4.0	5.3	7.1	8.9	10	13	15	17	20	23	25					
昭和6年								0.10	0.41	0.92	1.6	2.7	4.0	5.8	7.7	10	12	15	18	21	24	27	31	34				
昭和7年								0.20	0.69	1.4	2.5	4.0	5.8	8.3	10	13	17	20	24	28	32	36	41	45				
昭和8年								0.29	0.84	1.6	2.8	4.4	6.4	8.9	11	14	17	21	25	29	32	36	41	45				
昭和9年								0.12	0.38	0.99	1.8	3.1	4.8	6.3	9.3	11	14	18	21	24	28	31	35	39	43			
昭和10年								0.18	0.56	1.3	2.8	4.8	6.8	8.1	10	13	17	20	23	27	31	35	38	43	47			
昭和11年								0.27	0.76	1.7	3.0	4.8	7.0	9.5	12	15	19	22	26	30	34	38	42	46	50			
昭和12年								0.41	1.0	2.2	3.7	5.7	8.3	11	14	17	21	25	29	33	37	41	45	49	53			
昭和13年								0.14	0.50	1.2	2.4	3.9	6.0	8.4	11	14	17	20	24	27	31	34	38	41	45	49		
昭和14年								0.22	0.71	1.6	3.0	4.9	7.2	9.8	12	16	19	23	26	29	33	37	40	44	48	51		
昭和15年								0.31	0.95	2.0	3.6	5.7	8.2	11	14	17	20	24	27	31	34	38	41	44	48	51		
昭和16年								0.46	1.2	2.5	4.3	6.6	9.2	12	15	18	21	25	28	31	35	38	41	44	47	50		
昭和17年								0.15	0.67	1.7	3.3	5.4	8.0	10	14	17	20	23	27	30	33	37	40	43	46	49	52	
昭和18年								0.27	1.0	2.3	4.2	6.7	9.5	12	15	19	22	25	29	32	35	39	42	44	47	50	53	
昭和19年								0.46	1.4	3.1	5.5	8.3	11	14	18	21	25	28	32	36	38	41	44	46	49	52	54	
昭和20年								0.72	2.0	4.1	6.8	9.8	13	16	19	23	26	29	33	35	38	41	44	46	48	51	53	
昭和20年	1月-3月							1.0	2.6	4.9	7.7	10	13	16	20	23	26	29	31	34	36	38	40	42	44	46	48	
昭和20年	4月-6月							1.1	2.7	4.9	7.5	10	13	16	19	21	24	26	29	31	33	35	37	39	41	43	44	
昭和20年	7月-9月							1.1	2.8	4.9	7.5	10	12	15	18	20	23	25	28	30	32	33	35	37	38	40	41	
昭和20年	10月-12月							0.96	2.2	3.8	5.7	7.7	9.7	11	13	15	17	18	20	22	23	24	26	27	28	29	30	
昭和21年	1月-3月							0.64	1.4	2.4	3.6	4.8	6.1	7.2	8.4	9.5	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
昭和21年	4月-6月							0.49	1.0	1.8	2.6	3.5	4.4	5.2	6.0	6.8	7.6	8.2	8.9	9.5	10	10	11	11	12	12		
昭和21年	7月-9月							0.39	0.86	1.4	2.1	2.7	3.4	4.0	4.7	5.2	5.8	6.3	6.8	7.3	7.7	8.1	8.5	8.8	9.2	9.5	9.8	
昭和21年	10月-12月							0.39	0.82	1.3	1.9	2.5	3.1	3.6	4.2	4.7	5.2	5.6	6.0	6.4	6.8	7.1	7.5	7.7	8.0	8.3	8.6	
昭和22年	1月-3月							0.38	0.80	1.2	1.8	2.3	2.8	3.3	3.8	4.2	4.7	5.0	5.4	5.8	6.1	6.4	6.6	6.9	7.1	7.4	7.6	
昭和22年	4月-6月							0.12	0.40	0.81	1.2	1.7	2.2	2.7	3.2	3.6	4.0	4.4	4.7	5.1	5.4	5.6	5.9	6.2	6.4	6.6	6.8	7.0
昭和22年	7月-9月							0.11	0.34	0.67	1.0	1.4	1.8	2.2	2.5	2.8	3.1	3.4	3.7	3.9	4.2	4.4	4.6	4.7	4.9	5.1	5.2	5.4
昭和22年	10月-12月							0.07	0.22	0.41	0.63	0.85	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	1.9	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0
昭和23年	1月-3月							0.06	0.18	0.34	0.51	0.68	0.84	1.0	1.1	1.2	1.3	1.5	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.0	2.1	2.2	2.2
昭和23年	4月-6月							0.07	0.19	0.35	0.51	0.68	0.84	0.98	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	1.9	2.0	2.1	2.1
昭和23年	7月-9月							0.08	0.21	0.38	0.54	0.71	0.86	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	1.9	2.0	2.0	2.1
昭和23年	10月-12月							0.06	0.14	0.24	0.34	0.44	0.54	0.62	0.69	0.76	0.82	0.88	0.93	0.98	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2
昭和24年	1月-3月							0.06	0.14	0.23	0.32	0.41	0.49	0.56	0.62	0.68	0.73	0.78	0.82	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.0	1.0	1.0	
昭和24年	4月-6月							0.07	0.15	0.24	0.33	0.41	0.48	0.55	0.61	0.67	0.72	0.76	0.80	0.84	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.0	1.0	
昭和24年	7月-9月							0.08	0.17	0.26	0.35	0.43	0.50	0.57	0.62	0.67	0.72	0.76	0.81	0.83	0.86	0.89	0.92	0.94	0.96	0.98	1.0	1.0
昭和24年	10月-12月							0.09	0.18	0.28	0.36	0.44	0.51	0.57	0.63	0.69	0.74	0.77	0.81	0.83	0.86	0.89	0.92	0.95	0.96	0.98	1.0	
昭和25年	1月-3月							0.11	0.21	0.31	0.39	0.47	0.54	0.60	0.65	0.70	0.74	0.78	0.81	0.84	0.87	0.89	0.91	0.93	0.95	0.97	0.99	1.0
昭和25年	4月-6月							0.13	0.23	0.33	0.42	0.49	0.56	0.61														

24年	25年	26年	27年	28年	30年	32年	33年	35年	36年	40年	41年	45年	46年	50年	55年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年	取得の時期
3.3	4.2	5.0	6.0	7.2	9.7	13	17	19	27	29	38	41	51	51	64	68	76	81	90	107	120	134	明治33年以前
3.8	4.8	5.7	6.8	8.2	10	14	19	21	30	32	42	45	56	70	74	83	87	98	115	129	144	明治34年	
4.1	5.2	6.2	7.4	8.8	11	15	20	22	32	33	44	47	58	72	76	85	90	100	118	131	146	明治35年	
4.3	5.4	6.4	7.6	9.0	11	15	20	23	31	33	44	46	57	71	75	83	88	98	114	127	141	明治36年	
4.5	5.6	6.7	7.9	9.3	12	16	20	23	32	33	44	46	57	70	74	82	87	96	112	125	138	明治37年	
4.6	5.8	6.8	8.0	9.4	12	16	20	23	31	33	43	45	55	68	72	80	84	93	108	120	133	明治38年	
4.9	6.1	7.2	8.5	9.9	12	16	21	24	32	34	44	46	56	69	73	80	85	93	109	120	132	明治39年	
5.1	6.3	7.3	8.5	10	12	16	21	23	32	33	43	45	55	67	70	77	86	90	104	115	126	明治40年	
5.8	7.1	8.3	9.7	11	14	18	23	26	35	37	47	49	60	72	76	84	88	97	111	123	135	明治41年	
6.7	8.2	9.5	11	12	16	20	26	29	39	41	52	54	65	79	83	91	96	105	121	133	145	明治42年	
7.3	8.9	10	11	13	17	22	28	30	40	42	54	56	68	82	85	94	98	107	123	135	148	明治43年	
7.8	9.4	10	12	14	18	23	29	31	41	43	54	57	68	82	86	94	98	107	123	134	147	明治44年	
8.1	9.8	11	12	14	18	23	29	32	41	43	54	57	68	81	84	92	96	105	120	131	142	明治45年	
8.9	10	12	14	16	20	25	31	34	44	46	57	59	71	84	88	96	100	109	124	134	146	大正2年	
10	12	14	16	18	22	28	34	38	49	51	63	65	78	92	96	104	109	118	134	145	158	大正3年	
10	13	15	17	19	24	29	36	40	51	53	65	68	80	95	99	107	111	121	137	148	160	大正4年	
10	12	13	15	17	21	26	32	35	46	46	57	59	69	82	85	92	96	103	117	126	136	大正5年	
8.9	10	11	13	15	18	22	27	29	37	39	47	49	58	67	70	76	79	85	96	103	111	大正6年	
7.5	8.8	9.9	11	12	15	18	22	24	30	31	38	40	46	54	56	60	62	67	75	81	87	大正7年	
6.7	7.9	8.8	9.9	11	13	16	19	21	26	27	33	34	39	46	47	51	53	57	63	68	73	大正8年	
6.8	7.8	8.5	9.8	11	13	15	19	20	25	26	31	32	37	43	45	48	50	54	60	64	69	大正9年	
9.7	11	12	13	15	18	22	26	28	35	36	43	44	51	59	61	65	67	72	80	86	92	大正10年	
10	12	13	15	17	20	24	28	30	37	39	46	48	56	62	65	69	71	75	84	90	96	大正11年	
11	13	15	16	18	21	25	30	32	39	40	48	49	56	64	66	71	73	78	86	91	97	大正12年	
12	14	15	17	19	22	26	31	33	40	41	48	50	57	64	66	71	73	78	85	91	97	大正13年	
14	16	17	19	21	25	29	34	36	43	45	52	54	61	69	71	75	78	83	90	96	102	大正14年	
17	19	21	23	25	30	35	41	43	52	53	62	64	72	81	83	88	91	97	105	112	118	大正15年	
17	23	25	27	30	34	40	46	49	53	50	69	71	79	89	92	97	100	105	115	121	128	昭和2年	
22	25	27	29	32	37	42	49	52	61	63	72	74	83	92	95	100	103	109	118	124	131	昭和3年	
25	28	30	33	36	41	47	54	57	67	68	78	80	89	99	102	107	110	116	125	132	139	昭和4年	
33	37	40	44	47	54	61	70	74	86	88	100	103	113	125	129	135	139	146	157	165	174	昭和5年	
44	48	52	56	61	69	78	88	93	108	110	125	128	141	155	159	167	171	179	192	202	211	昭和6年	
43	46	51	55	60	67	76	85	89	103	105	118	121	133	146	149	156	159	167	179	187	196	昭和7年	
42	46	49	53	56	63	71	79	83	95	97	109	111	121	132	135	141	145	151	161	168	176	昭和8年	
45	49	53	56	60	67	75	83	87	99	101	112	114	125	135	138	144	147	155	163	170	177	昭和9年	
49	53	56	60	64	71	78	87	90	102	104	115	117	127	138	141	146	149	155	165	171	178	昭和10年	
51	55	59	63	66	73	81	89	92	104	106	116	118	128	138	140	146	149	154	163	169	176	昭和11年	
46	50	53	56	59	65	71	78	81	90	92	101	103	110	118	120	125	127	132	139	144	149	昭和12年	
48	52	55	58	61	67	73	79	82	91	92	101	102	109	117	119	123	125	129	136	140	145	昭和13年	
48	52	54	57	60	65	71	77	79	87	88	96	97	104	110	112	116	118	121	127	131	135	昭和14年	
48	51	53	56	58	63	68	73	75	82	84	90	91	97	103	104	107	108	112	117	121	124	昭和15年	
49	52	54	56	59	63	68	73	75	81	83	88	90	96	100	101	104	106	109	113	116	119	昭和16年	
50	52	54	56	59	63	67	72	73	79	80	86	87	91	96	97	100	101	103	107	110	113	昭和17年	
51	54	56	58	60	63	67	71	73	78	79	84	85	89	93	95	97	98	100	104	106	108	昭和18年	
50	52	54	56	57	60	64	67	69	73	74	78	79	82	86	87	89	90	91	94	96	98	昭和19年	
45	46	48	49	51	53	56	59	60	63	64	67	68	71	73	74	75	76	78	80	81	83	1月-3月	
41	43	44	45	47	49	51	54	55	58	58	61	62	64	67	67	68	69	70	72	74	75	4月-6月	
39	40	41	42	44	46	48	50	51	54	54	57	57	60	62	62	63	64	65	67	68	69	7月-9月	
28	29	30	30	31	33	34	36	36	38	39	41	41	42	44	44	45	45	46	47	48	49	10月-12月	
16	17	18	18	18	19	20	21	21	23	23	24	24	25	26	26	26	27	27	28	28	29	1月-2月	
11	12	12	13	13	13	14	15	15	16	16	17	17	17	18	18	18	18	19	19	20	20	8月	
9.1	9.4	9.7	9.9	10	10	11	11	11	12	12	13	13	13	14	14	14	14	14	15	15	15	4月-6月	
7.9	8.2	8.4	8.6	8.9	9.2	9.6	10	10	10	10	11	11	11	11	12	12	12	12	12	13	13	7月-9月	
7.0	7.3	7.4	7.6	7.8	8.1	8.4	8.8	8.9	9.3	9.4	9.8	9.9	10	10	10	10	10	10	11	11	11	10月-12月	
6.5	6.7	6.8	7.0	7.2	7.5	7.7	8.0	8.2	8.5	8.6	8.9	9.0	9.3	9.5	9.6	9.7	9.8	10	10	10	10	1月-3月	
6.0	6.1	6.2	6.3	6.5	6.7	6.9	7.1	7.3	7.5	7.6	7.8	7.9	8.2	8.4	8.5	8.6	8.7	8.8	8.9	9.0	9.1	4月-6月	
2.7	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.2	3.4	3.4	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8	3.9	4.0	4.0	4.1	4.1	4.2	4.3	4.3	7月-9月	
2.1	2.1	2.2	2.2	2.2	2.3	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0	3.1	3.1	3.2	10月-12月	
1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	1月-3月	
1.9	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	4月-6月	
1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	7月-9月	
1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	10月-12月	
0.98	0.98	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1月-3月	
0.94	0.96	0.97	0.99	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	4月-6月	
0.91	0.93	0.95	0.96	0.98	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	7月-9月	
0.92	0.93	0.95	0.96	0.98	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1月-12月	
0.90	0.91	0.93	0.94	0.96	0.97	0.99	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1月-3月	
0.91	0.93	0.94	0.96	0.97	0.98	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	4月-6月	
0.89	0.90	0.92	0.95	0.98	0.99	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1							

別表第二 有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価係数表
(再評価日が昭和29年以後である場合)

取得の時期	耐用年数	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	
明治33年以前																0.12	0.18	0.37	0.56	0.87	1.1	1.4	2.1	2.8
明治34年																0.12	0.25	0.45	0.71	0.97	1.3	1.7	2.6	3.1
明治35年																0.19	0.32	0.51	0.77	1.1	1.5	1.9	2.7	3.5
明治36年																0.18	0.36	0.54	0.84	1.2	1.6	2.0	2.9	3.6
明治37年															0.11	0.22	0.40	0.57	0.91	1.3	1.7	2.1	3.0	3.8
明治38年															0.10	0.26	0.42	0.64	0.96	1.3	1.8	2.2	3.1	3.9
明治39年															0.15	0.31	0.46	0.72	1.0	1.5	1.9	2.4	3.4	4.2
明治40年															0.14	0.33	0.53	0.77	1.1	1.5	2.0	2.5	3.5	4.3
明治41年													0.10	0.20	0.40	0.60	0.98	1.3	1.8	2.4	2.9	4.1	5.0	
明治42年													0.15	0.28	0.47	0.78	1.1	1.6	2.2	2.8	3.4	4.7	5.8	
明治43年													0.15	0.31	0.56	0.88	1.2	1.8	2.4	3.1	3.8	5.2	6.3	
明治44年													0.19	0.34	0.64	0.99	1.3	1.9	2.6	3.4	4.1	5.6	6.7	
明治45年													0.23	0.42	0.70	1.0	1.5	2.1	2.8	3.6	4.3	5.8	7.0	
大正2年													0.14	0.28	0.51	0.84	1.2	1.7	2.4	3.2	4.0	4.8	6.4	7.8
大正3年													0.19	0.38	0.64	1.0	1.5	2.1	2.9	3.8	4.8	6.0	7.5	9.0
大正4年													0.24	0.43	0.78	1.2	1.7	2.3	3.3	4.2	5.3	6.6	8.3	9.8
大正5年												0.12	0.24	0.44	0.72	1.1	1.6	2.2	3.1	4.0	4.9	6.1	7.6	9.0
大正6年												0.12	0.22	0.44	0.70	1.0	1.5	2.0	2.7	3.6	4.4	5.4	6.7	7.9
大正7年												0.12	0.22	0.39	0.63	0.96	1.3	1.8	2.4	3.1	3.8	4.6	5.6	6.6
大正8年												0.11	0.21	0.39	0.59	0.91	1.2	1.6	2.2	2.8	3.4	4.2	5.1	6.0
大正9年												0.12	0.25	0.43	0.65	0.98	1.3	1.7	2.3	2.9	3.5	4.3	5.2	6.0
大正10年											0.14	0.21	0.39	0.65	1.0	1.4	2.0	2.6	3.4	4.3	5.1	6.2	7.5	8.6
大正11年											0.16	0.28	0.48	0.81	1.2	1.7	2.3	3.1	3.9	4.9	5.9	7.1	8.6	9.8
大正12年											0.18	0.33	0.59	0.96	1.4	2.0	2.7	3.4	4.4	5.5	6.5	7.8	9.3	10
大正13年											0.20	0.41	0.68	1.1	1.5	2.2	3.0	3.8	4.9	6.0	7.1	8.4	9.9	11
大正14年										0.11	0.28	0.51	0.86	1.3	1.9	2.7	3.5	4.5	5.7	6.9	8.1	9.6	11	12
大正15年										0.18	0.39	0.73	1.1	1.8	2.5	3.5	4.6	5.8	7.3	8.8	10	12	14	16
昭和2年										0.24	0.52	0.94	1.5	2.3	3.2	4.4	5.8	7.0	8.7	10	12	14	16	18
昭和3年										0.11	0.23	0.66	1.1	1.8	2.7	3.7	5.1	6.5	8.0	9.8	11	13	15	18
昭和4年										0.17	0.45	0.87	1.4	2.2	3.4	4.5	6.1	7.7	9.4	11	13	15	18	20
昭和5年										0.30	0.72	1.3	2.2	3.3	4.9	6.5	8.7	10	13	15	18	21	24	28
昭和6年										0.12	0.48	1.0	1.9	3.2	4.8	6.9	9.1	11	14	17	21	25	28	32
昭和7年										0.18	0.62	1.2	2.2	3.6	5.2	7.4	9.7	12	15	18	22	25	28	32
昭和8年										0.25	0.78	1.4	2.4	3.9	5.6	7.8	10	12	15	18	21	25	28	31
昭和9年										0.12	0.37	0.97	1.8	3.1	4.7	6.6	9.1	11	14	17	20	24	27	31
昭和10年										0.18	0.55	1.2	2.3	3.7	5.6	7.9	10	13	16	19	23	26	30	34
昭和11年										0.26	0.78	1.6	2.9	4.6	6.7	9.2	12	15	18	22	25	29	33	36
昭和12年										0.33	0.87	1.8	3.0	4.7	6.8	9.1	11	14	17	20	24	27	30	34
昭和13年										0.48	1.1	2.2	3.7	5.7	8.0	10	13	16	19	22	26	29	33	36
昭和14年										0.20	0.64	1.4	2.7	4.4	6.5	8.9	11	14	17	20	23	27	30	33
昭和15年										0.27	0.85	1.8	3.3	5.1	7.3	9.8	12	15	18	21	24	27	30	33
昭和16年										0.42	1.1	2.4	4.1	6.1	8.6	11	14	17	20	23	26	29	32	35
昭和17年										0.14	0.62	1.5	3.0	5.0	7.3	9.9	12	15	19	22	25	28	31	34
昭和18年										0.25	0.92	2.1	4.0	6.2	8.8	11	14	17	21	24	27	30	33	36
昭和19年										0.40	1.3	2.8	4.9	7.3	10	13	16	19	22	25	28	31	34	37
昭和20年	1月-3月									0.59	1.6	3.3	5.5	8.0	10	13	16	19	21	24	27	29	31	34
	4月-6月									0.61	1.7	3.3	5.4	7.7	10	12	15	17	20	22	25	27	29	31
	7月-9月									0.65	1.7	3.3	5.4	7.6	10	12	14	17	19	21	24	26	27	29
	10月-12月									0.53	1.3	2.6	4.1	5.8	7.5	9.3	11	12	14	16	17	19	20	21
昭和21年	1月-2月									0.36	0.92	1.6	2.6	3.6	4.7	5.7	6.8	7.8	8.9	9.8	10	11	12	13
	3月									0.27	0.68	1.2	1.9	2.8	3.4	4.1	4.9	5.6	6.3	7.0	7.6	8.2	8.8	9.3
	4月-6月									0.22	0.54	0.98	1.5	2.0	2.6	3.2	3.8	4.3	4.9	5.3	5.8	6.3	6.7	7.1
	7月-9月									0.21	0.52	0.92	1.4	1.9	2.4	2.9	3.4	3.8	4.3	4.7	5.2	5.6	6.0	6.4
	10月-12月									0.21	0.50	0.87	1.3	1.7	2.2	2.6	3.1	3.5	3.9	4.3	4.6	5.0	5.3	5.6
昭和22年	1月-3月									0.22	0.51	0.87	1.2	1.7	2.1	2.5	2.9	3.3	3.7	4.0	4.3	4.6	4.9	5.2
	4月-6月									0.19	0.42	0.71	1.0	1.3	1.7	2.0	2.3	2.6	2.9	3.1	3.4	3.6	3.8	4.0
	7月-9月									0.12	0.26	0.43	0.61	0.80	0.99	1.1	1.3	1.5	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2
	10月-12月									0.10	0.21	0.34	0.49	0.63	0.77	0.90	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7
昭和23年	1月-3月									0.11	0.22	0.35	0.49	0.62	0.76	0.88	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7
	4月-6月									0.12	0.23	0.37	0.51	0.64	0.77	0.89	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7
	7月-9月									0.08	0.15	0.23	0.32	0.40	0.48	0.55	0.62	0.68	0.74	0.79	0.84	0.89	0.93	0.97
	10月-12月									0.08	0.14	0.22	0.29	0.36	0.43	0.49	0.55	0.60	0.66	0.70	0.74	0.78	0.81	0.85
昭和24年	1月-3月									0.08	0.15	0.22	0.30	0.37	0.43	0.49	0.54	0.59	0.64	0.68	0.72	0.76	0.79	0.81
	4月-6月									0.09	0.16	0.23	0.31	0.38	0.44	0.49	0.55	0.59	0.64	0.68	0.71	0.75	0.78	0.81
	7月-9月									0.10	0.17	0.25	0.32	0.38	0.44	0.50	0.55	0.59	0.64	0.67	0.71	0.74	0.77	0.79
	10月-12月									0.11	0.19	0.27	0.34	0.40	0.46	0.52	0.57	0.61	0.65	0.68	0.72	0.75	0.78	0.80
昭和25年	1月-3月									0.13	0.21	0.28	0.35	0.42	0.47	0.52	0.57	0.61	0.65	0.68	0.72	0.74	0.77	0.79
	4月-6月									0.15	0.23	0.31	0.38	0.44	0.50	0.55	0.60	0.64	0.68	0.72	0.74	0.77	0.79	0.81
	7月-9月									0.15	0.23	0.31	0.37	0.43	0.48	0.53	0.57	0.61	0.64	0.67	0.70	0.72	0.74	0.76
	10月-12月									0.16	0.24	0.31	0.37	0.42	0.47	0.51	0.55	0.58	0.61	0.63	0.66	0.68	0.70	0.71
昭和26年	1月-3月									0.17	0.25	0.31	0.37	0.42	0.46	0.50	0.53	0.56	0.60	0.63	0.64	0.66	0.68	0.69

別表第四 無形減価償却資産についての再評価倍率表
(再評価日が昭和28年中である場合)

[illegible]

別表第六 その他の事業用資産（個人）及び非事業用資産（土地及び家屋を除く。）についての再評価係数表

取得の時期	倍	数
昭和21年		
3月	8.8	
4月—6月	6.8	
7月—9月	5.9	
10月—12月	6.4	
昭和22年		
1月—3月	4.6	
4月—6月	3.4	
7月—9月	2.3	
10月—12月	2.2	
昭和23年		
1月—3月	1.9	
4月—6月	1.7	
7月—9月	1.4	
10月—12月	1.3	
昭和24年		
1月—3月	1.2	
4月—6月	1.1	
7月—9月	1.1	
10月—12月	1.2	
昭和25年		
1月—3月	1.2	
4月—6月	1.3	
7月—9月	1.2	
10月—12月	1.2	
昭和26年		
1月—3月	1.1	
4月—6月	1.0	
7月—9月	1.0	
10月—12月	1.0	
昭和27年		
10月—12月	1.0	

別表第七 土地及び土地の上に存する権利の再評価倍率表

取得の時期	倍率	取得の時期	倍率
明治33年以前	285	昭和13年	121
明治34年	287	昭和14年	115
明治35年	294	昭和15年	108
明治36年	276	昭和16年	102
明治37年	262	昭和17年	96
明治38年	244	昭和18年	87
明治39年	237	昭和19年	76
明治40年	220	昭和20年	66
明治41年	228	昭和21年	62
明治42年	239	昭和22年	57
明治43年	286	昭和23年	52
明治44年	228	昭和24年	47
明治45年	215	昭和25年	40
明治46年	215	昭和26年	34
明治47年	229	昭和27年	27
明治48年	248	昭和28年	20
明治49年	246	昭和29年	15
明治50年	207	昭和30年	12
明治51年	157	昭和31年	10
明治52年	99	昭和32年	7.5
明治53年	96	昭和33年	5.8
明治54年	100	昭和34年	4.5
明治55年	98	昭和35年	3.7
明治56年	102	昭和36年	3.2
明治57年	103	昭和37年	2.9
明治58年	102	昭和38年	2.6
明治59年	101	昭和39年	2.5
明治60年	105	昭和40年	2.4
明治61年	107	昭和41年	2.3
明治62年	111	昭和42年	2.2
明治63年	122	昭和43年	2.0
明治64年	141	昭和44年	1.8
明治65年	150	昭和45年	1.7
明治66年	149	昭和46年	1.6
明治67年	145	昭和47年	1.5
明治68年	140	昭和48年	1.3
明治69年	133	昭和49年	1.0
明治70年	128	昭和50年	

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 改正後の資産再評価法(以下「新法」といふ。)の規定(第九九条及び第一百二条の規定を除く。)は、第三項から第五項までの場合を除く外、昭和二十八年一月一日から適用する。
- この法律施行前に法人又は個人が改正前の資産再評価法(以下「旧法」といふ。)の規定により行つた再評価(第六項の規定によりなおその効力を有する旧法第十五条の規定によりこの法律施行後に法人が行つたものとみなされる再評価を含む。)、当該再評価に係る再評価税、当該再評価に関する経理及び当該再評価を行つた者の所得の計算並びに旧法の規定により昭和二十八年一月一日前に個人が行つたものとみなされた再評価及び当該再評価に係る再評価税については、新法に特別の定めがある場合並びに第四項、第五項及び第七項の場合を除く外、なお従前の例による。
- 新法第七十七條第四項(第七十八條第二項、第七十九條第二項、第八十條第二項及び第八十二條第四項において準用する場合を含む。)、の規定は、この法律施行後納付し、又は徴収すべき利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額又は重加算税額について適用する。
- 新法第八十二條第一項から第三項までの規定は、この法律施行の日以後決定の通知をする重加算税額について適用し、同日前に決定の通知のされた重加算税額については、なお従前の例による。
- 旧法第十五條の規定は、同法第六條第一項又は第十四條第一項の規定により株式(出資を含む。))について再評価を行つた法人については、この法律施行後当該法人の昭和三十三年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 旧法の規定による再評価を行つた者でこの法律施行の日以後当該再評価に係る再評価税を納付すべきものは、旧法第五十一條から第五十三條まで又は第五十五條第二項に規定する納期の到来前においても、新法第六十條の規定に準じ、当該再評価税の税額の全部又は一部の繰上納付をすることができ。
- 新法第四十六條又は第四十七條の規定により相続人が昭和二十八年十月三十一日までに申告書を提出しなればならない場合において、当該相続人が所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十九條第一項又は相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十七條第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限が同日前であるときは、これらの申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日までとする。
- この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の十四第一項中「資産再評価法」を「資産再評価法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)」による改正前の資産再評価法」に改める。

第十四条第一項中「第九条第一項」を「第九条」に、「第四十二条第四項」を「第四十二条第三項」に改め、同条第二項中「第四十二条第四項」を「第四十二条第三項」に改める。

第十五条第二項各号列記以外の部分中「第十三条の二」を「第六条」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「については、第十三条第三項の規定を準用する。」を「は、同法第四十条第一項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額に相当する金額(当該再評価の再評価日の直前において当該土地等の帳簿価額があるときは、当該帳簿価額に相当する金額を控除した金額)とする。」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削る。

第十六条中「資産再評価法第九条第一項」を「資産再評価法第九条」に改める。

第十七条中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

第二十条中「若しくは第九条第一項」を「若しくは第九条」に改める。

11 法人が前項の規定による改正前の租税特別措置法第十五条第一項の規定により行つた再評価及び当該

該再評価に係る再評価税については、なお従前の例による。

12 所得税法の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項中「昭和二十四年」を「昭和二十七年」に改め、「行い又は」を削り、同条第二項中「再評価」を「再評価又は旧再評価(同法第二条第十三項に規定する旧再評価をいう。以下同じ。)」を「に、当該資産の再評価額と昭和二十四年十二月三十一日後に支出した設備費、改良費及び譲渡に関する経費の額との合計額とする。」を「左の各号の一に掲げる額とする。」に改め、同項に次の二号を加える。

一 旧再評価を行つた資産(第二号に規定する資産を除く。)については、当該資産の旧再評価額(資産再評価法第二条第十三項に規定する旧再評価額をいい、旧再評価を二回行つたときは、二回目の旧再評価額とする。)と昭和二十四年十二月三十一日後に支出した設備費、改良費及び譲渡に関する経費の額との合計額

二 再評価を行ひ又は行つたものとみなされた資産については、当該資産の再評価額(再評価を二回行つたときは、二回目の再評価額)と昭和二十七年十二月三十一日後に支出した設備費、改良費及び譲渡に関する経費の額との合計額

第十条の四第三項第二号中「昭和二十四年」を「昭和二十七年」に改める。

13 昭和二十七年分以前の所得税については、旧法の規定により再評価を行ひ、又は行われたものとみなされた資産に係る所得税法第九条第一項第七号の山林所得又は同項第八号の譲渡所得の計算は、なお従前の例による。

14 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「第四十二条第六項」を「第四十二条第五項」に改める。

資産再評価法の一部を改正する法律案内閣提出)に関する報告書「最終号の附録に掲載」

塩業組合法案

塩業組合法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 事業(第八条―第九条)
- 第三章 組合員及び会員(第十条―第二十三条)
- 第四章 設立(第二十四条―第三十一条)
- 第五章 管理(第三十二条―第六十三条)
- 第六章 解散及び清算(第六十四条―第七十条)
- 第七章 雑則(第七十一条―第七十五条)
- 第八章 罰則(第七十六条―第八十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、塩業者の協同組織の健全な発達により塩業の合理化を促進し、もつて塩の生産の維持増進を図るとともに塩業者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

(種類)

第二条 塩業組合(以下「組合」という)は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 地区塩業組合
- 二 塩業組合連合会
- 三 塩業組合中央会

2 塩業組合中央会は、全国を通じて一個とする。

(法人格及び住所)

第三条 組合は、法人とする。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第四条 組合は、その名称中に、左の文字を用いなければならない。

一 地区塩業組合にあつては、塩業組合

二 塩業組合連合会にあつては、塩業組合連合会

三 塩業組合中央会にあつては、塩業組合中央会

2 組合でない者は、その名称中に地区塩業組合、塩業組合連合会又は塩業組合中央会であることを示す文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)の規定を準用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)は、組合が行う正当な行為については適用しない。但し、不公正な取引方法を用いる場合は、この限りでない。

(組合員又は会員の資格)

第六条 地区塩業組合の組合員たる資格を有する者は、その組合の地区内において塩、にがり又はかん水の製造を行つた者であつて、定款で定めるものとする。

2 塩業組合連合会(以下「連合会」という)の会員たる資格を有する者は、当該連合会の地区の全部若しくは一部を地区とする地区塩業組合若しくは塩業組合連合会に加入し、当該連合会の地区内において塩、にがり若しくはかん水の製造を行つた者であつて、定款で定めるものとする。

3 塩業組合中央会(以下「中央会」という)の会員たる資格を有する者は、連合会とする。但し、地区塩業組合若しくは塩業組合連合会、小企業等協同組合(企業組合を除く。)であつて、加入すべき連合会がないもの又は塩、にがり若しくはかん水の製造を行つた者であつて、加入すべき地区塩業組合及び連合会がないものは、定款で定め

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議録第二十七号 有価証券取引税法案外四件

るところにより総会の議決を経て、中央会の会員となることである。

(登記)

第七条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 第一項の規定により登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

第二章 事業

(地区塩業組合)

第八条 地区塩業組合は、左の事業の全部又は一部を行つことができる。

一 塩にがり又はかん水の製造、加工又は保管その他組合員の事業に関する共同施設

二 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入

三 組合員の事業に必要な物資の購入及び加工

四 塩田その他の製塩施設の改良、造成、取得及び災害復旧

五 組合員の福利厚生に関する施設

六 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上のため必要な指導、研究及び調査に関する施設

七 組合員の組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

八 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

九 前各号の事業に附帯する事業

2 地区塩業組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分額の額は、その事業年度における組合員の事業の利用分額の額の五分の一をこえてはならない。

3 地区塩業組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

4 第一項第八号の団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同号の団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

5 第一項第八号の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6 組合員が第一項第八号の団体協約の相手方と締結する契約であつて、その内容がその団体協約の内容に違反するものについて、その違反する契約の部分は、その団体協約の内容に反つて契約したものとなす。

(連合会及び中央会)

第九条 連合会及び中央会は、左の事業の全部又は一部を行つことができる。

一 会員に対する資金の貸付(手形の割引を含む。)及び会員のためにするその借入

二 連合会又は中央会を直接又は間接に構成する者(以下本条において「所屬員」という。)の事業に必要な物資の購入、所屬員の

製造したにがり製品の販売その他所屬員の事業に関する共同施設

三 所屬員の福利厚生に関する施設

四 所屬員の事業に関する経営及び技術の改善向上のため必要な指導、研究及び調査に関する施設

五 所屬員の組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

六 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

七 前各号の事業に附帯する事業

2 連合会及び中央会については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。

第三章 組合員及び会員

(出資)

第十条 組合員又は会員(以下「組合員」と総称する。)は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の三十五をこえてはならない。但し、組合員の数が二人の場合は、この限りでない。

4 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の払込について、相殺をもつて組合員に対抗することができない。

(議決権及び選挙権)

第十一条 組合員は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。但し、組合員の数が六人以下の場合を除く外、組合員一人につき、議決権又は選挙権の総数の六分の一をこえない範囲内において、定款で定めるところにより、出資口数に応じて二個以上の議決権又は選挙権を有することができる。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第五十二条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることできない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、十人以上の組合員を代理し、又は議決権若しくは選挙権の総数の六分の一をこえる議決権若しくは選挙権を代理して行使することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合員に差し出さなければならない。

(経費の賦課)

第十二条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合員に対抗することができない。

(使用料及び手数料)

第十三条 組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

(加入の自由)

第十四条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、

は、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(加入)

第十五条 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

第十六条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員となつたとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(持分の譲渡)

第十七条 組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有すること
ができない。

(任意脱退)

第十八条 組合員は、九十日前まで
に予告し、事業年度の終において
脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長
することができる。但し、その期
間は、一年をこえてはならない。
(法定脱退)

第十九条 組合員は、左の事由によ
つて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、左に掲げる組合員につ
き、総会の議決によつてすること
ができる。この場合は、組合は、
その総会の会日の十日前までに、
その組合員に対しその旨を通知
し、且つ、總會において弁明する
機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の施設
を利用しない組合員

二 出資の払込、経費の支払その
他組合に対する義務を怠つた組
合員

三 組合の事業を妨げ、又は妨げ
ようとする行為のあつた組合
員

四 その他定款で定める事由に該
当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその
旨を通知しなければ、これをもつ
てその組合員に対抗することがで
きない。

(脱退者の持分の払戻)
第二十条 組合員は、脱退したとき
は、定款で定めるところにより、

その持分の全部又は一部の払戻を
請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年
度の終における組合財産によつて
定める。

3 前項の持分を計算するに当り、
組合の財産をもつてその債務を完
済するに足りないときは、組合
は、定款で定めるところにより、
脱退した組合員に対し、その負担
に帰すべき損失額の払戻を請求す
ることができる。

4 第一項の請求による持分の払戻
が組合の事業の運営を著しく困難
にするおそれがあるときは、組合
は、日本専売公社(以下「公社」と
いう)の承認を受けて、その払戻
に關し一定の条件を附することが
できる。

(時効)
第二十一条 前条第一項又は第三項
の規定による請求権は、脱退の時
から二年間行わないときは、時効
によつて消滅する。

(払戻の停止)
第二十二条 脱退した組合員が組合
に対する債務を完済するまでは、
組合は、持分の払戻を停止するこ
とができる。

(出資口数の減少)
第二十三条 組合員は、事業を休止
したとき、事業の一部を廃止した
とき、その他特にやむを得ない事
由があると認められるときは、定
款で定めるところにより、事業年
度の終において、その出資口数を
減少することができる。

2 前項の場合については、第二十
条及び第二十一条の規定を準用す
る。

第四章 設立

(発起人)

第二十四条 地区塩業組合を設立す
るには、その組合員となろうとす
る四人以上の者が発起人となるこ
とを要する。

2 連合会を設立するには、その会
員となろうとする二以上の者が発
起人となることを要する。但し、
そのうち少くとも一は、地区塩業
組合又は塩業に關する事業協同組
合でなければならぬ。

3 中央会を設立するには、會員と
なろうとする二以上の連合会が発
起人となることを要する。

(創立總會)
第二十五条 発起人は、定款を作成
し、これを會議の日時及び場所と
ともに公告して、創立總會を開か
なければならない。

2 前項の公告は、會議開催日の少
くとも二週間前までにしなければ
ならない。

3 中央会の創立總會は、連合会の
過半数の同意を得なければ、開く
ことができない。

4 発起人が作成した定款の承認、
事業計画の決定その他設立に必要
な事項の決定は、創立總會の議決
によらなければならない。

5 創立總會においては、前項の定
款を修正することができる。但
し、地区及び組合員たる資格に關
する規定については、この限りで
ない。

6 創立總會の議事は、組合員たる
資格を有する者であつて、その会

日までに発起人に対し設立の同意
を申し出たものの半数以上が出席
して、その議決権の三分の二以上
で決する。

7 創立總會については、第十一条
(第一項但書を除く)並びに商法
第二百三十九条第五項、第二百四
十条第二項(特別利害關係人の議
決権)、第二百四十三条(總會の延
期又は続行の決議)、第二百四十
四条(株主總會の議事録)、第二
百四十七条から第二百五十条ま
で、第二百五十二条及び第二百五
十三条(株主總會の決議の取消又
は無効)の規定を準用する。この
場合において、商法第二百四十三
条中「第二百三十二条」とあるの
は「塩業組合法第五十二条」と、
同法第二百四十四条第二項中「取
締役」とあるのは「発起人」と、
同法第二百四十七条第一項中「第
三百四十三条」とあるのは「塩業
組合法第五十六条」と読み替える
ものとする。

(定款の認証)
第二十六条 発起人は、創立總會終
了後遅滞なく、定款につき、公社
の認証を受けなければならない。

2 公社は、定款が法令に違反する
場合を除いては、認証をしなければ
ならない。

3 定款は、第一項の認証を受けな
ければ、その効力を生じない。
(理事への事務引継)
第二十七条 発起人は、前条第一項
の認証を受けた後遅滞なく、その
事務を理事に引き渡さなければな
らない。

(出資の第一回払込)

第二十八条 理事は、前条の規定に
よる引渡を受けたときは、遅滞な
く、出資の第一回の払込をさせな
なければならない。

2 前項の第一回の払込の金額は、
出資一口につき、その金額の四分
の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の払込の
期日に、出資の目的たる財産の全
部を給付しなければならない。但
し、登記、登録その他権利の設定
又は移転をもつて第三者に対抗す
るため必要な行為は、組合成立の
後にすることを妨げない。

(成立の時期)

第二十九条 組合は、主たる事務所
の所在地において、政令で定める
ところにより設立の登記をするこ
とによつて、成立する。

(届出)
第三十条 組合は、成立の日から二
週間以内に公社に役員名簿を添え
てその旨を届け出なければならない。
役員名簿の記載事項に変更を
生じたときも、また同様とする。

(商法の準用)
第三十一条 組合の設立について
は、商法第四百二十八条(株式會
社の設立の無効)の規定を準用す
る。

第五章 管理

(定款)
第三十二条 組合の定款には、左の事
項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所所在地

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議録第二十七号 有価証券取引税法外四件

- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口の金額及びその払込の方法
- 八 経費の分担に関する規定
- 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 十 準備金の額及びその積立の方法
- 十一 議決権及び選挙権に関する規定
- 十二 役員の数に関する規定
- 十三 事業年度
- 十四 公告の方法
- 2 組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めた場合は、その時期又はその事由を、現物出資をする者を定めた場合は、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに對して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合は、その財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。
- (規約)
- 第三十三条 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。
 - 一 總會に関する規定
 - 二 業務の執行及び会計に関する規定
 - 三 役員に関する規定
 - 四 組合員に関する規定
 - 五 その他必要な事項
- (役員)
- 第三十四条 組合に、役員として理事及び監事を置く。
 - 2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。
 - 3 役員は、定款で定めるところにより、總會において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立總會において選挙する。
 - 4 理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。但し、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。
 - 5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならない。
 - 6 役員は、無記名投票によつて行ふ。
 - (役員の任期)
 - 第三十五条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。
 - 2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。
 - (理事会)
 - 第三十六条 組合の業務の執行は、理事会が決する。
 - 第三十七条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
 - 2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。
 - (役員の名簿)
 - 第三十八条 監事は、理事又は組合の使用人となつてはならない。
 - (理事の自己契約)
 - 第三十九条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百八条(自己契約)の規定を適用しない。
 - (理事の責任)
 - 第四十条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に對し連帯して損害賠償の責に任ずる。
 - 2 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に對し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第四十二条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。
 - 3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六條第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を適用する。
 - (定款その他の書類の備付及び閲覧等)
 - 第四十一条 理事は、定款、規約並びに總會及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。
 - 2 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 加入の年月日
 - 三 出資口数、払込済金額及びその払込の年月日
 - 3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に對し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - (決算関係書類の提出、備付及び閲覧等)
 - 第四十二条 理事は、通常總會の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。
 - 2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常總會に提出し、その承認を求めなければならない。
 - 3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に對し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - (会計帳簿等の閲覧等)
 - 第四十三条 組合員は、總組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に對し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
 - (役員の改選)
 - 第四十四条 組合員は、總組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の変更を請求することができるものとし、その請求につき總會において出席者の議決権の過半数による同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失ふ。
 - 2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。
 - 3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。
 - 4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を總會の議に附し、且つ、總會の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、且つ、總會において弁明する機会を与えなければならない。
 - 5 前項の場合については、第五十条第二項及び第五十一条の規定を適用する。
 - (商法等の準用)
 - 第四十五条 理事及び監事については、商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴及及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四條ノ二(取締役の職務)、第二百六十一條から第二百六十二條まで(会社代表)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第四十条並びに商法第二百七十四條(報告を求め調査をなす権限)及び第二百七十八條

- (取締役と監査役との連帯責任の規定を、理事会については、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十条ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは、「協業組合法第四十二条第二項」と読み替へるものとする。)(顧問)
- 第四十六條 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に關し助言を求めることが出来る。但し、顧問は、組合を代表することができない。
- (参事及び会計主任)
- 第四十七條 組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。
- 2 参事については、商法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一条並びに第四十二条(支配人)の規定を準用する。
- 第四十八條 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。
- 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。
- 3 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。
- 4 理事は、前項の可否の決定の日(七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を与えなければならない。)(總會の招集)
- 第四十九條 通常總會は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。
- 第五十條 臨時總會は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。
- 2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して總會の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時總會を招集すべきことを決定しなければならない。
- 第五十一條 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が、總會招集の手続をしないときは、公社の許可を受けて總會を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、また同様とする。)(總會招集の手続)
- 第五十二條 總會を招集するには、会日の十日前までに、會議の目的たる事項を示し、定款で定めた方法に従つて各組合員に通知しなければならない。
- (通知又は催告)
- 第五十三條 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあてればよい。
- 2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。
- (總會の議決事項)
- 第五十四條 左の事項は、總會の議決を経なければならない。
- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更又は廃止
- 三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の認定又は変更
- 四 経費の賦課及び徴収
- 五 その他定款で定める事項
- 2 定款の変更は、公社の認証を受けなければならない、その効力を生じない。
- 3 前項の認証については、第二十六條第二項の規定を準用する。)(總會の議事)
- 第五十五條 總會の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 2 議長は、總會において選任する。
- 3 總會においては、第五十二条の規定によりあらかじめ通知した事項についての議決することが出来る。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。
- (特別の議決)
- 第五十六條 左の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
- 一 定款の変更
- 二 解散又は合併
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡
- (商法の準用)
- 第五十七條 總會については、商法第二百三十一条(總會の招集の決定)、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(總會の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主總會の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主總會の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「協業組合法第五十二条」と、同法第二百四十七條第一項中「第二百四十三條」とあるのは「協業組合法第五十六條」と読み替へるものとする。
- (出資一口の金額の減少)
- 第五十八條 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。
- 2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者に
- は、各別にこれを催告しなければならない。
- 3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。
- 第五十九條 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。
- 2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。
- 3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条(株式会社の資本減少の無効)の規定を準用する。
- (準備金及び繰越金)
- 第六十條 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。
- 2 前項の定款で定める準備金の額は、出資總額の二分の一を下つてはならない。
- 3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。
- 4 第八条第一項第六号若しくは第七号又は第九条第一項第四号若しくは第五号の事業を行う場合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。
- (剰余金の配当)
- 第六十一條 組合は、損失をてん補

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議録第二十七号 有価証券取引税法外四件

五五二

し、前条第一項の準備金及び同条第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の組合事業の利用分又は払込済出資額に応じてしなければならない。

3 払込済出資額に応じてする剰余金の配当の率は、年一割をこえてはならない。

第六十二条 組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込を終るまでは、その組合員に配当する剰余金をその払込に充てることができる。

(組合の持分取得の禁止)

第六十三条 組合は、組合員の持分を取得し、又は買権の目的としてこれを受けることができない。

第六章 解散及び清算
(解散の事由)

第六十四条 組合は、左の事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 合併

三 破産

四 定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生

五 事業の全部の譲渡

六 組合員が一人となったこと

七 解散を命ずる裁判

2 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なく、その旨を公けに出なければならない。

(合併等の手続)

第六十五条 組合が合併し、又はその事業の全部を譲渡するには、総会の議決を経なければならない。

2 組合の合併又は事業の全部の譲渡については、第五十八条並びに

第五十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

第六十六条 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選出した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第五十六条の規定を準用する。

4 第一項の役員については、第三十四条第四項本文の規定を準用する。

(合併の時期及び効果)

第六十七条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所所在地において、政令で定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

2 合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(その組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(商法等の準用)

第六十八条 組合の合併については、商法第四十条から第六十六条まで及び第八十一条から第八十三条まで(合名会社の合併の無効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(清算人)

第六十九条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)

第七十条 組合の解散及び清算については、商法第六十六條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十九條第二項及び第三項、第三百三十一條、第四百七十七條第二項、第四百八十八條から第四百九十四條まで、第四百九十六條及び第四百九十七條(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二、第三百三十五條ノ三、第三百三十六條及び第三百三十七條から第三百三十八條まで(法人の清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第三十六條から第四十三條まで及び第四十九條から第五十一條まで並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の職務)、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで(取締役会の議事録及び会社代表)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)、第二百七十二條株主の差止請求権)、第二百七十四條第一項(報告を求める権限)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。

この場合において、商法第二百二十二條中「第九十四條第四号又ハ第六号」とあるのは、塩業組合法第六十四條第一項第六号又ハ第七号と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは、塩業組合法第七十條ニ於て準用スル同法第四十二條第二項と、同法第四百七十七條第二項中「前項」とあるのは「塩業組合法第六十九條」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「總組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替へるものとする。

第七章 雑則

(検査の請求)

第七十一条 組合員は、總組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、公社にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、公社は、組合の業務又は会計の状況を調査しなければならない。

(報告の徴収及び検査)

第七十二条 公社は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、組合に対して、その業務又は会計に關し必要な報告書の提出を命じ、その事実について調査することができる。

2 公社は、前項の報告書が提出されず、又はその報告書が虚偽であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度に

において、組合の業務又は会計の状況を調査することができる。

第七十三条 公社は、毎年一回を限り、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の分置その他組合の一般的状況に關する報告であつて、組合に關する行政を適正に処理するために必要なものを徴することができる。

(公社の命令)

第七十四条 公社は、第七十二條第一項の規定による調査又は第七十二條第二項若しくは第七十三條第二項の規定による検査を行つた場合において、組合の業務若しくは会計が法令、定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、組合に対し、期限を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(商法等の準用)

第七十五条 組合については、商法第五十八條第一項第一号及び第三号並びに第二項並びに第五十九條(裁判による会社の解散)並びに非訟事件手続法第二百二十六條第一項、第二百三十四條から第二百三十四條ノ四まで及び第二百三十五條ノ二から第二百三十五條ノ五まで(裁判による会社の解散)の規定を準用する。

第八章 罰則

第七十六条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問はず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は授権取引のため組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には適用しない。

第七十七條 第七十一條第二項又は第七十二條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十八條 第七十四條の規定による命令に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第七十九條 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその組合の義務に關して第七十七條又は前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その組合に對して各本條の刑を科する。

第八十條 左の場合には、組合の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合が行うことができる事業以外の事業を営んだとき。

二 この法律に基く政令の規定による登記を怠つたとき。

三 第八條第二項(第九條第二項)において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

四 第十四條の規定に違反したとき。

五 第十九條第二項、第四十四條第四項又は第四十八條第四項の規定に違反したとき。

六 第二十五條第七項若しくは第五十七條において準用する商法第二百四十四條、第四十五條若しくは第七十條において準用する

商法第二百六十條ノ三又は第七十條において準用する商法第四百十九條の規定に違反して事業若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七 第三十條又は第六十四條第二項の規定に違反したとき。

八 第三十四條第五項の規定に違反したとき。

九 第三十八條の規定に違反したとき。

十 第四十一條又は第四十二條(これらの規定を第七十條において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十一 第四十三條(第七十條において準用する場合を含む。)又は第四十五條において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十二 第四十五條において準用する商法第二百七十四條第二項又は第七十條において準用する商法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十三 第四十九條の規定に違反したとき。

十四 第五十八條第二項(第六十五條第二項において準用する場合を含む。)又は第七十條において準用する商法第四百二十一條

第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第五十八條若しくは第五十九條第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十五條第二項において準用する第五十八條若しくは第五十九條第二項の規定に違反して組合の合併若しくは事業の全部の譲渡をしたとき。

十六 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。

十七 第六十三條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十八 第七十條において準用する商法第三百十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十九 第七十條において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

二十 第七十條において準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十一 第七十三條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八十一條 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第四條第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、また同様とする。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律施行の際現に存する塩

業に關する事業協同組合又は協同組合連合会は、この法律施行の日から起算して二年以内に總會の議決を経て定款その他につき必要な変更を行つた上で、それぞれ、地区塩業組合又は塩業組合連合会となることができる。

3 前項の規定による定款の変更の認証については、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一號)第五十一條第三項の規定にかかわらず、第二十六條第二項の規定を準用する。

4 第二項の場合において、塩業に關する事業協同組合又は協同組合連合会の役員は、その任期が終了するまでは、それぞれ、地区塩業組合又は塩業組合連合会の役員として引き続きその職にあるものとする。

5 第二項の規定による地区塩業組合又は塩業組合連合会への組織変更は、主たる事務所の所在地において、政令で定めるところにより登記をすることによつて、その効力を生ずる。

6 第二項の規定により不動産又は船舶に關する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の価額の千分の四とする。但し、登録税法(明治二十九年法律第二十七號)により算出した登録税の額が本文の規定により算出した税額より少いときは、その額による。

7 登録税法の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「塩業組合、塩業組合連合会、塩業組合中央会」及び「塩専売法」を削り、「中

小企業等協同組合」の下に「塩業組合、」を、「中小企業等協同組合法、」の下に「塩業組合法、」を加える。

8 塩専売法(昭和二十四年法律第一百二十號)による改正前の塩専売法(明治三十八年法律第十一號)の規定に基き設立された塩業組合、塩業組合連合会又は塩業組合中央会が同法に基いてした登記に關する登録税については、なお従前の例による。

9 印紙税法(明治三十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

第五條第六号中「若ハ森林組合」を、「森林組合、塩業組合」に改める。

10 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二號)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「日本馬事會」の下に「塩業組合」を加える。

11 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四號)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「中小企業等協同組合」の下に「塩業組合」を加える。

第七條第一項中「中小企業等協同組合」の下に「塩業組合ニシテソノ直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ常時使用スル従業員ノ数ガ三百人ヲ超エザルモノヲ含ム以下同ジ」を加える。

12 法人税法(昭和二十二年法律第二十八號)の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「中小企業等協同組合(企業組合を除く。）」の下に「塩業組合、」を加える。

五五三

31 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び製造施設法(昭和二十七年法律第二百二十八号)」を「製造施設法(昭和二十七年法律第二百二十八号)及び塩業組合法(昭和二十八年法律第 号)」に改める。

第二十七條第七号中「及び製造施設法」を「製造施設法及び塩業組合法」に改める。

14 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「及び信用金庫若しくは信用金庫連合会」を「信用金庫若しくは信用金庫連合会及び塩業組合」に改める。

第三百四十八條第五項中「及び連合会」の下に「並びに塩業組合」を加える。

第七百四十三條第六号中「並びに信用金庫及び信用金庫連合会」を「信用金庫及び信用金庫連合会並びに塩業組合」に改める。

第七百四十六條第二項第五号中「中小企業等協同組合(企業組合を除く。)」の下に「及び塩業組合」を加える。

15 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「中小企業等協同組合」の下に「塩業組合であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の常時使用する従業員の数が三百人をこえないものを含む。以下同じ。」を加える。

塩業組合法案に対する修正案
塩業組合法案の一部を次のように修正する。

第八条第一項中第三号を第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 組合員の貯金の受入
第八条第四項から第六項までのうち「第一項第八号」を「第一項第九号」に改める。

第二十五條第七項中「同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは、塩業組合法第五十六條」とを削る。

第六十條第四項中「第八條第一項第六号若しくは第七号」を「第八條第一項第七号若しくは第八号」に改める。

第七十二條に次の一項を加える。

3 公社は、第八條第一項第三号の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならぬ。

第七十四條中「若しくは第七十二條第二項」を「第七十二條第二項若しくは第三項」に改める。

第七十七條中「第七十二條第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

塩業組合法案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

本電信電話公社が発行する鉄道債券及び電信電話債券に係る債務並びにこれらの者が借り入れられる長期借入金で外貨をもつて支払われるものに係る債務について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第六十二條中第九項を削り、第十項を第九項とする。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十五号を次のように改める。

三十五 債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約に関すること。

第十條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約に関すること。

〔最終号の附録に掲載〕
〔浅香忠雄君登壇〕

○浅香忠雄君 ただいま議題となりまして有価証券取引税法外四法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、有価証券取引税法案について申し上げます。今回税制改正の一環として、有価証券の譲渡所得に対する課税を廃止することとして行われるのであります。有価証券の取引を行う者の担税力等に顧み、この機会において、有価証券取引税を創設して、公社債券、株券、出資証券、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券等の有価証券の譲渡があつた場合に、その譲渡者を納税義務者として課税することとし、というのであります。しかしながら、短期国債及び国民貯蓄債券等の譲渡につきましては、その性質に顧みて課税しないこととし、さらに公社債券等の譲渡については今年一年間は課税しないこととする等であります。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。今度の税制改正の一環として、相続税の負担の軽減と課税の簡素化をはかるため、累進課税制度を廃止し、相続及び包括遺贈によつて取得した財産には相続税を、贈与及び特定遺贈によつて取得した財産には贈与税を課することとするほか、基礎控除の引上げ、死亡保険金及び退職金控除の引上げ、税率の改正、延納制度の改正等を行う必要があるというのであります。

次に、資産再評価法の一部を改正する法律案について申し上げます。政府は、昭和二十五年本法を制定して以来二次にわたり再評価を実施したのでありますが、その実施の状況は必ずしも十分に行われなかつた実情にあり、かつまたその後の物価もある程度の上昇を示している状況でありますので、現下の急務である資本蓄積の促進に資するため、今回さらに資産再評価の機会を与へ、現在の物価水準に応じた基準によつて再評価を行ひ得るようにするというのであります。

次に、塩業組合法案について申し上げます。この法案は、わが国における塩業の特殊性にかんがみまして、その経営の合理化によつて塩の生産の維持増進をはかり、塩業者の経済的地位の向上に資するため、塩業者が塩業組合を設立することを認め、この組合について、組合員の出資口数の制限並びに議決権及び役員選挙権の制限に関する特例を設け、その他組合経営の基礎を固にする規定を設けようとするものであります。

最後に、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案について申し上げます。この法律案は、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の長期資金の調達を円滑ならしめるため、これらのものが発行する債券及びこれらのものが借り入れられる外貨払いを要する長期借入金に係る債務について、政府が保証契約をすることができるといふこととするものであります。

以上の五法律案につきましては、審議の結果、本日質疑を打ち切り、塩業組合法案を除く四法律案につきましては、討論を省略の上、ただちに採決いたしましたところ、いずれも起立総員をもちつて原案の通り可決いたしました。次に、塩業組合法案に対しては、大平正芳君より修正案が提出せられました。修正案の内容は、塩業組合についても、農業協同組合、水産業協同組合と同じく、組合員の貯金の受入れの業務を行うことができるようにしようとするものであります。本案は討論を省略して採決いたしましたところ、修正案及び修正案を除く原案に対し、それぞれ起立総員をもちつて修正議決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 五案を一括して採決いたします。五案中、塩業組合法案の委員長の報告は修正でありまして、その他の四案の委員長の報告は可決であります。五案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて五案は委員長報告の通り決しました。

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案(内閣提出)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

未帰還者留守家族等援護法案(内閣提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、未帰還者留守家族等援護法案、右三案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、未帰還者留守家族等援護法案、右三案を一括して議題といたします。

す。委員長の報告を求めます。厚生委員長小島徹三君。

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案
財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律(無償貸付)

第一条 政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第二条により日本国に駐留する合衆国軍隊に提供

されている国有財産たる別表第一の建物が、返還された場合において、この法律の施行の際現に東京都千代田区三年町一番地に主たる事務所を有する財団法人日本遺族会(以下「遺族会」という。)が、もとの軍人軍属で公務により死亡した者の遺族(以下「遺族」という。)の福祉を目的とする事業の用に供するときは、遺族会に対し、その建物及び国有財産たる別表第二の土地のうちその建物の使用に必要な部分を、他の法令の規定にかかわらず、無償で貸し付けることができる。

(用途の制限)

第二条 遺族会は、前条の規定により貸付を受けた財産を左に掲げる事業以外の事業の用に供してはならない。

一 遺族に無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業

二 遺族に無料又は低額な料金で集会所、食堂、理容所、洗たく所等の施設を利用させる事業

三 遺族に生活必需品を実費で販売する事業

四 無料又は低額な料金で遺族の生活及び結婚に関する相談に应ずる事業

五 遺族の育英を行う事業
六 その他遺族の福祉を目的として行う事業で厚生大臣の指定するもの

2 遺族会は、遺族会以外の者が前項に規定する事業を行うために使用する場合においては、厚生省令で定めるところにより厚生大臣の承認を受けて、その者に前条の規定により貸付を受けた財産を使用させることができる。

(監督)

第三条 第一条の規定により遺族会に対し国有財産が貸し付けられたときは、厚生大臣は、その貸付の目的が有効に達せられることを確保するため、遺族会に対して、左に掲げる権限を有する。

一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。

二 貸付の目的に照らして、遺族会の予算が不適当であると認められる場合において、その予算について必要な変更をなすべき旨を勧告すること。

三 遺族会の役員が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

2 第一条の規定により貸し付けた財産の所管大臣は、遺族会が前条の規定に違反したとき、又は前項の規定による措置に従わなかつたときは、厚生大臣の意見を聞き、第一条の規定による貸付の契約を解除することができる。但し、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

3 第一項第三号の規定により解職を勧告する場合においては厚生大臣、前項の規定により契約を解除する場合においては同項に規定する財産の所管大臣は、それぞれ、解職しようとする役員又は遺族会に弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、解職しようとする役員又は遺族会に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明すべき日時、場所及びその処分をなすべき理由を通知しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

別表第一

東京都千代田区九段一丁目五番地の一 所在

一 鉄筋コンクリート造地下二階付四階建事務所 一棟

建坪 九百六十八坪八合六勺五

才

二階 八百二十二坪五合七勺八才

三階 八百二十二坪一合七勺

四階 六百六十二坪二勺

塔屋 百五十九坪八合四勺

地下一階 千四百四十坪一合二勺

地下二階 四才

二 鉄筋コンクリート造地下一階付一階建事務所 一棟

建坪 二十八坪九合五勺

地下一階 四十一坪六合八勺

三 鉄筋コンクリート造一階建屋外便所 一棟

建坪 三坪九合

別表第二

東京都千代田区九段一丁目五番地の一 所在

官有地 三千四百六十五坪八合一勺五才

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「恩給法の特例に関する件」を「旧恩給法の特例に関する件」に改め、同項第二号中「以下「軍属」という。」を削り、同項に次の一号を加え、同条第二項中「前項各号」を前項第一号及び第二号に改める。

三 旧国家総動員法(昭和十三年法律第五十五号)(旧関東州国家総動員令(昭和十四年勅令第六百九号)を含む。)に基いて設立された船舶運賃協会の運航する船舶の乗組員

第三条第一項第二号中「軍属」を「前条第一項第一号に掲げる者」に改め、同条第二項に次の一号を加え、同条第二項中「前項第二号」を「前項第一号及び第二号」に改める。

三 前条第一項第三号に掲げる者については、昭和十七年四月一日以後船舶運賃協会の運航する船舶に乗り組む戦地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて帰還するまでの期間

第四条に次の一項を加える。

3 第二條第一項第三号に掲げる者が業務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。

第七條第一項中「恩給法別表第一号表ノ四の特別項症から第六項症」を「恩給法別表第一号表ノ二に、同条第三項中「軍属を」を「第二條第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下「軍属」という。）に改める。

第八條の表を次のように改める。

不具疾の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に五八、〇〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	一三三、〇〇〇円
第二項症	一〇一、〇〇〇円
第三項症	八二、〇〇〇円
第四項症	四八、〇〇〇円
第五項症	三〇、〇〇〇円
第六項症	二四、〇〇〇円

第十二條の見出し中「減額及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「恩給法の特別に關する件」を「旧恩給法の特別に關する件」に改め、同項を同条第一項とする。

第二十二條中「障害年金を受ける権利を有する者で重度の不具疾疾の状態にあるもの」を「軍人軍属であつた者で在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより重度の不具疾疾の状態にあるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により国立保健所に収容した者から、その実費の一部を徴収することができ

る。

(遺族年金の額等)

第二十六條 遺族年金の額は、遺族のうち、先順位者については、一人につき左の各号に定める額、その他の遺族については、一人につき五千円とする。

一 先順位者が一人の場合においては、二万五千二百円

二 先順位者が二人以上ある場合においては、二万五千二百円に先順位者のうち一人を除いた者一人につき五千円を加えた額を先順位者の数で除して得た額

2 前項に規定する先順位者を定める場合における順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序による。但し、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養祖父母を先にし実祖父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 先順位者たるべき者が次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が遺族年金を受ける権利を失つた後に限り、適用する。

4 先順位者として遺族年金の支給を受けるべき者が一年以上所在不明である場合においては、同順位者（同順位者がいないときは、次順位者）の申請により、その所在不明中、当該先順位者を後順位者とみなすことができる。

5 先順位者として遺族年金を受けらる者につき当該遺族年金の支給を停止すべき事由が生じた場合において、同順位者があるときは、当該遺族年金の支給を停止する間、その同順位者のみを先順位者とみなす。

なし、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とみなす。

第三十二條の次に次の一条を加える。

(遺族年金の返還の免除)

第三十二條の二 死亡したものと認定されていた軍人軍属又は軍人軍属であつた者が生存していることが判明した場合において、その遺族と認定されていた者に遺族年金が支給されているときは、当該生存の事実が判明した日までにすでに支給した遺族年金は、国庫に返還させないことができる。

2 前項に規定する場合において、軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族と認定され、遺族年金の支給を受けていた者は、生存の事実を遡及なく厚生大臣に届け出なければ、同項の規定の適用を受けることができる。

第三十四條第二項中「旧国家総動員法(昭和十三年法律第五十五号)(旧南洋群島における国家総動員に關する件(昭和十三年勅令第三百十七号)及び旧関東州總動員令(昭和十四年勅令第六百九号)を含む。」を「旧国家総動員法(旧南洋群島における国家総動員に關する件(昭和十三年勅令第三百十七号)及び旧関東州總動員令(昭和十四年勅令第六百九号)及び旧南洋群島における国家総動員に關する件(昭和十三年勅令第三百十七号)及び旧関東州總動員令(昭和十四年勅令第六百九号)を含む。」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定の適用については、第二條第一項第三号に掲げる

者の徴用令書を受けた日から徴用を解除された日までの期間(その者の第三條第一項第三号の期間を除く。)をその者の在職期間とみなす。

第三十六條の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により弔慰金を受けらるべき順位にある遺族が、昭和二十七年四月一日(死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日)において生死不明であり、且つ、その日以後引き続き二年以上(その者が昭和二十七年四月一日(死亡した者の死亡の日が昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日)までに二年以上生死不明であるときは、一年以上)生死不明の場合において、同順位者がいないときは、次順位者の申請により、当該次順位者(当該次順位者と同順位者の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者)を弔慰金を受けらるべき順位の遺族とみなすことができる。

第三十七條第一項中「死亡した者が第三十四條第二項及び第三項に掲げるものである場合には、」を「第三十四條第二項から第四項までの規定により支給する弔慰金にあつては、」に改める。

第三十八條の次に次の一条を加える。

(国債の元利金の返還の免除)

第三十八條の二 第三十二條の二の規定は、死亡したものと認定されていた軍人軍属又は軍人軍属であつた者(第三十四條第二項又は第三項の規定により軍属とみなされる者を含む。)が生存していることが判明した場合において、その遺族と認定されていた者に第三十七條に規定する国債の元利金が支払われている場合に準用する。

第三十九條中「同条」を「同条第二項及び第三項に、」又はその支給の請求について準用する。」を「又はその権利の裁定について準用し、同条第三項の規定は、第三十七條に規定する国債の記名者が死亡し同順位者の相続人が数人ある場合において、その者の死亡前に支払うべきであつた同条に規定する国債の元利金の請求若しくはその支払又は同条に規定する国債の記名変更の請求若しくはその記名変更について準用する。」に改める。

つた者(第三十四條第二項又は第三項の規定により軍属とみなされる者を含む。)が生存していることが判明した場合において、その遺族と認定されていた者に第三十七條に規定する国債の元利金が支払われている場合に準用する。

第三十九條中「同条」を「同条第二項及び第三項に、」又はその支給の請求について準用する。」を「又はその権利の裁定について準用し、同条第三項の規定は、第三十七條に規定する国債の記名者が死亡し同順位者の相続人が数人ある場合において、その者の死亡前に支払うべきであつた同条に規定する国債の元利金の請求若しくはその支払又は同条に規定する国債の記名変更の請求若しくはその記名変更について準用する。」に改める。

第四十六條の次に次の但書を加える。

但し、国民金融公庫及び別に法律で定める金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。

第四十八條第二項中「援護に關する書類」の下に、及び第三十七條に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に關する書類を加える。

第五十條中「又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する援護の実施機関が行う。」を、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する援護の実施機関その他政令で定める者に委任することができる。」に改める。

附則中第九項を削り、第八項中「前項を」第七項に改め、同項を第

九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の者に対して、その者が、この法律の規定による障害年金又は遺族年金を受ける権利の認定を受けるまでの間に、同項の規定によつて停止すべき給付保険法の規定による障害年金又は遺族年金を支給したときは、同項の規定にかかわらず、保険給付として支給したものとみなす。この場合において、政令の定めるところにより、その障害年金又は遺族年金の額(遺族年金については、前項の規定により停止すべき部分の額)に相当する額を、この法律の規定による障害年金又は遺族年金の額から控除して支給することができる。

附則

1 この法律は、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号。以下「恩給法中改正法」という。)の施行の日から施行する。

2 この法律中第三十四条、第三十七条第一項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。

3 この法律中第八条及び第二十六条の改正規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。但し、附則第十項、附則第十一項、附則第十三項、附則第十五項及び附則第十六項に規定する者については、この限りでない。

4 この法律中第十二条の改正規定は、昭和二十八年四月一日から適用する。

5 この法律中第二条から第四条まで及び第七条の改正規定は、甲府

金に關しては、昭和二十七年四月一日から、障害年金又は遺族年金に關しては、昭和二十八年四月一日から適用する。

6 改正後の第二十二條第二項の規定は、厚生大臣が国立保健所に収容した者の昭和二十八年四月一日からの在在について、適用する。

7 改正後の第三十二條の二及び第三十八條の二の規定は、死亡したものとして認定されていた軍人軍属又は軍人軍属であつた者(第三十四條第二項又は第三項の規定により軍属とみなされる者を含む)が生存していることがこの法律の施行前に判明した場合においても、適用する。

8 改正後の第二條第一項第三号に掲げる者又はその遺族に關し改正後の職傷病者職没者遺族等援護法を適用する場合においては、第七條(第一項中各号を除く)、第二五條第一項及び第三十條第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和二十八年四月一日」と、第十一條第二号及び第二十九條第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和二十八年三月三十一日」と、第十三條第一項及び第三十條第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和二十八年四月」と、第二十五條第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」とする。

9 軍人たるによる障害年金又は軍人若しくは軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金は、この法律の施行の際、現にこれを受ける権利を有する者以外の者には、支給しない。但し、この法律の施行の際、現に軍人たるによる障害年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による増加恩給を受ける権利を有しないものが死亡した場合に支給すべき遺族年金は、この限りでない。

10 この法律の施行の際、現に障害年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により軍人たるによる増加恩給を受ける権利を有するものは、この法律の施行の際において当該障害年金を受ける権利を失う。

11 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる扶助料(以下「公務扶助料」という。)を受ける権利を有するもの(附則第十三項に規定する者を除く)は、この法律の施行の際、当該遺族年金を受ける権利を失う。

12 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による公務扶助料を受ける資格を有するもの(同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有するものを除く)は、厚生省令で定める期間内に厚生省令で定める事項を厚生大臣に届け出なければ、この法律の施行の際にさかのぼつて、当該遺族年金を受ける権利を失う。

13 この法律の施行の際、現に遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由による公務扶助料及び当該軍人又は軍人であつた者が軍

人以外の公務員として在職したことに由り支給される扶助料(以下「普通扶助料」という。)を受ける権利を有するべきものが、この法律の施行後、公務扶助料を選択したときは、その者は、この法律の施行の際にさかのぼつて、当該遺族年金を受ける権利を失うものとし、普通扶助料を選択したときは、その者に支給する当該遺族年金の額は、改正後の第二十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 前三項に規定する者については、同一の事由による公務扶助料を受ける権利の認定がある日の属する月分まで、この法律の施行の際に受けていた遺族年金の額に相当する額を、遺族年金とみなして支給する。

15 この法律の施行の際、現に軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金の支給を受ける権利を有する者で、他に同一の事由による公務扶助料の支給を受ける権利を有する遺族があるものについては、その者に支給する遺族年金の額は、改正後の第二十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16 この法律の施行の際、現に障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者で、同一の事由により旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。)の規定による年金を受ける権利を有する者

るものについては、その者に支給する当該障害年金又は遺族年金の額は、改正後の第八條又は第二十條の規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、この法律の施行の際に受けていた障害年金又は遺族年金の額と特別措置法の規定による年金の額の合算額が改正後の第八條又は第二十六條の規定により受けることができる障害年金又は遺族年金の額に満たない場合においては、その者に支給する当該障害年金又は遺族年金の額は、改正後の第八條又は第二十六條の規定により受けることができる障害年金又は遺族年金の額からこの法律の施行の際に受けていた特別措置法の規定による年金の額を控除した額とする。

17 郵政大臣は、当分の間、第四十九條第一項及び第三項の規定により障害年金、遺族年金及び第三十七條に規定する国債の元利金の支払に關する事務を処理する場合において、特に必要があるときは、これらの規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

18 郵政大臣は、前項の場合において同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができ、附則第十七項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

第三章 調査(第二十九条)

第四章 雜則(第三十条—第三十
六条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、未帰還者の留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合において必要な療養の給付等を行い、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

(未帰還者)

第二条 この法律において「未帰還者」とは、左の各号に掲げる者であつて、日本の国籍を有するものをいう。

一 もとの陸海軍に属していた者(もとの陸海軍から俸給、給料又はこれに相当する給付を受け、ていなかつた者を除く)であつて、まだ復員していないもの(以下「未復員者」という)。

二 未復員者以外の者であつて、昭和二十年八月九日以後ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、まだ帰還していないもの(自己の意思により帰還しないと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、自己の意思により本邦に在つた者を除く)。

2 日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁されている者及び同条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁されていた者であつて、その拘禁を解かれまだ帰還していないものは、この法律の適用については、未帰還者とみなす。但し、日本の国籍を有しない者は、この限りでない。

第三条 この法律において「帰還」とは、本邦以外の地域から居住の目的をもつて、本邦に帰ることをいう。

2 前条第二項の規定により未帰還者とみなされる者であつて、本邦において拘禁されているものが、その拘禁を解かれたときは、帰還したものとみなす。

(留守家族)

第四条 この法律において「留守家族」とは、未帰還者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子、父母、孫及び祖父母であつて、本邦に住所又は居所を有するものをいう。

2 留守家族は、当該未帰還者が死亡していたことが後に判明した場合においても、その死亡の日にかつた留守家族でなかつたものとして取り扱われることはない。

第二章 援護

(留守家族手当の支給)

第五条 未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給する。

2 留守家族手当の支給は、これを受けようとする者の申請に基いて行う。

(留守家族の順位)

第六条 留守家族手当の支給を受けることができる留守家族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とし、父母については、養父母は実父母に、祖父母については、養父母は実父母に、父母の父母に、父母の養父母は父母の実父母に、それぞれ先だつものとする。

2 先順位者たるべき者が、次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が留守家族手当の支給を受けることができることとなつた後に限り、適用する。

(留守家族手当の支給条件)

第七条 留守家族手当は、未帰還者が帰還しているとするれば、留守家族が主としてその者の収入によつて生計を維持していると認められる場合であつて、且つ、夫、子、父母、孫又は祖父母については、これらの者がそれぞれ左の各号に規定する条件に該当する場合に支給する。

一 夫については、不具廃疾であること。

二 子については、十八歳未満であること、又は不具廃疾であること。

三 父母については、六十歳以上であること、不具廃疾であること、又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができる直

系血族がないこと。

四 孫については、十八歳未満であること、又は不具廃疾であること。

五 祖父母については、六十歳以上であること、又は不具廃疾であること。

(留守家族手当の額)

第八条 留守家族手当の月額額は、二千円とする。但し、前条の規定に該当する留守家族が二人以上ある場合においては、二千円にこれらの留守家族のうち一人を除いた者一人につき四百円を加えた額とする。

(同順位者数人ある場合の支給の申請)

第九条 留守家族手当の支給を受けるべき同順位者の者が二人以上あるときは、これらの者は、同順位者全員のために、そのうち一人を選定して留守家族手当の支給の申請をしなければならない。

(留守家族手当の支給方法)

第十条 留守家族手当は、毎月、その月分を支払ふものとする。

(支給の始期及び終期等)

第十一条 留守家族手当の支給は、留守家族が、留守家族手当の支給の申請をした日の属する月の翌月(留守家族手当の支給を受けていた留守家族が、留守家族手当の支給を受けることができなくなつたことにより、次順位者に転給する場合においては、当該転給の原因たる事由が生じた日の属する月の翌月)から始め、左の各号の一に該当するに至つた日の属する月で終る。

一 未帰還者が帰還したとき。

二 厚生大臣によつて未帰還者が自己の意思により帰還しないものと認められたとき。

三 未帰還者の死亡の事実が判明するに至つたとき。

四 前各号のほか、留守家族手当の支給を受けていた留守家族が、留守家族手当の支給を受けることができなくなつたとき。

るに至つた日の属する月で終る。

一 未帰還者が帰還したとき。

二 厚生大臣によつて未帰還者が自己の意思により帰還しないものと認められたとき。

三 未帰還者の死亡の事実が判明するに至つたとき。

四 前各号のほか、留守家族手当の支給を受けていた留守家族が、留守家族手当の支給を受けることができなくなつたとき。

2 留守家族手当の支給を受けている留守家族は、未帰還者が死亡したものと確認するに足りる資料を得た場合又は左に掲げる事実を知るに至つた場合には、厚生省令で定める場合を除き、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 未帰還者が帰還したこと。

二 未帰還者が自己の意思により帰還しない状態にあること。

3 前項第一号に規定する事実について届出があつた場合においては、未帰還者が帰還した日の属する月の翌月以後、当該留守家族がその事実を知るに至つた日まで、すでに支給した留守家族手当は、国庫に返還せねないことができる。

4 第一項第二号又は第三号の規定により留守家族手当の支給を終えた場合において、その支給の終了前に当該留守家族が第二項に規定する資料を得、又は同項第二号に掲げる事実を知つたものであ

るときは、その資料を得、又はその事実を知るに至つた日の属する月の翌月以後すでに支給した留守家族手当は、国庫に返還させることができる。

(留守家族手当の額の改定)

第十二条 留守家族手当の支給を受けている留守家族につき、新たに第八条但書の規定により加給すべき留守家族があるに至つた場合における留守家族手当の額の改定は、当該留守家族手当の支給を受けている留守家族の申請により、当該申請のあつた日の属する月の翌月(当該加給の原因となつた事由の生じた日から一箇月以内に申請があつた場合においては、当該事由の生じた日の属する月の翌月)から行ふ。

2 留守家族手当の支給を受けている留守家族につき、加給の原因となつた留守家族がなくなつた場合又はその数が減じた場合における留守家族手当の額の改定は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から行ふ。

(留守家族手当の支給をしない場合)

第十三条 この法律の施行後三年を経過した日以後においては、過去七年以内に生存していたと認めるに足る資料がない未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しない。

(恩給法との調整)
第十四条 未帰還者に関し、恩給法

(大正十二年法律第四十八号)の規定による普通恩給(地方公共団体において支給するこれに相当する給付を含む)を受ける権利につき裁定があつた場合においては、当該未帰還者の留守家族には、当該普通恩給の支給額の限度において、留守家族手当を支給しない。

(帰郷旅費)

第十五条 未帰還者が帰郷したときは、厚生省令の定めるところにより、帰郷旅費として、一人につき千円から三千円まで(十八歳未満の者については、五百円から千五百円まで)を支給する。

(遺骨埋葬経費)

第十六条 未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者につき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場合においては、遺骨の埋葬に要する経費として、その遺族(遺族がない場合においては、葬祭を行う者)に対し、その者の申請により、死亡者一人につき三千円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

2 前項に規定する遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、その順位は、葬祭を行う遺族があるときはその者を先にし、その者がない

ときは配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。

(遺骨引取経費)

第十七条 前条第一項に規定する者につき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場合においては、遺骨の引取に要する経費として、その遺族に対し、その者の申請により、死亡者一人につき二千七百円を支給する。但し、本邦に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(療養の給付)

第十八条 厚生大臣は、第十六条第一項に規定する者が自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還後療養を要する場合においては、帰還後三年を限り、その者の申請により、必要な療養の給付を行ふ。

2 前項の療養の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が同項の規定に該当する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による療養の給付を受けている者が、同項の期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、さらに三年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行うことができる。

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(療養の給付の範囲)

第十九条 療養の給付の範囲は、左の通りとする。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施設
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

(療養の給付の機関)

第二十条 療養の給付は、厚生大臣の指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)において、行ふものとする。

(診療方針及び診療報酬)

第二十一条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。

(療養の給付の給付)

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないとき、及びこれによることが適当でないときは、診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによる。

(医療費の審査)

第二十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するにあつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

(報告の請求及び検査)

第二十三条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対し必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求に応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(療養費の支給)

第二十四条 厚生大臣は、第十八条の規定により療養の給付を受けることができる者が、緊急その他やむを得ない事由のため、指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた場合において、その必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 療養費の額は、療養に要する費用を基準として、厚生大臣が定める。

3 療養に要する費用の額は、指定医療機関が請求することができる診療報酬の額の例による。
(療養中の死亡者)

第二十五条 第十八条の規定により療養の給付(前条の規定による療養費の支給を含む。以下同じ。)を受けている者が、当該負傷又は疾病につき療養を受けている間に死亡した場合においては、第十六条の規定を準用する。

(障害一時金)

第二十六条 第十六条第一項に規定する者が、自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還の際なおつてゐる場合、帰還後三年(療養の給付を受ける者については、その受けることのできる期間)以内になつた場合又はなおならないがその期間を経過した場合において、別表中欄に掲げる程度の障害の状態にあるときは、その程度に応じ、その者の申請により、障害一時金として、同表下欄に定める金額を支給する。

(再給付等の禁止)

第二十七条 障害一時金の支給を受けた者には、同一の事由については、以後療養の給付を行わず、また、重ねて障害一時金を支給しない。

2 同一の事由について、他の法令の規定により障害一時金に相当する給付を受けることができる者に

は、この法律による療養の給付を行わず、又は障害一時金を支給しない。

3 同一の事由について、他の法令の規定により療養の給付に相当する給付を受けている者には、この法律による療養の給付を行わない。

(報告の請求)

第二十八条 厚生大臣は、療養の給付及び障害一時金の支給(以下「療養の給付等」という。)に関して必要があると認めるときは、療養の給付等を受ける者その他の関係者に対し、必要な報告を要求することができる。

第三章 調査説明

(調査説明)

第二十九条 国は、未帰還者の状況について調査説明に努めなければならない。

第四章 雑則

(時効)

第三十条 療養の給付等を受ける権利は、これらの給付事由の生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(譲渡等の禁止)

第三十一条 この法律により療養を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第三十二条 この法律により支給を受けた金額を標準として、租税を

の他の公課を課することができない。

2 療養に関する書類には、印紙税を課さない。

(本邦)

第三十三条 この法律において「本邦」には、北緯二十九度以南の南西諸島を含むものとする。

(権限又は事務の委任)

第三十四条 この法律の施行に関する厚生大臣の権限又は権限に属する事務であつて、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)に規定する行政機関の長、都道府県知事その他政令で定める者に委任することができる。(省令への委任)

第三十五条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第三十六条 第二十八条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

(未復員者給与法等の廃止)

2 未復員者給与法(昭和二十二年法律第八十二号。以下「旧法」という。)及び特別未帰還者給与法

(昭和二十三年法律第二百七十九号)は、廃止する。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「公務員給与法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第三項に次の但書を加える。

但し、その者が帰還するまでの間は、給与を支給しない。

(申請主義の特例)

4 この法律の施行の際、現に旧法(特別未帰還者給与法第二条において準用する場合を含む。以下同じ。)又は従前の公務員給与法附則第三項(他の法令において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。)の規定により、俸給又は扶養手当(以下単に「俸給」という。)の支払を受けている者で、この法律の規定により留守家族手当の支給を受けることができるものに対しては、第五項第二項の申請を要しない。昭和二十八年八月分から留守家族手当を支給する。

(留守家族手当の始期の特例)

5 この法律の施行後昭和二十八年九月三十日までの間に、留守家族が第七條の規定に該当するに至つた場合において、当該留守家族が、同年十月三十一日までの間に、留守家族手当の支給の申請をしたときは、当該留守家族に対する

る留守家族手当の支給の始期は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該留守家族が第七條の規定に該当するに至つた日の属する月の翌月とする。

6 この法律の施行後本邦に帰つたことにより留守家族となつた者が、本邦に帰つた日から起算して二箇月以内に第七條の規定に該当するに至つた場合において、本邦に帰つた日から起算して三箇月以内に留守家族手当の支給の申請をしたときも、前項と同様とする。

(順位の特例)

7 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、第七條の規定に該当する留守家族である場合には、その者が後順位者である場合においても、その者を先順位者とみなして、その者及び第六條第一項の規定によりその者と同順位にある者に、留守家族手当を支給する。

附則第四項の規定は、前項の者について準用する。

(特別手当)

9 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、この法律による留守家族手当の支給を受けることができな

ない場合には、その者及び従前の例によりその者と同順位にある者に対して、昭和二十八年八月以

降、毎月、その俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。但し、当該未帰還者につき、他にこの法律による留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がある場合には、留守家族手当の支給を受けることができない留守家族がなくなるまでの間、特別手当を支給しない。

10 この法律の施行後留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなつた場合において、他に従前の例による扶養親族たる資格を有する者（この法律の施行後その資格を有するに至つた者を除く。）があるときは、その者に対して、その日の属する月の翌月以降、毎月、従前の例により計算した俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。

11 前項の場合において、従前の例による扶養親族たる資格を有する者が二人以上であるときは、特別手当は、同項の規定にかかわらず、従前の例による順位により先順位にある者に支給するものとし、同順位者が数人あるときは、その全員に対して支給するものとする。

12 従前の扶養手当の計算の基礎となつた扶養親族のうち、この法律の施行後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から特別手当の額を改定するものとし、改定後の額については、従前の例による。

13 第十三条及び第十四条の規定は、特別手当について準用する。

14 特別手当は、当該未帰還者につき、この法律の規定による留守家族手当の支給を受けることができない留守家族があるに至つた場合には、その日の属する月の翌月以降、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなるまでの間、支給しない。

15 附則第九項但書又は前項に規定する場合に支給する留守家族手当の額は、第八条の規定にかかわらず、同条に規定する額に、従前の例による扶養親族たる資格を有する者（この法律の施行後その資格を有するに至つた者及び第七条の規定に該当する者を除く。）一人につき四百円を加えた額とする。

16 前項の規定は、この法律の施行の際現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者に支給する留守家族手当の額について準用する。

17 従前の公務員給与法附則第三項の規定による未帰還職員につき、この法律の規定により支給する留守家族手当について、附則第十五項（前項において準用する場合を含む。）又は第八条に規定する額が、左に掲げる額より少額であるときは、その差額を留守家族手当に加えて支給する。

一 第二号に規定する留守家族手当以外の留守家族手当については、この法律の施行の際現に旧法及び従前の公務員給与法附則第三項の規定によつて支給している俸給の額

二 附則第十四項に規定する場合に支給する留守家族手当については、その支給をはじめた際支給していた特別手当の額

18 前項各号に規定する額は、これらの額の計算の基礎となつた扶養親族のうち、留守家族手当の支給開始後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から減額するものとし、減すべき額については、従前の例による。

19 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定による給与であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお、従前の例による。

20 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により、俸給の支給を受けていた者が、すでに死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつていたことが判明した場合に、その者が死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつた日以降の分として、その事実が判明した日まで

の間に、すでに支給された俸給は、国庫に返還させないことができる。

21 第十八条第一項の規定は、この法律の施行前に帰還した未帰還者についても、適用する。但し、その者が療養の給付を受けることができる期間については、従前の例による。

22 この法律の施行前に、旧法第八条の第二項若しくは未復員者給与法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号。以下「旧法中改正法」という。）附則第二条第一項又は旧法第八条の第二項（旧法中改正法附則第二条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて、厚生大臣が療養を要するものと認めた負傷又は疾病については、厚生省令で定める場合を除くほか、それぞれ第十八条第二項又は同条第四項において準用する同条第二項の規定による厚生大臣の認定があつたものとみなす。

23 この法律の施行前に、旧法の規定により厚生大臣の指定した医療機関は、この法律の規定により厚生大臣が指定した医療機関とみなす。

24 第二十四条第一項の規定は、この法律の施行前に指定医療機関以外を受けた療養（指定医療機関以外の医療機関から受けた療養）

外の医療機関から療養を受けた者についても、適用する。

25 この法律の施行前、他の法令の規定によりこの法律による障害一時金に相当する給付を受けた者には、同一の事由について、この法律による療養を行わず、又は障害一時金を支給しない。

26 この法律の施行の際、現に旧法の規定による給与の支給を受けている者で、第二条に規定する未帰還者でないものは、当分の間、第十六条第一項に規定する未帰還者とみなして、その者及びその留守家族に対し、この法律による援護を行うことができる。

27 前項の者が、本邦以外の地域から本邦に入国したとき（日本国と平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁され、拘禁のまま本邦に入国したときを除く。）は、この法律の適用については、その者が帰還したものと同みなす。前項に掲げる者で、日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦において拘禁されていたものが、拘禁を解かれたときも、同様とする。

28 未帰還者が恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第号）附則第二十七条第一項の規定により退職したものとなさざれば、同条第二項但書の規定により普通恩給の給付が行われる場合において、当該未帰還者に関し、そ

の退職したものとみなされた日の属する月の翌月分以降、当該普通恩給を受ける権利につき裁定のおつた日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給された額は、政令で定めるところにより、当該普通恩給の内払とみなす。

29 (陸軍刑法を廃止する等の政令第七条の改正)

陸軍刑法を廃止する等の政令(昭和二十二年政令第五十二号)第七条を次のように改める。

第七条 もとの陸海軍に属していた者であつて、まだ復員してないものは、復員するまでの間、なお、従前の未復員者としての身分を有するものとする。

2 前項の未復員者が帰還し、又は自己の意思により帰還しないと認められるときは、厚生大臣は、その者の復員に關して必要な手続をとらなければならない。

30 (厚生省設置法の一部改正)

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

4 第四條第二項第二号中「戦没者遺族等」を「戦没者遺族、未帰還者留守家族等」に改める。

第五條第六十四号を次のように改める。

六十四 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第

号)の定めるところにより、留守家族手当の額を改定し、

及び療養の給付の必要の有無を認定すること。

第十四條の二第八号中「前三号」を「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

第三十九條の五第一項中「第十四條の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四條の二第六号から第八号まで」に改める。

第三十九條の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九條の八中「第十四條の二第五号」を「第十四條の二第六号」に改める。

31 (引揚援護庁設置令の一部改正)

引揚援護庁設置令(昭和二十三年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号を次のように改める。

二 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び未帰還者留守家族等の援護に關する事務を行うこと

九 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第 号)に基く援護の実施に關する事務を行うこと

32 (結核予防法の一部改正)

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項但書中「未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)又は特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)を「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第 号)」に改める。

第三十五條但書中「未復員者給与法又は特別未帰還者給与法」を「未帰還者留守家族等援護法」に改める。

33 (社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)第十九條第三項を、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)第十九條第三項又は未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第 号)第二十二條第三項」に改める。

34 (地方自治法の一部改正)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第一項中「その家族等に対する傳給その他の給与に關する事務」及び「並びに特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)の施行に關する事

務」を削る。

35 (地方税法の一部改正)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第六号を次のように改める。

六 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第 号)の規定により支給を受ける金品

第六百七十二條第六号を次のように改める。

六 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第 号)の規定により支給を受ける金品

第七百四十四條第一項及び第七百七十七條第四項中「特別未帰還者給与法」を「特別未帰還者給与法、未帰還者留守家族等援護法」に改める。

36 (国家公務員災害補償法の一部改正)

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)に規定する未復員者である職員及び特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)に規定する特別未帰還者である職員」を「及び未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第 号)第十六條第一項に規定する未帰還者である職員」に改める。

37 (戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)第八條の二又は未復員者給与法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)附則第二條」を「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第 号)第十八條」に改める。

第十二條中「又は未復員者給与法」を「若しくは旧未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)又は未帰還者留守家族等援護法」に改める。

第二十九條の次に次の一條を加える。

(遺族年金支給の特例)

第二十九條の二 軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡の事家が判明しなかつたため、その親族に對して未帰還者留守家族等援護法第五條の規定による留守家族手当又は同法附則第九項若しくは第十項の規定による特別手当が支給されてゐた場合においては、当該軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族に支給すべき遺族年金は、当該留守家族手当又は特別手当が支給されてゐた期間に係る分は、支給しない。

第三十四條第三項中「特別未帰還者給与法」を「旧特別未帰還者給与法」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に關する経過規定)

昭和二十七年四月一日以後この

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議録第二十七号 財団法人日本遺族会に對する国有財産の無償貸付に關する法律案外二件

法律の施行前に旧法第八條の二又は旧法中改正法附則第二條の規定

により療養を受けることができた者であつて、同期間内に負傷又は

疾病がなかつたもの又はこれらの規定により療養を受けることがで

きる期間を経過したものに關する不具療疾の程度認定及びその者

に支給する障害年金の始期については、従前の例による。

五六四

別表

障害の程度	障害の状況	金額
第一級	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を喪失したもの 三 精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 四 胸部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 五 半身不随となつたもの 六 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 七 両上肢の用を全廃したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九 両下肢の用を全廃したもの	三八、〇〇〇円
第二級	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 三 両上肢を腕関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの	三四、〇〇〇円
第三級	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能を喪失したもの 三 精神に著しい障害を残し終身業務に服することができないもの 四 胸部臓器の機能に著しい障害を残し終身業務に服することができないもの 五 十指を失つたもの	三〇、〇〇〇円
第四級	一 両眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失つたもの 四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 十指の用を喪失したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの	二七、〇〇〇円
第五級	一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳鼓に接しなければ大声を解することができないもの 四 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 五 一上肢の三大関節中の二関節の用を喪失したもの 六 一下肢の三大関節中の二関節の用を喪失したもの 七 一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指を失つたもの	二四、〇〇〇円
第六級	一 一眼が失明し他眼の視力が〇・六以下に減じたもの 二 鼓膜の中等度の欠損その他により両耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の話を解することができないもの 三 精神に障害を残し軽易な業務のほか服することができないもの 四 胸部臓器の機能に障害を残し軽易な業務のほか服することができないもの 五 一手のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上を失つたもの 六 一手の五指又はおや指及びひとさし指をあわせ四指の用を喪失したもの 七 一足をリスフラン関節以上で失つたもの 八 両足指全部の用を喪失したもの 九 女子の外観に著しい醜状を残すもの 一〇 両側の睾丸を失つたもの	二二、〇〇〇円
第七級	一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 脊柱に運動障害を残すもの 三 神経系統の機能に著しい障害を残し軽易な業務のほか服することができないもの 四 一手のおや指をあわせ二指を失つたもの	一八、〇〇〇円

第八級

- 五 一手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以上の用を廃したものの
- 六 一下肢を五センチメートル以上短縮したものの
- 七 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの
- 八 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの
- 九 一上肢に仮関節を残すもの
- 一〇 一下肢に仮関節を残すもの
- 一一 一足の指の全部を失つたもの
- 一二 脾臓又は一側の腎臓を失つたもの

一五、〇〇〇円

第九級

- 一 両眼の視力が〇・六以下に減じたものの
- 二 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたものの
- 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
- 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
- 五 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの
- 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
- 七 鼓膜全部の欠損その他により一耳の聴力を全く失つたもの
- 八 一手のおや指を失つたもの、ひとさし指をあわせ二指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の三指を失つたもの
- 九 一手のおや指をあわせ二指の用を廃したものの
- 一〇 一足の第一指をあわせ二指以上を失つたもの
- 一一 一足の指の全部の用を廃したものの
- 一二 生殖器に著しい障害を残すもの

二二、〇〇〇円

第一〇級

- 一 一眼の視力が〇・一以下に減じたものの
- 二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
- 三 十四齒以上に対し歯科補綴を加えたもの
- 四 鼓膜の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳鼓に接しなければ大声を解することができないもの
- 五 一手のひとさし指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の二指を失つたもの
- 六 一手のおや指の用を廃したものの、ひとさし指をあわせ二指の用を廃したものの又はおや指及びひとさし指以外の三指の用を廃したものの
- 七 一下肢を三センチメートル以上短縮したものの
- 八 一足の第一指又は他の四指を失つたもの

九、六〇〇円

第一級

- 九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
- 一〇 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
- 一一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
- 一二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
- 一三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
- 一四 鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四〇センチメートル以上では尋常の話を解することができないもの
- 一五 脊柱に奇形を残すもの
- 一六 一手のなか指又はくすり指を失つたもの
- 一七 一手のひとさし指の用を廃したものの又はおや指及びひとさし指以外の二指の用を廃したものの
- 一八 一足の第一指をあわせ二指以上の用を廃したものの
- 一九 胸腹部臓器に障害を残すもの

七、二〇〇円

第二級

- 一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
- 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
- 三 七齒以上に対し歯科補綴を加えたもの
- 四 一耳の耳鼓の大部分を欠損したものの
- 五 鎖骨、肋骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの
- 六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
- 七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
- 八 長管骨に奇形を残すもの
- 九 一手のなか指又はくすり指の用を廃したものの
- 一〇 一足の第二指を失つたもの、第二指をあわせ二指を失つたもの又は第三指以下の三指を失つたもの
- 一一 一足の第一指又は他の四指の用を廃したものの
- 一二 局部に強固な神経症状を残すもの
- 一三 男子の外観に著しい醜状を残すもの
- 一四 女子の外観に醜状を残すもの

四、八〇〇円

- 一 一眼の視力が〇・六以下に減じたもの
- 二 一眼の半盲症、視野狹窄又は視野変状を残すもの
- 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの
- 四 一手のこ指を失つたもの
- 五 一手のおや指の指骨の一部を失つたもの
- 六 一手のひとさし指の指骨の一部を失つたもの
- 七 一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの
- 八 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの
- 九 一足の第三指以外の一指又は二指を失つたもの
- 一〇 一足の第二指の用を廢したもの、第二指をあわせ二指の用を廢したもの又は第三指以下の三指の用を廢したもの

- 一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつ毛はげを残すもの
- 二 三齒以上に対し歯科補綴を加えたもの
- 三 上肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの
- 四 下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの
- 五 一手の二指の用を廃したもの
- 六 一手のおや指及びひとさし指以外の指骨の一部を失つたもの
- 七 一手のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつたもの
- 八 一足の第三指以下の一指又は二指の用を廃したもの
- 九 局部に神経症状を残すもの
- 一〇 男子の外貌に醜状を残すもの

二 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。

二 指を失つたものとは、おや指は指關節、その他の指は第一指關節以上を失つたものをいう。

三 指の用を廢したものと、指の末關節の半分以上を失い、又は掌指關節若しくは第一指關節（おや指にあつては指關節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 足指の用を廢したものと、第一指は末關節の半分以上、その他の指は末關節以上を失つたもの又は蹠趾關節若しくは第一指關節（第一指にあつては足指關節）に著しい運動障害を残すものをいう。

未帰還者留守家族等援護法案に対する修正案

未帰還者留守家族等援護法案に
対する修正

目次中「調査究明」を「調査究明及
未帰還者の帰還促進」に改める。
第一条中「未帰還者の」を「未帰還
者が置かれてゐる特別の状態にかん
がみ、国の責任において、その」に
改める。

第七条中「夫、」を「夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」に改める。

第八条中「二百円とするを。」を
二千三百円（昭和二十八年十二月三
十一日までは二千百円。以下この条
中同じ。）とする。」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

2 前項の規定により指定医療機関へ収容して療養の給付を行う場合において、収容された者が恩給法の規定による増加恩給、傷病年金

若しくは傷病賜金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年

法律第二百七十七号。以下「遺族援護法」という。の規定による障害年金を受ける権利を有するとき（傷病賜金については、その支給を受けた場合を含む。）は、政令で定めるところにより、その者から、その者に係る収容中の実費の一部に相当する額を一部負担金として徴収するものとする。

第二十四条第二項中「療養に要する費用」の下に「療養費の支給を受けるべき者が医療機関に収容されて療養を受けた場合であつて、且つ、その者が恩給法の規定による増加額

給、傷病年金若しくは傷病賜金又は遺族援護法の規定による障害年金を受ける権利を有するとき（傷病年金

（を含む。）は、療養に要する費用から、第二十条第二項の例により算定したた一部負担金に相当する額を控除した額を加える。

第二十七条第二項に次の但書を加
える。

但し、厚生大臣が必要があると認める場合においては、療養の給付を行うことができる。

第二十九條を次のように改める。
 (調査究明及び帰還促進)
 第二十九條 国は、未帰還者の状況について調査究明をするとともに

に、その帰還の促進に努めなければならぬ。

附則第二十二項中「厚生省令で定める場合を除くほか、」を削る。

附則第二十五項に次の但書を加え

但し、厚生大臣が必要があると認める場合においては、療養の給付を行ふこととする。

附則第二十八項中「第二十七條」を第三十條に改める。

附則第三十三項中「昭和二十三年法律第二百二十九号」を削る。

附則第三十七項中「(昭和二十七年法律第二百二十七号)」を削る。

附則中第十九項を第二十項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、第十八項の次に次の一項を加える。

19 昭和二十八年四月から七月までの間において、旧法の規定により扶養手当の支払を受けた者（未帰還職員に關し、従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の

支払を受けていた者を除く。）に対しては、その者に支払われた同年四月分から七月分までの扶養手当を左の各号に定めるところにより算定した場合の總額からこれらの

月分としてすでに支払つた扶養手当の総額を控除した額をとりよめて支給するものとする。

た者のうちに妻（婚姻の届出をしていないが、事実上姻婚関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び子があるとき

は、旧法の規定による扶養手当の月額に三百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

二 前号の場合を除き、扶養手当の支給の原因となつた者のうちに妻又は子があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に五百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

三 前二号の場合を除き、扶養手当の支給の原因となつた者のうちに第七条の規定に該当する留守家族に相当する者があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に七百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

未帰還者留守家族等援護法案（内閣提出）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔小島徹三君登壇〕

○小島徹三君 たいだいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、未帰還者留守家族等援護法案並びに財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法は、第十三国会において制定せられ、昨年四月一日から国家補償の精神に基き処遇を施行して参つたのでありますが、今回援護の措置をさらに強化しようとするのが政府の本案提出の理由であります。

本案の内容のおもなる点を申し上げますれば、第一に、太平洋戦争中、旧国家総動員法に基いて設立された船舶運送会の運航する船舶の乗組船員は、戦時中軍人軍属と同様の戦争危険にさらされて、兵員、軍需物資等の運送に当り、また前線作戦に参加する等、まったく軍人軍属と同様の任務に服してゐたものであり、その危険の程度は軍人のそれに比肩し、あるいはそれ以上に及んでゐたのであります。これらの事情にかんがみ、これら船員をこの法律の援護の対象とするため、新たに軍属の範囲に加えようとするのであります。第二は、年金額を、恩給法の一部を改正する法律による旧軍人の増加恩給、公務扶助料の額ともならしめ合せ、その額を引上げまして援護の強化をはかりたいとするもので、すなわち、陣年金につきましては、不具慶疾の程度に依り、九万円から二万四千円を、十八万一千円から二万四千円に、遺族年金につきましては、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序により、先順位者その他の遺族に区分し、一人につき二万五千二百円、五千円にいたそうとするものであります。第三は、旧軍人恩給の復活に伴い、従前この法律により援護しておりました旧軍人またはその遺族については、原則として恩給法に移転することになります。これに伴い、戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護と恩給法による恩給との間に支給対象の重複等が生じますので、所要の調整を行い、その間継断、間隙の生じないように措置いたしましたことでもあります。なおこの法律は、恩給法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

が、新たに軍属の範囲に加えられた船舶運送会の運航する船舶の乗組船員の遺族に支給する弔慰金の支給については昭和二十七年四月一日に、これらの遺族等に対する年金の支給並びに年金額の引上げ等につきましては本年四月一日から適用することとしたのであります。本案は、六月二十七日日本委員会に付託せられ、同二十九日厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、数回にわたるきわめて熱心なる審査が行われたのであります。特に、恩給法の一部を改正する法律案との関連により、七月三日連合審査会、同四月連合審査会、公職会を開き、また七月二十日日本改正案について海外同胞引揚及び遺族援護法に関する調査特別委員会との連合審査会を開き、慎重審議を重ねられたのであります。特に戦犯刑死者、獄死者の遺族に対し本法の援護を行うこと、遺族年金の額を引上げること、父母、祖父母の再婚を遺族年金の失権事由としないこと、二柱以上の戦没者遺族に在る遺族ごとに年金を支給すること等の諸点については、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。その詳細は会議録により御承知願ひいたします。

る権利を二以上有する遺族には、当該遺族年金を併給すること。第四、平和条約第十一條に掲げる裁判により拘禁された者が当該拘禁中に死亡した場合、右の者の遺族に遺族年金及び弔慰金を支給すること。

次いで、修正案と修正案を除く原案の他の部分を一括して討論に入りましたところ、改進黨を代表して山下委員、日本社会党を代表して長谷川委員、日本社会党を代表して堤委員、自由党を代表して巨委員、自由党を代表して高橋委員より、それぞれ賛成の意が述べられたのであります。次いで討論を終了し、修正案と修正案を除く原案の他の部分を一括して採決いたしましたところ、本法案は全会一致修正議決すべきものと決した次第であります。

次に、未帰還者留守家族等援護法案について申し上げます。從來、未帰還者に対しては、未復員者給与法等により、本人に対する俸給と扶養手当とを支給して留守家族の援護が行われていたが、これらの法律を廃止して、端的に留守家族そのものを対象とし、より実情に適した援護をしようというのが、本案提出の理由であります。

次に、本案の概要を申し上げます。第一に、未帰還者の範囲を、未復員者、及び昭和二十年八月九日以降ソ連、中央地区で生存していたと認められる一般邦人であつた者、並びに平和条約第十一條に掲げる裁判により拘禁されてゐる者としたこととあります。第二に、留守家族の範囲をそれぞれ一定の条件を具備する配偶者、子、孫、父、母、祖父母とし、家族手当の額は、先順位者に月額二千四百円、

他に一人当り月額四百円を加給しようというのであります。第三に、留守家族が援護を受け得る期間を限定する反面、国は未帰還者の状況について調査究明に努めなければならない旨を明記したこととあります。第四に、未帰還者が帰還した後、必要ある場合には療養の給付を行い、また障害一時金、帰郷旅費、遺骨埋葬費、遺骨引取費等の支給をするほか、他の法律の改廃に伴う必要な調整を行つたこととあります。

本案は、六月二十七日日本委員会に付託せられ、同二十九日政府より提案理由の説明を聴取した後、数回にわたる熱心なる審査が行われたのであります。特に、未帰還者が帰還した以後も留守家族手当の支給を考慮すること、未帰還者の消息についての調査究明、留守家族手当の増額等の諸点について、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。その詳細は会議録により御承知願ひいたします。

かくて、七月二十二日質疑を終了し、本二十三、自由党の青柳委員より各派共同提案による次の修正案が提出せられました。すなわち、第一、遺族年金額を昭和二十九年一月一日より二万七千六百円とすること。第二、遺族のうち父、母、祖父または祖母が氏を改めないう婚姻したときは、遺族年金の失格及び失権の事由としないこと。第三、先順位者としての遺族年金を受け

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議録第二十七号 議長の報告

臣が必要と認める場合は、この法律による療養の給付を行うことができるものとすること。この場合においては、政令で定めるところにより実費の一部を徴収すること。第五は、昭和二十八年四月から七月までの間において、未復員者給付法または特別未復員者給付法による扶養手当を受けた者には、扶養手当を増額し、これを追給する措置に準じた措置をとること。

次いで、修正案と修正案を除く原案の他の部分を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して長谷川委員、小会派クラブを代表して有田委員より、それぞれ希望を述べて賛成の意見が述べられたのであり、かくて、討論を終了し、採決に入り、まず修正案の部分について採決いたしましたところ、全会一致をもって修正案通り可決いたしました。次いで、修正部分を除く原案の他の部分について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって原案通り可決いたしました。次いで、有田委員より次の附帯決議案が提出されたのであります。朗読いたします。

未帰還者留守家族等援護法案に対する附帯決議案
従来より連日地区および中央地区に残留すると認められる未帰還者の消息につき調査不十分と思われる点のあつた事実にかんがみ、政府はこの際徹底的にその消息の調査究明につとめ、生存者の留守家族の手当が不当に打ち切られるが如き事態を生ぜざるよう善処を要する。

本決議案は全会一致をもって附帯決議とすべきものと決した次第でございます。次に、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案について申し上げます。

本法案の要は、第一に、財団法人日本遺族会に対し、旧軍人軍属で公務により死亡した者の遺族の福祉をはかるため、旧財団法人軍人会館が所有していた建物を、敷地とともに無償で貸し付けることができることとしたこととあります。第二に、貸付財産の用途を宿泊所、集会所等の利用、生活相談、育英事業等、遺族の福祉をはかるために必要な事業の用に供することに制限したこととあります。第三に、貸付契約の解除、役員解職等必要な監督規定を設けたこととあります。

本法案は、七月二日日本委員会に付託せられ、同五日提案理由の説明を聴取した後、本日までにわけて熱心な審査が行われたのであります。詳細は会議録により御承知願います。かくて、本二十三日質疑を終了し、討論に入りましたところ、改進黨を代表して古屋委員、日本社会党を代表して長谷川委員、同じく日本社会党を代表して堤委員より、それぞれ希望を付して賛成の意見が述べられたのであります。次いで採決に入りましたところ、本法案は全会一致で原案通り可決すべきものと議決しました。なお、次の附帯決議を全会一致をもって付すべきものと議決しました。

ここに附帯決議を朗読いたします。
附帯決議
本法における公務死亡の範囲は、これを実情に即して可及的広義に解釈するとともに、旧軍人会館の運営については、明朗にして民主的なを期し、政府は適切な監督措置を講ずることを要する。
以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤隆次郎君) 三案を一括して採決いたします。三案中、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案の委員長の報告は可決でありまして、その他の二案の委員長の報告は修正であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り決しました。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十六分散会
出席國務大臣
大蔵大臣 小笠原三九郎君
文部大臣 大達 茂雄君
農林大臣 保利 茂君
國務大臣 緒方 竹虎君
出席政府委員
内閣官房長官 福永 健司君
人事院総裁 浅井 清君
大蔵省主計局長 愛知 葵一君
大蔵省主計局次長 正示 啓次郎君
大蔵省主計局課長 岸本 晋君
厚生省主計局長 中山 マサ君
引揚援護庁次長 田邊 繁雄君
通商産業省次長 古池 信三君
建設省次長 南 好雄君
朗読を省略した報告
一、昨二十二日の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
国立学校設置法の一部を改正する法律

大日本育英会法の一部を改正する法律
登録税法の一部を改正する法律
通行税法の一部を改正する法律
開拓融資保証法
一、昨二十二日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
昭和二十六年一度一般会計予備費使用總調査(その2)
昭和二十六年一度特別会計予備費使用總調査(その2)
昭和二十六年年度特別会計予算總則第七條及び第八條に基く使用總調査
昭和二十七年年度一般会計予備費使用總調査
昭和二十七年年度特別会計予算總則第九條及び第十條に基く使用總調査
一、昨二十二日、内閣總理大臣から、旧軍港市有財産処理審議会委員に福島正雄君、荒井誠一郎君、野村秀雄君、堀越三三君及び山田義見君を任命したので旧軍港市転換法第六條の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
一、昨二十二日協議委員議長副議長互選の結果次の通り当選した。
農業災害補償法の一部を改正する法律案
農林省協議委員
議長 坪川 信三君
副議長 吉川 久衛君
一、昨二十二日不川参議院事務局長から大池事務局長宛、参議院は農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

佐藤清一郎君 關根 久藏君
寺尾 豊君 宮本 邦彦君
片柳 眞吉君 河野 謙三君
清澤 俊英君 白井 勇君
戸叶 武君 松浦 定義君
一、昨二十二日常任委員会において、次の通り理事を補充選任した。
文部委員会
理事 中村 梅吉君(理事世耕弘一君昨二十二日理事辞任につきその補充)
圖書館運営委員会
理事 松浦周太郎君(理事河本敏夫君去る一日委員辞任につきその補充)
一、昨二十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
牧野 寛爾君 赤澤 正道君
堤ツルヨ君 中村 高一君
人事委員 山田 均君 中曾根康弘君
法務委員 山崎 巖君
外務委員 池田 勇人君 加藤 勘十君
戸叶 里子君 佐々木盛雄君
大蔵委員 飯塚 定輔君
文部委員 町村 金五君 辻原 弘市君
山崎 始男君 世耕 弘一君
厚生委員 西村 榮一君
農林委員 池田 勇人君
佐々木盛雄君 池田 勇人君
水産委員 緒方 竹虎君
通商産業委員 下川 義太郎君
運輸委員 戸塚 九一郎君
郵政委員 淺沼 稻次郎君
電気通信委員
逢澤 寛君 青木 正君
秋山 利崇君 遠藤 三郎君
古井 喜賢君 中村 梅吉君
建設委員

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議第二十七号 議長の報告

小澤佐重喜君 松村 謙三君
 經濟安定委員
 石井光次郎君 前田 正男君
 石村 英雄君
 予算委員 勝間田清一君
 決算委員
 三和 精一君 館林三喜男君
 圖書館運送委員 伊藤 好道君
 一、昨二十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
 内閣委員
 山崎 巖君 松村 謙三君
 西村 榮一君 加藤 勘十君
 人事委員
 町村 金五君 古井 喜實君
 法務委員 牧野 寛榮君
 外務委員
 佐々木盛雄君 中村 高一君
 澤沼相次郎君 池田 勇人君
 大蔵委員 三和 精一君
 文部委員
 芦田 均君 石村 英雄君
 下川儀太郎君 中村 梅吉君
 厚生委員 堤 ツルヨ君
 農林委員
 池田 勇人君 佐々木盛雄君
 水産委員 前田 正男君
 通商産業委員 山崎 始男君
 運輸委員 青木 正君
 郵政委員 戸叶 里子君
 電気通信委員
 小澤佐重喜君 戸塚九一郎君
 石井光次郎君 緒方 竹虎君
 中曾根康弘君 世耕 弘一君
 建設委員
 逢澤 寛君 赤澤 正道君
 經濟安定委員
 秋山 利恭君 遠藤 三郎君
 辻原 弘市君

予算委員 伊藤 好道君
 決算委員
 飯塚 定輔君 池田 清志君
 圖書館運送委員 神近 市子君
 一、昨二十二日水害地緊急対策特別委員
 員会において、次の通り理事を補欠
 選任した。
 理事 生田 安一君(理事生田宏
 一君去る二十日委員辭任
 につきその補欠)
 理事 赤澤 正道君(理事中島茂
 喜君昨二十二日委員辭任
 につきその補欠)
 一、水害地緊急対策特別委員の員数増
 加につき、昨二十二日議長におい
 て、次の通り追加指名した。
 水害地緊急対策特別委員
 田淵 光一君 仲川房次郎君
 坊 秀男君 廣瀬 正雄君
 村瀬 宣親君 足鹿 覺君
 辻原 弘市君 伊藤幸太郎君
 杉山元治郎君 世耕 弘一君
 一、昨二十二日議長において、次の特
 別委員の辭任を許可した。
 水害地緊急対策特別委員
 中島 茂喜君 中嶋 太郎君
 辻原 弘市君
 一、昨二十二日議長において、次の通
 り特別委員の補欠を指名した。
 水害地緊急対策特別委員
 岡部 得三君 白濱 仁吉君
 八木 一男君
 一、昨二十二日内閣から提出した議案
 は次の通りである。
 昭和二十八年度における期末手当の
 支給の特例に関する法律案
 一、昨二十二日参議院から受領した同
 院提出案は次の通りである。
 町村合併促進法案

一、昨二十二日委員会に付託された議
 案は次の通りである。
 昭和二十八年度における期末手当の
 支給の特例に関する法律案(内閣提
 出第一六四号) 人事委員会 付託
 町村合併促進法案(参議院提出、参
 法第五号) 地方行政委員会 付託
 一、昨二十二日参議院に送付した本院
 提出案は次の通りである。
 農産物価格安定法案
 一、昨二十二日参議院に送付した内閣
 提出案は次の通りである。
 行政機関職員定員法の一部を改正す
 る法律案
 行政管理局設置法の一部を改正する
 法律案
 總理府設置法の一部を改正する法律
 案
 恩給法の一部を改正する法律案
 昭和二十七年十月三十一日以前に給
 与事由の生じた恩給等の年額の改定
 に関する法律案
 元南西諸島官公署職員等の身分、恩
 給等の特別措置に関する法律案
 中小企業金融公庫法案
 一、昨二十二日参議院送付の次の内閣
 提出案を可決した旨参議院に通知し
 た。
 開拓融資保証法案
 一、昨二十二日参議院において、次の
 内閣提出案を可決した旨の通知書を
 受領した。
 国立学校設置法の一部を改正する法
 律案
 大日本育英会法の一部を改正する法
 律案
 登録税法の一部を改正する法律案
 通行税法の一部を改正する法律案

一、昨二十二日参議院において、次の
 内閣提出案を承諾した旨の通知書を
 受領した。
 昭和二十六年一般会計予
 備費使用總調査(その2)
 昭和二十六年度特別会計予
 備費使用總調査(その2)
 昭和二十六年度特別会計予
 算總則第七條及び第八條に
 基く使用總調査
 昭和二十七年一般会計予
 備費使用總調査
 昭和二十七年特別会計予
 算總則第九條及び第十條に
 基く使用總調査
 一、昨二十二日議員から提出した質問
 主意書は次の通りである。
 石川県河北郡内灘地区の「内灘演習
 場」一時使用に関する件」についての
 質問主意書(宮多壯一郎君提出)
 一、昨二十三日提出した緊急質問は次
 の通りである。
 人事院勧告に関する政府の態度に対
 する緊急質問(加賀田進君提出)

昭和二十八年七月二十三日 衆議院會議録第二十七号

五七〇

昭和二十五年三月三十一日現在

定価一册

十五円

行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局